



山梨県立博物館 研究紀要

第9集

2015

Bulletin of the Yamanashi Prefectural Museum

ツルマメを混入した縄文土器 ―相模原市勝坂遺跡等の種子圧痕―…中山 誠二 佐野 隆	1
新津家伝来肖像画について ―月岡芳年作品を中心に―……………松田美沙子(縦組39)	32
謡曲《鶺鴒》と「鶺鴒伝説」―近世石和遠妙寺縁起の形成と展開―……………中野 賢治(縦組23)	48
新収集資料紹介「武田勝頼書状」「徳川家奉行人連署状」……………海老沼真治(縦組19)	52
市河家文書「古状共写」について……………海老沼真治(縦組9)	62
世界遺産富士山「巡礼路の特定」に関する作業報告……………西川 広平(縦組1)	70



山梨県立博物館

研究紀要

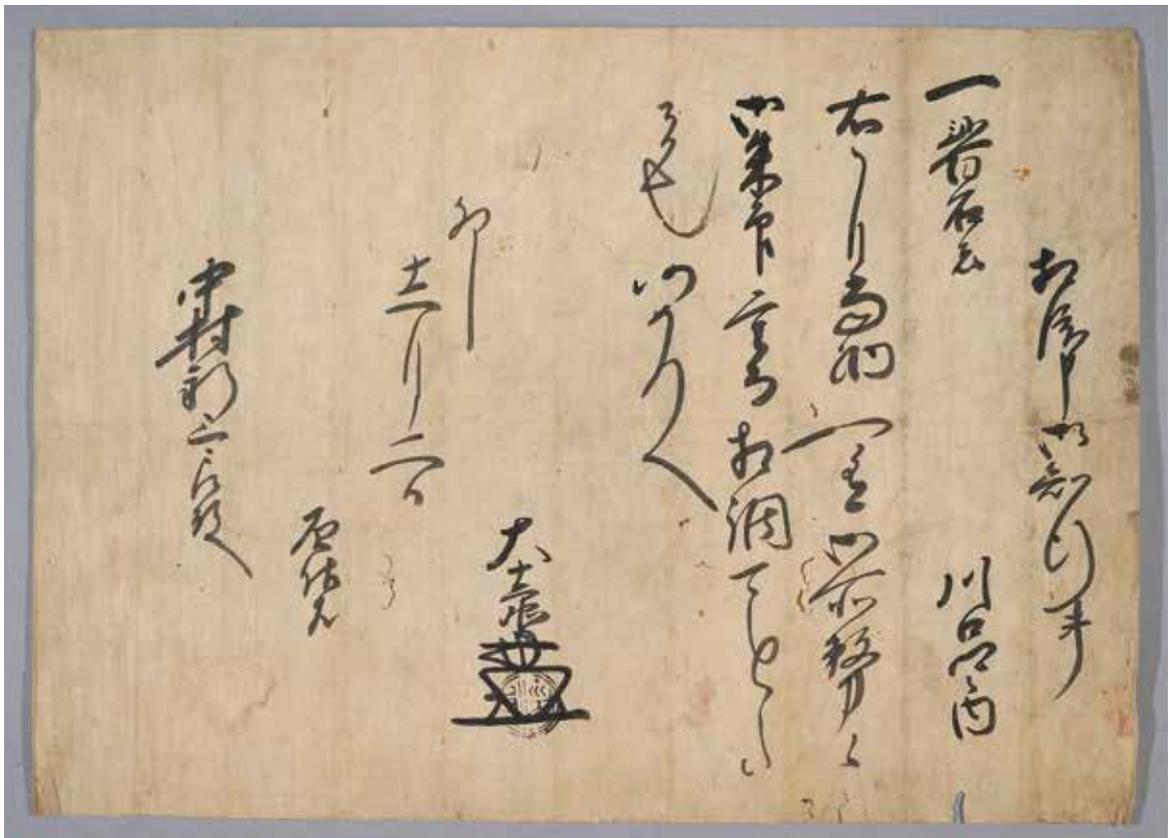
第9集

2015

Bulletin of the Yamanashi Prefectural Museum



図版1 (天正2年) 8月17日 武田勝頼書状



図版2 卯(天正19年) 12月2日 徳川家奉行人連署状



図版3
吳堂筆
「新津儀右衛門高光字孟敬生像」



図版4
得山希齋筆
「新津義右衛門郷光生像」



図版5
月岡芳年筆
「新津清右衛門正光像」

ツルマメ (*Glycine max* subsp. *soja*) を混入した縄文土器 —相模原市勝坂遺跡等の種子圧痕—

中山 誠 二
佐野 隆

はじめに

山梨県内における植物圧痕を中心とする調査研究は、従来ほとんど等閑視されてきたダイズ属、ササゲ属アズキ垂属を含むマメ科やシソ属などの栽培植物が、縄文時代中期においても一定程度利用され、狩猟・漁労・採集などからなる生業の補完的な役割を果たしていたことを明らかにしてきた⁽¹⁾。

その後、縄文時代の植物利用についてより広域的な調査を進める必要があると感じていたところ、佐野が2014年5月31日に神奈川県相模原市立博物館に保管されている勝坂遺跡の出土品を実見し、種子圧痕の有無を観察する機会を得た。わずかな時間の観察であったが、マメ科の種子と思われる圧痕を複数発見したため、同年6月28日に中山とともに相模原市立博物館において資料調査およびレプリカの作成を実施した。調査対象としたのは、勝坂遺跡第1次調査出土土器、山王平遺跡SD21号住居出土土器、田名塩田遺跡TSBJ-12号住居出土土器である。

本稿では、これらの遺跡の圧痕調査の結果を報告する中で、縄文時代のツルマメについて検討を加えてみたい。

1 調査対象遺跡と試料の概要

神奈川県相模原市南区磯部に所在する勝坂遺跡は、大正15年(1926)に大山柏により発掘調査され、縄文農耕論の端緒となった学史的にも著名な遺跡である(図1)⁽²⁾。

圧痕土器のKTS 1は、1973年に勝坂遺跡D地点における第1次調査で出土した連弧文土器から採取した。この土器は、相模原市教育委員会による再整理で「SKS1」と注記され、「勝坂1次遺跡(0006-00)報(043)-9 図59番号4」のカードが付されている。発掘調査報告書⁽³⁾では第59図4に復元された大形破片の拓本が掲載され、第7トレンチ西側の攪乱部から出土したと記されている。第7トレンチで遺構は検出されなかったという。この土器は現在では石膏で補填されて器形が復元され、再実測された図も公表されている⁽⁴⁾(図2)。

土器は口径26.5cm、現存高23.0cmのキャリパー形深鉢で、口縁部に2本の幅広沈線が巡り、口縁部から頸部括れ部に2段の弧線文が施文される。頸部括れにも沈線が巡り、胴下半部にも弧線文が1段施文される。これらはいずれも3本一組の幅広沈線で描かれる。地文は縦位の条線文で、地文施文後に弧線文などが施文されている。器面の風化のため地文が不明瞭となった箇所もある。口唇は内面に向かって断面三角形に



図1 調査対象遺跡位置図

突き出る形状で、頸部は比較的強く括れている。以上の型式的な特徴から連弧文土器2b段階に位置づけられる⁽⁵⁾。

種子圧痕は、口縁部から胴下端部まで確認され、内面の頸部括れより上位にも確認される。底部は欠損しているため圧痕の有無は不明であるが、確認された種子圧痕は70点であった。なお土器割れ面に圧痕があるかは、当該土器が復元されているため観察できなかった。

KTS 2とKTS 5、KTS 6は、同じ勝坂遺跡第1次調査の出土品である。KTS 2は「KN05D-E」と注記された土器小破片で、「勝坂1次NO5D-E 73.7.24(火)」の荷札が付されたビニール袋に収納されていた。RL単節縄文地文の深鉢胴部と思われる破片で、割れ面に種子圧痕1ヶ所が確認された。出土位置は1次調査の第5トレンチと思われる。3号住居と命名された住居跡を検出しており、住居の時期は埋設土器から加曽利EⅡ式期と推測される。KTS 2は縄文地文のみの小破片で正確な時期比定は難しいが、曽利式ないし加曽利E式であろう。

KTS 5は「SKS1位置不明」と注記され、「勝坂1次D地区位置不明」と記されたテンバコに収納されていた。深鉢と思われる土器の底部近くの破片であり、細い縦位の沈線に幅広凹線で蛇行懸垂文が施文されている。曽利Ⅳ式と思われる。種子圧痕は土器割れ面で検出され、圧痕内部と周辺は黒く変色している。

KTS 6は無文の浅鉢破片である。「KN015.2」と注記され、第1次調査15号トレンチで出土したと思われる。15号トレンチでは20号住居跡と23号住居跡の2軒が検出されていて、23号住居埋土から曽利Ⅳ式と思われる条線地文の深鉢と両耳壺破片が出土している。山梨県内の類例からみて、この浅鉢破片は曽利Ⅳ式期からⅤ式期に位置づけられよう。種子圧痕は胴部外面の最下端で検出された。

田名塩田遺跡出土土器のTAN 1は、J-12号住居上層で出土した勝坂1式古段階(貉沢式)の土器である(図2)。胴部中位の内面の2ヶ所で種子圧痕が検出された。田名塩田遺跡は、相模原市中央区田名に所在する中期を主体とする集落跡で、この土器は1997年から1998年の発掘調査で出土したものである。

山王平遺跡は相模原市中央区淵野辺本町に所在する中期加曽利E式期の環状集落跡で、1994年の発掘調査で竪穴住居跡57軒が検出されている。

SAN 1は21号住居の埋設土器で、いわゆる連弧文土器である。圧痕は土器外面で3ヶ所、内面で8ヶ所の計11ヶ所が確認された。この土器は口縁部がやや内湾し、頸部括れが比較的明瞭な深鉢で、口縁部に幅広の沈線2本一組で弧線が描かれ、頸部括れ部にも2本一組の沈線が巡る。頸部から下位には条線地文が施される。連弧文土器2b段階に位置づけられよう。

SAN 2も21号住居出土の深鉢底部破片である。やや幅広で深い沈線で弧線が施文されるが、正確な型式比定は難しい。連弧文土器とみるべきであろうか。土器内面で1ヶ所の種子圧痕が検出された。

2 試料の分析方法

本研究では、縄文土器の表面に残された圧痕の凹部にシリコン樹脂を流し込んで型取りし、そのレプリカを走査電子顕微鏡(SEM)で観察するレプリカ法と呼ばれる手法を用いる。

土器圧痕のレプリカ作成にあたっては、福岡市埋蔵文化財センターの比佐陽一郎・片多雅樹氏により、多量な試料を迅速に処理できる手法が開発されている⁽⁶⁾。今回用いた手法は、『土器圧痕のレプリカ法による転写作業の手引き(試作版)』による。

作業は、①圧痕をもつ土器試料の選定、②土器の洗浄、③資料化のため写真撮影、④圧痕部分のマイクロスコプでの観察、⑤圧痕部分に離型剤を塗布し、シリコン樹脂の充填、転写、⑥これを乾燥させ、

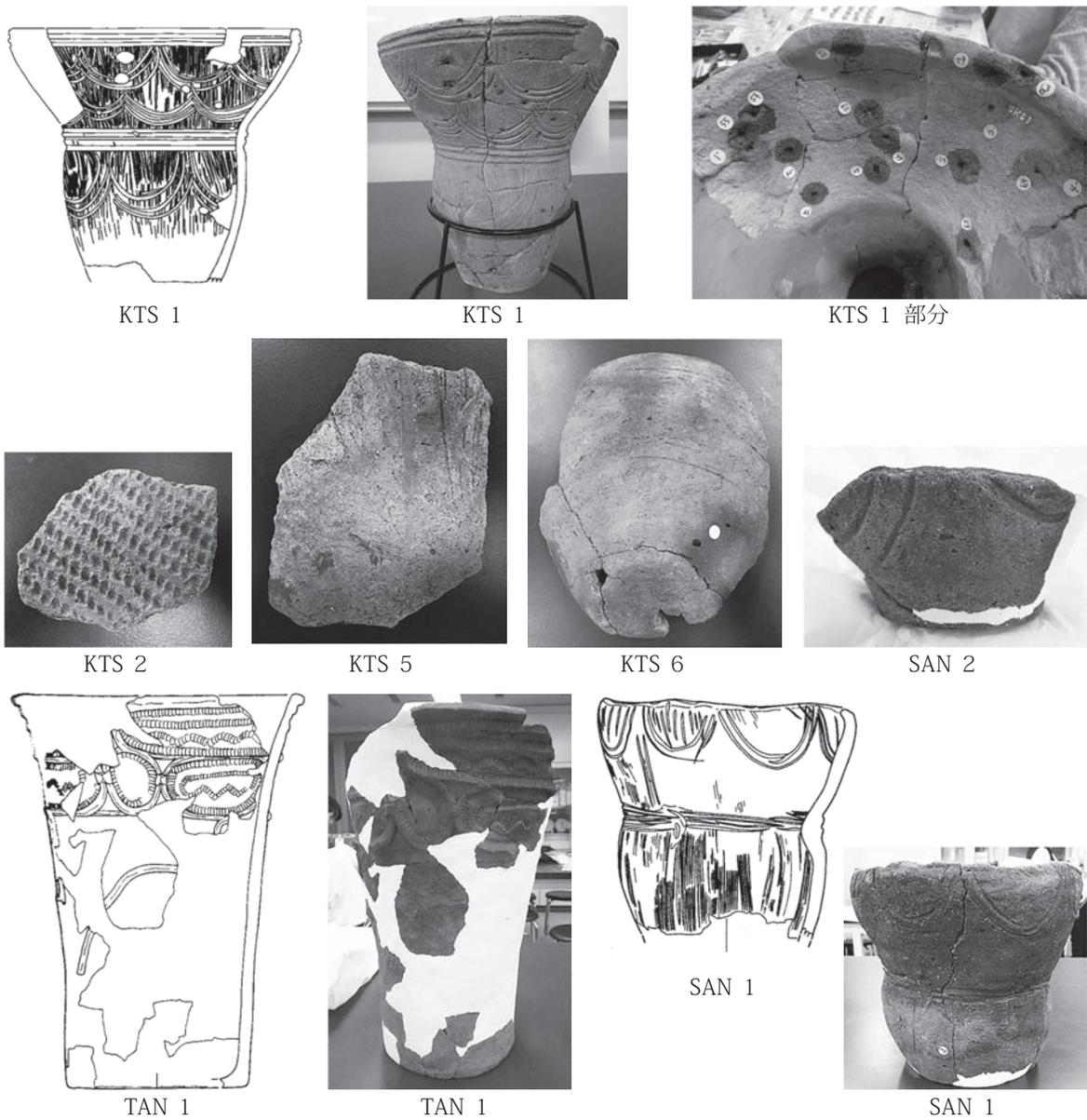


図2 調査対象土器実測図・写真（縮尺不同）

圧痕レプリカを土器から離脱し蒸着、⑦走査電子顕微鏡（日本FEI製のQuanta600）を用いて転写したレプリカ試料の表面観察、という手順で実施した。

なお、離型剤にはアクリル樹脂（パラロイドB-72）をアセトンで薄めた5%溶液を用い、印象剤にはJMシリコーンを使用した。

3 同定結果（表1、図3～9）

KTS 1-1（図3 1～2）

種子圧痕は、長さ4.8mm、幅3.1mm、厚さ2.0mmの楕円形を呈し、中央部に臍が認められる。臍は長さ1.9mm、幅0.8mmで、長軸方向中央に臍溝がわずかに観察される。表皮は夾雑物で覆われ凹凸をもつ。水浸・煮沸等の膨張は、認められない。形状、大きさからダイズ属ツルマメ（*Glycine max* subsp. *soja*）と判断される。

表1 勝坂遺跡等の圧痕同定一覧

番号	サンプルNo	注記	時期	型式名	報告書番号	図版番号	土器形態	土器の部位	植物同定
1	KTS1-01	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	口縁内面	ツルマメ (<i>Glycine max</i> subsp. <i>soja</i>)
2	KTS1-02	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	口縁内面	ツルマメ (<i>Glycine max</i> subsp. <i>soja</i>)
3	KTS1-03	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	口縁内面	ツルマメ (<i>Glycine max</i> subsp. <i>soja</i>)
4	KTS1-04	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	口縁内面	マメ科 (Fabaceae)
5	KTS1-05	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	口縁内面	不明種
6	KTS1-06	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	口縁内面	マメ科 (Fabaceae)
7	KTS1-07	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器		不明種
8	KTS1-08	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	頸部外面	マメ科 (Fabaceae)
9	KTS1-09	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	頸部外面	マメ科 (Fabaceae)
10	KTS1-10	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	頸部外面	ツルマメ (<i>Glycine max</i> subsp. <i>soja</i>)
11	KTS1-11	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	頸部外面	ツルマメ (<i>Glycine max</i> subsp. <i>soja</i>)
12	KTS1-12	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	頸部外面	不明種
13	KTS1-13	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	口縁外面	不明種
14	KTS1-14	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	口縁外面	ツルマメ (<i>Glycine max</i> subsp. <i>soja</i>)
15	KTS1-15	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	口縁外面	マメ科 (Fabaceae)
16	KTS1-16	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	口縁外面	不明種
17	KTS1-17	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	胴部外面	不明種
18	KTS1-18	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	頸部外面	不明種
19	KTS1-19	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	口縁外面	マメ科 (Fabaceae)
20	KTS1-20	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	口縁外面	マメ科 (Fabaceae)
21	KTS1-21	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	胴部上半外面	ツルマメ (<i>Glycine max</i> subsp. <i>soja</i>)
22	KTS1-22	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	頸部外面	×
23	KTS1-23	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	口縁外面	マメ科 (Fabaceae)
24	KTS1-24	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	胴部上半外面	マメ科 (Fabaceae)
25	KTS1-25	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	頸部外面	ツルマメ (<i>Glycine max</i> subsp. <i>soja</i>)
26	KTS1-26	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	頸部外面	マメ科 (Fabaceae)
27	KTS1-27	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	頸部外面	不明種
28	KTS1-28	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	胴部上半外面	ツルマメ (<i>Glycine max</i> subsp. <i>soja</i>)
29	KTS1-29	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	胴部上半外面	ツルマメ (<i>Glycine max</i> subsp. <i>soja</i>)
30	KTS1-30	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	頸部外面	ツルマメ (<i>Glycine max</i> subsp. <i>soja</i>)
31	KTS1-31	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	胴部上半外面	マメ科 (Fabaceae)
32	KTS1-32	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	胴部上半外面	ツルマメ (<i>Glycine max</i> subsp. <i>soja</i>)
33	KTS1-33	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	口唇	マメ科 (Fabaceae)
34	KTS1-34	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	胴部外面	ツルマメ (<i>Glycine max</i> subsp. <i>soja</i>)
35	KTS1-35	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	胴部外面	ツルマメ (<i>Glycine max</i> subsp. <i>soja</i>)
36	KTS1-36	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	胴部上半外面	マメ科 (Fabaceae)
37	KTS1-37	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	頸部外面	マメ科 (Fabaceae)
38	KTS1-38	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	頸部外面	ツルマメ (<i>Glycine max</i> subsp. <i>soja</i>)
39	KTS1-39	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	口縁外面	ツルマメ (<i>Glycine max</i> subsp. <i>soja</i>)
40	KTS1-40	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	口縁外面	ツルマメ (<i>Glycine max</i> subsp. <i>soja</i>)
41	KTS1-41	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	胴部下半外面	ツルマメ (<i>Glycine max</i> subsp. <i>soja</i>)
42	KTS1-42	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	胴部下半外面	不明種
43	KTS1-43	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	胴部下半外面	マメ科 (Fabaceae)
44	KTS1-44	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	胴部下半外側	不明種
45	KTS1-45	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	胴部下半外面	×
46	KTS1-46	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	胴部下半外面	マメ科 (Fabaceae)
47	KTS1-47	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	胴部下半外面	ツルマメ (<i>Glycine max</i> subsp. <i>soja</i>)
48	KTS1-48	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	胴部下半外面	ツルマメ (<i>Glycine max</i> subsp. <i>soja</i>)
49	KTS1-49	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	胴部下半外面	不明種
50	KTS1-50	勝坂1次調査 SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	043	59図4	深鉢形土器	胴部下半外面	×

51	KTS1-51	勝坂1次調査	SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	0 4 3	5 9 図4	深鉢形土器	胴部下半外面	マメ科 (Fabaceae)
52	KTS1-52	勝坂1次調査	SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	0 4 3	5 9 図4	深鉢形土器	胴部下半外面	マメ科 (Fabaceae)
53	KTS1-53	勝坂1次調査	SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	0 4 3	5 9 図4	深鉢形土器	胴部下半外面	マメ科 (Fabaceae)
54	KTS1-54	勝坂1次調査	SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	0 4 3	5 9 図4	深鉢形土器	胴部下半外面	マメ科 (Fabaceae)
55	KTS1-55	勝坂1次調査	SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	0 4 3	5 9 図4	深鉢形土器	口縁内面	マメ科 (Fabaceae)
56	KTS1-56	勝坂1次調査	SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	0 4 3	5 9 図4	深鉢形土器	口縁内面	マメ科 (Fabaceae)
57	KTS1-57	勝坂1次調査	SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	0 4 3	5 9 図4	深鉢形土器	口縁内面	ツルマメ (<i>Glycine max</i> subsp. <i>soja</i>)
58	KTS1-58	勝坂1次調査	SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	0 4 3	5 9 図4	深鉢形土器	口縁内面	ツルマメ (<i>Glycine max</i> subsp. <i>soja</i>)
59	KTS1-59	勝坂1次調査	SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	0 4 3	5 9 図4	深鉢形土器	口縁内面	×
60	KTS1-60	勝坂1次調査	SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	0 4 3	5 9 図4	深鉢形土器	頸部内面	ツルマメ (<i>Glycine max</i> subsp. <i>soja</i>)
61	KTS1-61	勝坂1次調査	SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	0 4 3	5 9 図4	深鉢形土器	口縁内面	マメ科 (Fabaceae)
62	KTS1-62	勝坂1次調査	SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	0 4 3	5 9 図4	深鉢形土器	口縁内面	×
63	KTS1-63	勝坂1次調査	SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	0 4 3	5 9 図4	深鉢形土器	口唇	ツルマメ (<i>Glycine max</i> subsp. <i>soja</i>)
64	KTS1-64	勝坂1次調査	SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	0 4 3	5 9 図4	深鉢形土器	口縁内面	×
65	KTS1-65	勝坂1次調査	SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	0 4 3	5 9 図4	深鉢形土器	口縁内面	マメ科 (Fabaceae)
66	KTS1-66	勝坂1次調査	SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	0 4 3	5 9 図4	深鉢形土器	口縁内面	マメ科 (Fabaceae)
67	KTS1-67	勝坂1次調査	SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	0 4 3	5 9 図4	深鉢形土器		マメ科 (Fabaceae)
68	KTS1-68	勝坂1次調査	SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	0 4 3	5 9 図4	深鉢形土器	胴部外面	ツルマメ (<i>Glycine max</i> subsp. <i>soja</i>)
69	KTS1-69	勝坂1次調査	SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	0 4 3	5 9 図4	深鉢形土器	頸部外面	マメ科 (Fabaceae)
70	KTS1-70	勝坂1次調査	SKS-1	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式並行	0 4 3	5 9 図4	深鉢形土器		×
71	KTS2	勝坂1次	KN05DE	縄文中期後半?	?	No.5 D-E		深鉢	胴部断面	不明種
72	KTS3	勝坂1次	KN05DE	縄文中期後葉	曾利Ⅲ又はⅣ	No.5 D-E			胴部断面	×
73	KTS4	勝坂1次	KN08E'F'	縄文中期後葉	曾利Ⅳ式?	No.08 E'-F'		深鉢	胴部断面	×
74	KTS5	勝坂1次	SKS1	縄文中期後葉	曾利Ⅳ式			深鉢	胴部断面	ツルマメ (<i>Glycine max</i> subsp. <i>soja</i>)
75	KTS6	勝坂1次	KN015.2	縄文中期後葉	曾利Ⅳ - V式	未掲載		浅鉢	胴下半部外面	ダイズ (<i>Glycine max</i> subsp. <i>max</i>)
76	TAN1-1	田名塩田	TBS J-20住	縄文中期中葉	勝坂1式	1 2 4	1 5 図3	深鉢	胴部内面	マメ科 (Fabaceae)
77	TAN1-2	田名塩田	P9上層	縄文中期中葉	勝坂1式	1 2 4	1 5 図3	深鉢	胴部内面	アズキ型 (<i>Vigna angularis</i>)
78	SAN1-1	山王平	SD21住 埋	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式		8 7 図2	深鉢	胴部下半外面	×
79	SAN1-2	山王平	SD21住 埋	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式		8 7 図2	深鉢		×
80	SAN1-3	山王平	SD21住 埋	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式		8 7 図2	深鉢		×
81	SAN1-4	山王平	SD21住 埋	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式		8 7 図2	深鉢	胴部上半内面	×
82	SAN1-5	山王平	SD21住 埋	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式		8 7 図2	深鉢	胴部上半内面	×
83	SAN1-6	山王平	SD21住 埋	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式		8 7 図2	深鉢	胴部上半内面	不明種
84	SAN1-7	山王平	SD21住 埋	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式		8 7 図2	深鉢	胴部上半内面	不明種
85	SAN1-8	山王平	SD21住 埋	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式		8 7 図2	深鉢	胴部上半内面	×
86	SAN1-9	山王平	SD21住 埋	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式		8 7 図2	深鉢	胴部上半内面	×
87	SAN1-10	山王平	SD21住 埋	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式		8 7 図2	深鉢	胴部上半内面	不明種
88	SAN1-11	山王平	SD21住 埋	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式		8 7 図2	深鉢	胴部上半内面	×
89	SAN2	山王平	SD21住	縄文中期後葉	曾利Ⅱ式		8 7 図5~10	深鉢	胴部内面	不明種

植物同定欄の×は、非植物起源の圧痕を示す。

KTS 1 - 2 (図3 3~4)

種子圧痕は、長さ5.8mm、幅3.5mm、厚さ2.2mmの扁平の楕円形を呈し、中央部に臍が認められる。臍の長さは2.1mm、幅0.8mmで、臍溝が明瞭に観察される。幼根部 (radicular lobe) が盛り上がり、水浸・煮沸等による膨張が認められる。形状、大きさからツルマメ (*Glycine max* subsp. *soja*) と判断される。

KTS 1 - 3 (図3 5~7)

種子圧痕は、長さ3.8mm、幅2.8mm、厚さ2.6mmの扁平の楕円形を呈し、中央部に臍が認められる。臍の長さは1.4mm、幅0.5mmで、臍溝が明瞭に観察される。表皮は夾雑物で覆われ凹凸をもつ。水浸・煮沸等の膨張は、

認められない。形状、大きさからツルマメ (*Glycine max* subsp. *soja*) と判断される。

KTS 1-4 (図3 8~9)

種子圧痕は、長さ4.4mm、幅2.9mm、厚さ2.1mmの扁平の楕円形を呈する。表皮はやや凹凸をもつ。形状、大きさからツルマメに類似するが臍部が未確認であるためマメ科 (Fabaceae) とする。

KTS 1-5 (図3 10)

種子圧痕は、長さ3.9mm、幅2.2mmの楕円形を呈する。表皮はやや凹凸をもつ。同定の鍵となる部位が未確認であるため不明種とする。

KTS 1-6 (図3 11~12)

種子圧痕は、長さ3.8mm、幅3.0mm、厚さ2.8mmの扁平の楕円形を呈する。表皮はやや凹凸をもつ。形状、大きさからツルマメに類似するが臍部が未確認であるためマメ科 (Fabaceae) とする。

KTS 1-7 (図3 13)

種子圧痕は、長さ4.7mm、幅3.0mmの楕円形を呈する。表皮はやや凹凸をもつ。同定の鍵となる部位が未確認であるため不明種とする。

KTS 1-8 (図3 14)

種子圧痕は、長さ3.8mm、幅2.3mm、厚さ1.9mmの扁平な楕円形を呈する。表皮は平滑。形状、大きさからツルマメに類似するが臍部が未確認であるためマメ科 (Fabaceae) とする。

KTS 1-9 (図3 15~16)

種子圧痕は、長さ4.1mm、幅2.8mm、厚さ2.6mmの扁平な楕円形を呈する。表皮は平滑。形状、大きさからツルマメに類似するが臍部が未確認であるためマメ科 (Fabaceae) とする。

KTS 1-10 (図3 17~18)

種子圧痕は、長さ4.3mm、幅3.1mm、厚さ2.6mmの扁平な楕円形を呈する。中央部に臍が認められる。臍の長さは2.0mm、幅0.9mmで、臍溝がわずかに観察される。表皮は平滑。幼根部がわずかに盛り上がり、水浸・煮沸等による膨張が認められる。形状、大きさからツルマメ (*Glycine max* subsp. *soja*) と判断される。

KTS 1-11 (図3 19~20)

種子圧痕は、長さ4.1mm、幅2.8mm、厚さ2.8mmの楕円形を呈し、中央部に臍が認められる。臍は長さ1.2mm、幅0.6mmで、長軸方向中央に臍溝がわずかに観察される。表皮はやや凹凸をもつ。水浸・煮沸等の膨張は、認められない。形状、大きさからツルマメ (*Glycine max* subsp. *soja*) と判断される。

KTS 1-12 (図3 21~23)

種子圧痕は、長さ5.0mm、幅4.4mm、厚さ1.7mmの両端部がやや尖った扁平楕円形を呈する。表皮は平滑。同定の鍵となる部位が未確認であるため不明種とする。

KTS 1-13 (図3 24)

種子圧痕は、長さ5.7mm、幅3.8mmの楕円形を呈する。表皮は平滑。同定の鍵となる部位が未確認であるため不明種とする。

KTS 1-14 (図4 1~2)

種子圧痕は、長さ4.7mm、幅3.1mm、厚さ2.5mmの楕円形を呈し、中央部に臍が認められる。臍は長さ1.7mm、幅0.5mmで、長軸方向中央に臍溝がわずかに観察される。表皮は凹凸をもつ。水浸・煮沸等の膨張は、認められない。形状、大きさからツルマメ (*Glycine max* subsp. *soja*) と判断される。

KTS 1-15 (図4 3~4)

種子圧痕は、長さ4.5mm、幅3.1mm、厚さ2.4mmの扁平な楕円形を呈する。表皮は平滑。形状、大きさからツルマメに類似するが臍部が未確認であるためマメ科 (Fabaceae) とする。

KTS 1-16 (図4 5~6)

圧痕は、長さ3.9mm、幅2.4mm、厚さ2.0mmの両端部が楕円形を呈する。表皮はやや凹凸を持つ。同定の鍵となる部位が未確認であるため不明種とする。

KTS 1-17 (図4 7)

圧痕は、長さ4.2mm、幅3.1mmの楕円形を呈する。表皮はやや凹凸を持つ。同定の鍵となる部位が未確認であるため不明種とする。

KTS 1-19 (図4 9~10)

圧痕は、長さ4.3mm、幅2.9mm、厚さ2.8mmの楕円形を呈する。表皮はやや凹凸を持つ。形状、大きさからツルマメに類似するが臍部が未確認であるためマメ科 (Fabaceae) とする。

KTS 1-20 (図4 11~12)

圧痕は、長さ4.2mm、幅2.8mm、厚さ2.0mmの楕円形を呈する。表皮はやや凹凸を持つ。形状、大きさからツルマメに類似するが臍部が未確認であるためマメ科 (Fabaceae) とする。

KTS 1-21 (図4 13~16)

種子圧痕は、長さ4.0mm、幅3.1mm、厚さ2.2mmの楕円形を呈し、中央部に臍が認められる。臍は長さ1.9mm、幅0.6mmで、長軸方向中央に臍溝が観察される。種皮は、小さな六角形組織の集合体である膜状組織がみられる。水浸・煮沸等の膨張は認められない。形状、大きさからツルマメ (*Glycine max* subsp. *soja*) と判断される。

KTS 1-23 (図4 17~18)

圧痕は、長さ4.1mm、幅3.0mm、厚さ2.7mmの楕円形を呈する。表皮はやや凹凸を持つ。形状、大きさからツルマメに類似するが臍部が未確認であるためマメ科 (Fabaceae) とする。

KTS 1-24 (図4 19~20)

種子圧痕は、長さ4.1mm、幅2.9mm、厚さ2.8mmの楕円形を呈し、中央部に臍が認められる。臍は長さ2.0mm、幅0.8mmで、長軸方向中央に臍溝がわずかに観察される。表皮は凹凸をもつ。水浸・煮沸等の膨張は、認められない。形状、大きさからツルマメ (*Glycine max* subsp. *soja*) と判断される。

KTS 1-25 (図4 21~22)

種子圧痕は、長さ3.7mm、幅2.4mm、厚さ2.1mmの楕円形を呈し、中央部に臍が認められる。臍は長さ1.6mm、幅0.6mmで、長軸方向中央に臍溝が観察される。表皮はやや凹凸をもつ。水浸・煮沸等の膨張は、認められない。形状、大きさからツルマメ (*Glycine max* subsp. *soja*) と判断される。

KTS 1-26 (図4 23~24)

圧痕は、長さ4.3mm、幅2.8mm、厚さ2.3mmの楕円形を呈する。表皮はやや凹凸を持つ。形状、大きさからツルマメに類似するが臍部が未確認であるためマメ科 (Fabaceae) とする。

KTS 1-27 (図5 1~2)

圧痕は、幅3.2mm、厚さ2.2mmの扁平な楕円形を呈するが、全体の半分程度が欠損する。表皮はやや凹凸を持つ。同定の鍵となる部位が未確認であるため不明種とする。

KTS 1-28 (図5 3~4)

種子圧痕は、長さ4.6mm、幅2.9mm、厚さ2.6mmの楕円形を呈し、中央部に臍が認められる。臍は長さ1.6mmで、長軸方向中央に臍溝が観察される。表皮はやや凹凸をもつ。水浸・煮沸等の膨張は、認められない。形状、

大きさからツルマメ (*Glycine max* subsp. *soja*) と判断される。

KTS 1-29 (図5 5~6)

種子圧痕は、長さ3.9mm、幅2.5mm、厚さ2.0mmの楕円形を呈し、中央部に臍が認められる。臍は長さ1.8mm、幅0.6mmで、長軸方向中央に臍溝がわずかに観察される。表皮はやや凹凸をもつ。水浸・煮沸等の膨張は、認められない。形状、大きさからツルマメ (*Glycine max* subsp. *soja*) と判断される。

KTS 1-30 (図5 7~8)

種子圧痕は、長さ4.7mm、幅3.2mm、厚さ2.7mmの楕円形を呈し、中央部に臍が認められる。臍は長さ1.8mm、幅0.7mmで、長軸方向中央に臍溝が観察される。表皮はやや凹凸をもつ。水浸・煮沸等の膨張は、認められない。形状、大きさからツルマメ (*Glycine max* subsp. *soja*) と判断される。

KTS 1-31 (図5 9~10)

圧痕は、長さ4.7mm、幅3.2mm、厚さ2.0mmの楕円形を呈する。表皮はやや凹凸を持つ。形状、大きさからツルマメに類似するが臍部が未確認であるためマメ科 (Fabaceae) とする。

KTS 1-32 (図5 11~12)

種子圧痕は、長さ4.5mm、幅3.0mm、厚さ2.8mmの楕円形を呈し、中央部に臍が認められる。臍は長さ1.9mm、幅0.5mmで、長軸方向中央に臍溝が観察される。表皮はやや凹凸をもつ。水浸・煮沸等の膨張は、認められない。形状、大きさからツルマメ (*Glycine max* subsp. *soja*) と判断される。

KTS 1-33 (図5 13~14)

圧痕は、長さ3.7mm、幅2.7mm、厚さ2.0mmの楕円形を呈する。表皮はやや凹凸を持つ。形状、大きさからツルマメに類似するが臍部が未確認であるためマメ科 (Fabaceae) とする。

KTS 1-34 (図5 15~16)

種子圧痕は、長さ4.3mm、幅2.9mm、厚さ2.9mmの楕円形を呈し、中央部に臍が認められる。臍は長さ2.5mm、幅0.7mmで、長軸方向中央に臍溝が観察される。種皮は夾雑物に覆われるが、一部に膜状組織がみられる。水浸・煮沸等の膨張は、認められない。形状、大きさからツルマメ (*Glycine max* subsp. *soja*) と判断される。

KTS 1-35 (図5 17~18)

種子圧痕は、長さ4.0mm、幅2.9mm、厚さ2.5mmの楕円形を呈し、中央部に臍が認められる。臍は長さ1.9mm、幅0.6mmで、長軸方向中央に臍溝が観察される。種皮は夾雑物で覆われるが、一部に膜状組織が見られる。水浸・煮沸等の膨張は、認められない。形状、大きさからツルマメ (*Glycine max* subsp. *soja*) と判断される。

KTS 1-36 (図5 19~20)

圧痕は、長さ4.2mm、幅2.9mm、厚さ2.1mmの楕円形を呈する。表皮は平滑。形状、大きさからツルマメに類似するが臍部が未確認であるためマメ科 (Fabaceae) とする。

KTS 1-37 (図5 21~22)

圧痕は、長さ3.7mm、幅2.9mm、厚さ2.3mmの楕円形を呈する。表皮はやや凹凸をもつ。一部に臍縁がみられるが、臍溝が不明瞭である。形状、大きさからツルマメに類似するが臍部の構造が不明瞭であるためマメ科 (Fabaceae) とする。

KTS 1-38 (図5 23~24)

種子圧痕は、長さ3.8mm、幅2.6mm、厚さ2.2mmの楕円形を呈し、短軸方向の中央部、長軸方向やや端部より臍が認められる。臍は長さ1.8mm、幅0.6mmで、長軸方向中央に臍溝が観察される。表皮は夾雑物で覆われ凹凸がある。水浸・煮沸等の膨張は、認められない。形状、大きさからツルマメ (*Glycine max*

subsp. *soja*) と判断される。

KTS 1-39 (図6 1~2)

種子圧痕は、長さ4.3mm、幅2.5mm、厚さ2.1mmの楕円形を呈し、中央部に臍が認められる。臍は長さ1.6mm、幅0.6mmで、長軸方向中央に臍溝が観察される。表皮は夾雑物で覆われ、やや凹凸が見られる。水浸・煮沸等の膨張は、認められない。形状、大きさからツルマメ (*Glycine max* subsp. *soja*) と判断される。

KTS 1-40 (図6 3~4)

種子圧痕は、長さ4.3mm、幅2.9mm、厚さ2.3mmの楕円形を呈し、短軸方向の中央部、長軸方向やや端部よりに臍が認められる。臍は長さ1.5mm、幅0.5mmで、長軸方向中央に臍溝が観察される。表皮は夾雑物で覆われる、やや凹凸が見られる。水浸・煮沸等の膨張は、認められない。形状、大きさからツルマメ (*Glycine max* subsp. *soja*) と判断される。

KTS 1-41 (図6 5~6)

種子圧痕は、長さ3.9mm、幅3.0mm、厚さ2.5mmの楕円形を呈し、短軸方向の中央部、長軸方向やや端部よりに臍が認められる。臍は長さ1.9mm、現存幅0.3mmで、長軸方向中央に臍溝が観察される。表皮は平滑。水浸・煮沸等の膨張は、認められない。形状、大きさからツルマメ (*Glycine max* subsp. *soja*) と判断される。

KTS 1-42 (図6 7~8)

圧痕は、幅4.8mm、厚さ2.4mmの扁平な楕円形を呈する。表皮はやや凹凸を持つ。同定の鍵となる部位が未確認であるため不明種とする。

KTS 1-43 (図6 9~10)

圧痕は、長さ4.6mm、幅2.9mm、厚さ2.0mmの扁平な楕円形を呈する。表皮はやや凹凸を持つ。一部に臍縁がみられるが、臍溝が不明瞭である。形状、大きさからツルマメに類似するが臍部の構造が不明瞭であるためマメ科 (Fabaceae) とする。

KTS 1-44 (図6 11~12)

圧痕は、長さ4.1mm、幅2.6mm、厚さ2.2mmの扁平な楕円形を呈する。表皮はやや凹凸を持つ。同定の鍵となる部位が未確認であるため不明種とする。

KTS 1-46 (図6 13~14)

圧痕は、長さ4.4mm、幅3.2mm、厚さ2.5mmの扁平な楕円形を呈する。表皮はやや凹凸を持つ。一部に臍縁がみられるが、臍溝が不明瞭である。形状、大きさからツルマメに類似するが臍部の構造が不明瞭であるためマメ科 (Fabaceae) とする。

KTS 1-47 (図6 15~16)

種子圧痕は、長さ3.8mm、幅2.6mm、厚さ1.9mmの楕円形を呈し、短軸方向の中央部に臍が認められる。臍は長さ1.7mm、幅0.7mmで、長軸方向中央に臍溝が観察される。表皮は平滑。水浸・煮沸等の膨張は、認められない。形状、大きさからツルマメ (*Glycine max* subsp. *soja*) と判断される。

KTS 1-48 (図6 17~18)

種子圧痕は、長さ4.1mm、幅2.7mm、厚さ2.2mmの楕円形を呈し、短軸方向の中央部に臍が認められる。臍は長さ2.6mm、幅0.8mmで、長軸方向中央に臍溝がわずかに観察される。表皮は平滑。水浸・煮沸等の膨張は、認められない。形状、大きさからツルマメ (*Glycine max* subsp. *soja*) と判断される。

KTS 1-49 (図6 19~20)

圧痕は、長さ4.5mm、幅2.6mm、厚さ2.1mmの扁平な楕円形を呈する。表皮はやや凹凸を持つ。同定の鍵と

なる部位が未確認であるため不明種とする。

KTS 1-51 (図6 21~22)

圧痕は、長さ3.6mm、幅2.8mm、厚さ2.4mmの扁平な楕円形を呈する。表皮はやや凹凸を持つ。形状、大きさからツルマメに類似するが臍部が未確認であるためマメ科 (Fabaceae) とする。

KTS 1-52 (図6 23~24)

圧痕は、長さ4.2mm、幅3.2mm、厚さ2.4mmの扁平な楕円形を呈する。表皮はやや凹凸を持つ。形状、大きさからツルマメに類似するが臍部が未確認であるためマメ科 (Fabaceae) とする。

KTS 1-53 (図7 1~2)

圧痕は、長さ4.1mm、幅2.7mm、厚さ1.9mmの扁平な楕円形を呈する。表皮はやや凹凸を持つ。形状、大きさからツルマメに類似するが臍部が未確認であるためマメ科 (Fabaceae) とする。

KTS 1-54 (図7 3~4)

圧痕は、長さ4.2mm、幅2.5mm、厚さ2.3mmの扁平な楕円形を呈する。表皮はやや凹凸を持つ。形状、大きさからツルマメに類似するが臍部が未確認であるためマメ科 (Fabaceae) とする。

KTS 1-55 (図7 5~6)

圧痕は、長さ3.6mm、幅2.5mm、厚さ2.4mmの扁平な楕円形を呈する。表皮は凹凸を持つ。形状、大きさからツルマメに類似するが臍部が未確認であるためマメ科 (Fabaceae) とする。

KTS 1-56 (図7 7~8)

圧痕は、長さ3.9mm、幅2.8mm、厚さ2.5mmの扁平な楕円形を呈する。表皮は凹凸を持つ。形状、大きさからツルマメに類似するが臍部が未確認であるためマメ科 (Fabaceae) とする。

KTS 1-57 (図7 9~10)

圧痕は、長さ4.0mm、幅2.6mm、厚さ1.6mmの扁平な楕円形を呈する。短軸方向の中央部、長軸方向のやや端部よりに臍が認められる。臍は長さ1.6mm、幅0.5mmで、長軸方向中央に臍溝が観察される。表皮は平滑。水浸・煮沸等の膨張は、認められない。形状、大きさからツルマメ (*Glycine max* subsp. *soja*) と判断される。

KTS 1-58 (図7 11~12)

圧痕は、長さ4.3mm、幅2.9mm、厚さ2.1mmの扁平な楕円形を呈する。短軸方向の中央部、長軸方向のやや端部よりに臍が認められる。臍は長さ1.8mm、幅0.7mmで、長軸方向中央に臍溝が観察される。表皮は平滑。水浸・煮沸等の膨張は、認められない。形状、大きさからツルマメ (*Glycine max* subsp. *soja*) と判断される。

KTS 1-60 (図7 13~14)

圧痕は、長さ5.9mm、幅3.8mm、厚さ2.6mmの扁平な楕円形を呈する。短軸方向の中央部、長軸方向のやや端部よりに臍が認められる。臍は長さ1.9mm、幅0.8mmで、長軸方向中央に臍溝が観察される。表皮は平滑。幼根部がわずかに膨らみ、水浸・煮沸等による膨張が認められる。形状、大きさからツルマメ (*Glycine max* subsp. *soja*) と判断される。

KTS 1-61 (図7 15~16)

圧痕は、長さ4.4mm、幅2.9mmの扁平な楕円形を呈する。表皮は凹凸を持つ。形状、大きさからツルマメに類似するが臍部が未確認であるためマメ科 (Fabaceae) とする。

KTS 1-63 (図7 17~18)

圧痕は、長さ4.4mm、幅2.5mm、厚さ2.2mmの扁平な楕円形を呈する。短軸方向の中央部、長軸方向のやや端部よりに臍が認められる。臍は長さ1.7mm、幅0.6mmで、長軸方向中央に臍溝が観察される。種皮は夾雑

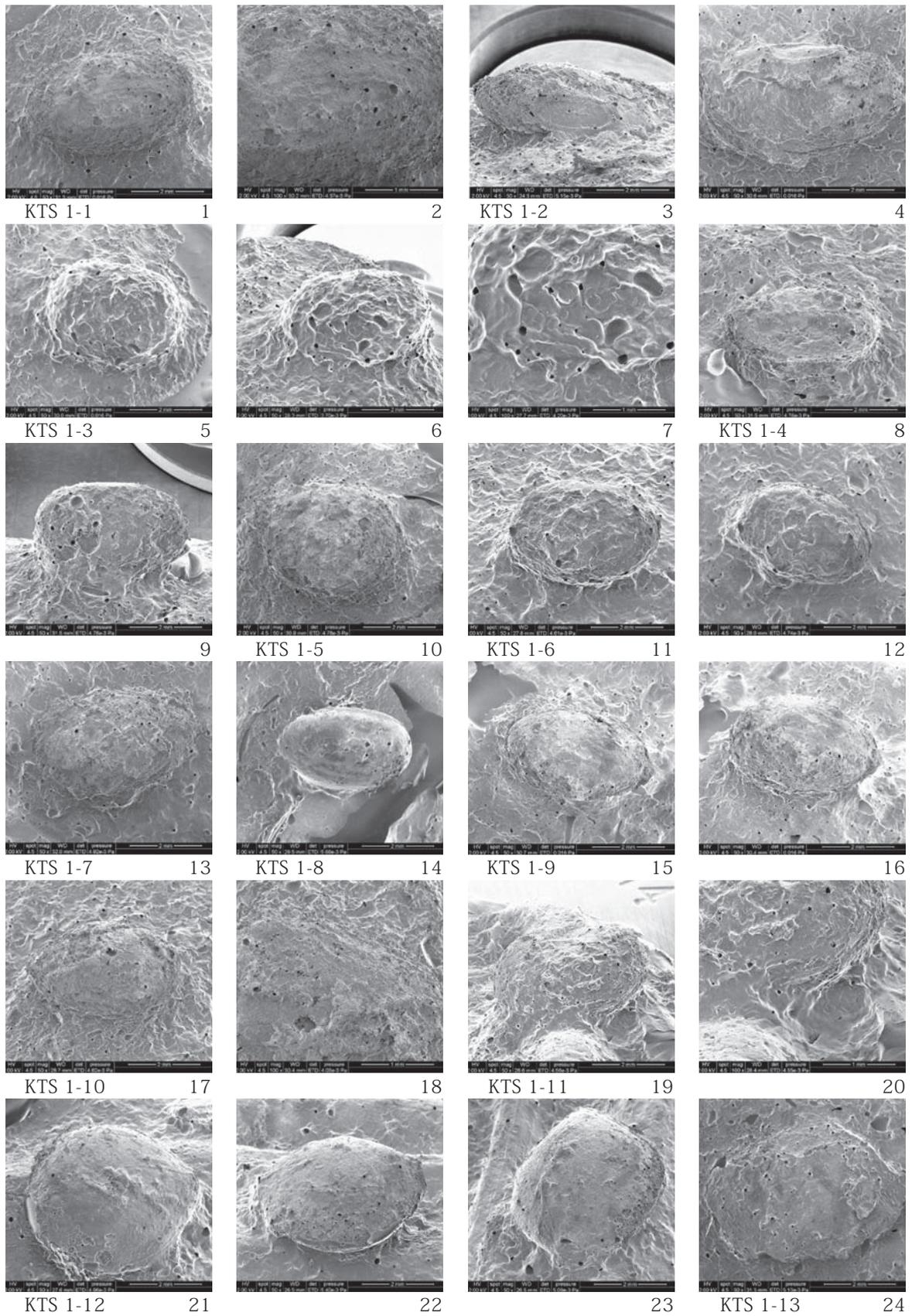


図3 勝坂遺跡土器圧痕SEM画像(1)

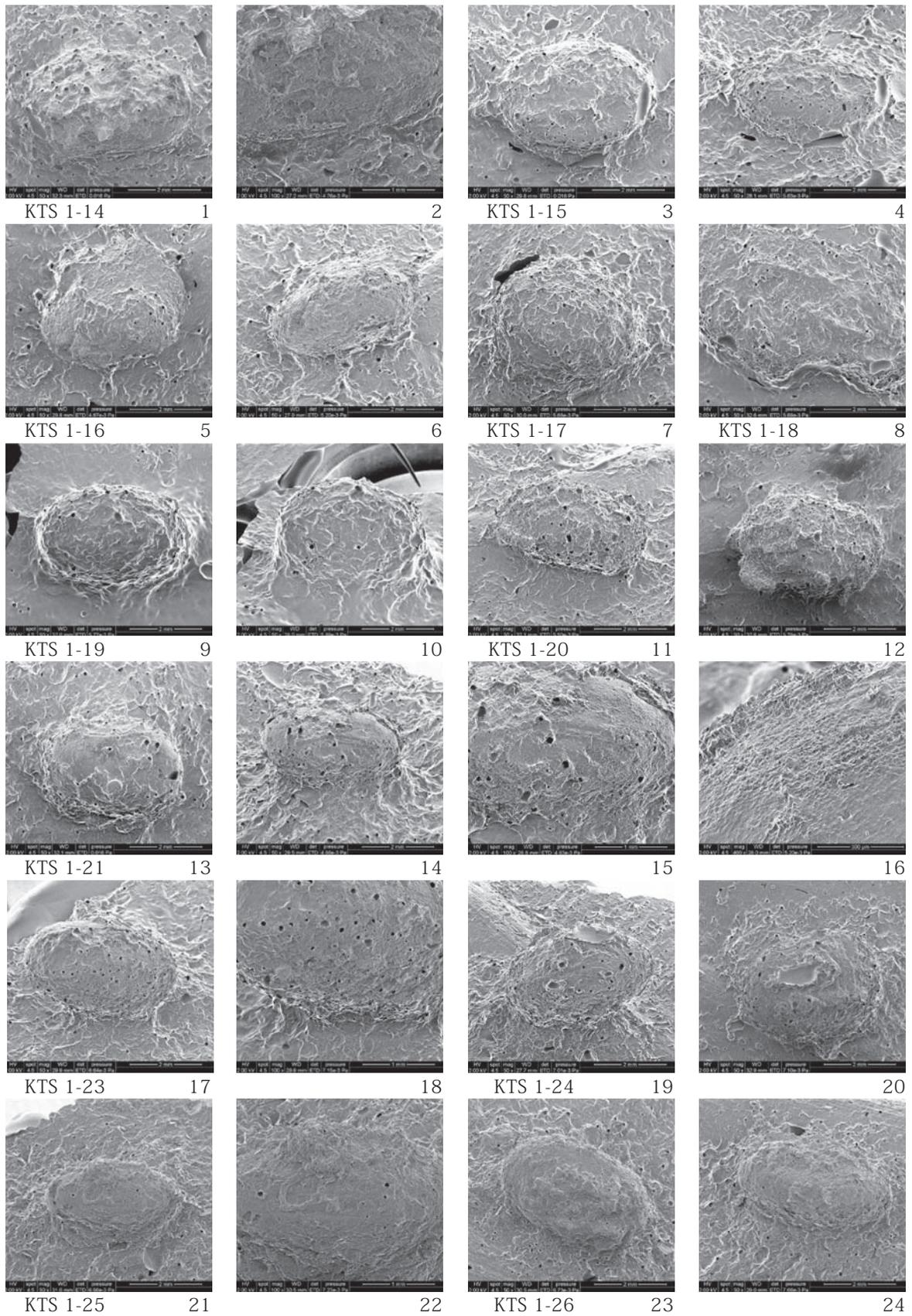


図4 勝坂遺跡土器圧痕SEM画像(2)

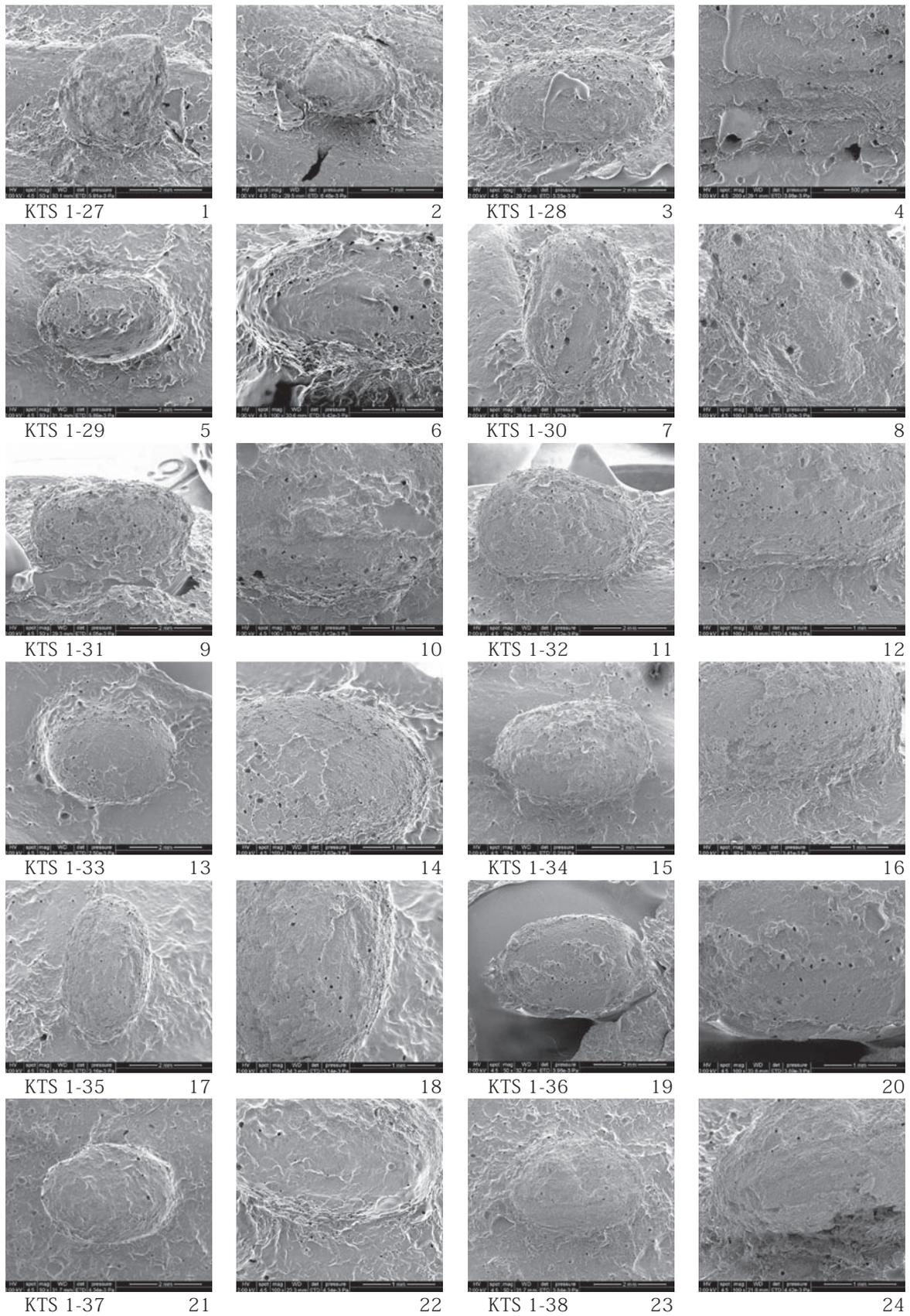


図5 勝坂遺跡土器圧痕SEM画像(3)

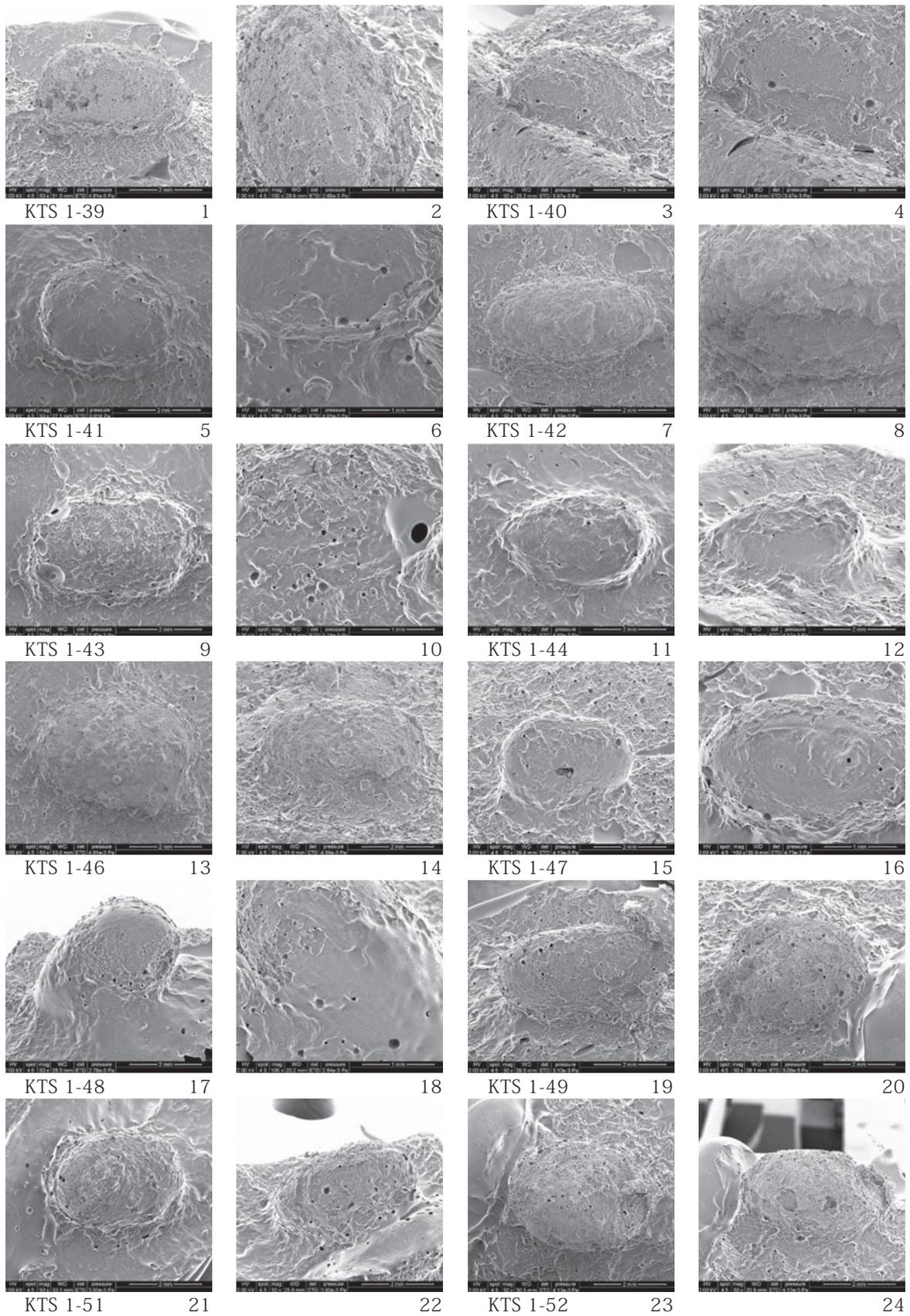


図6 勝坂遺跡土器圧痕SEM画像(4)

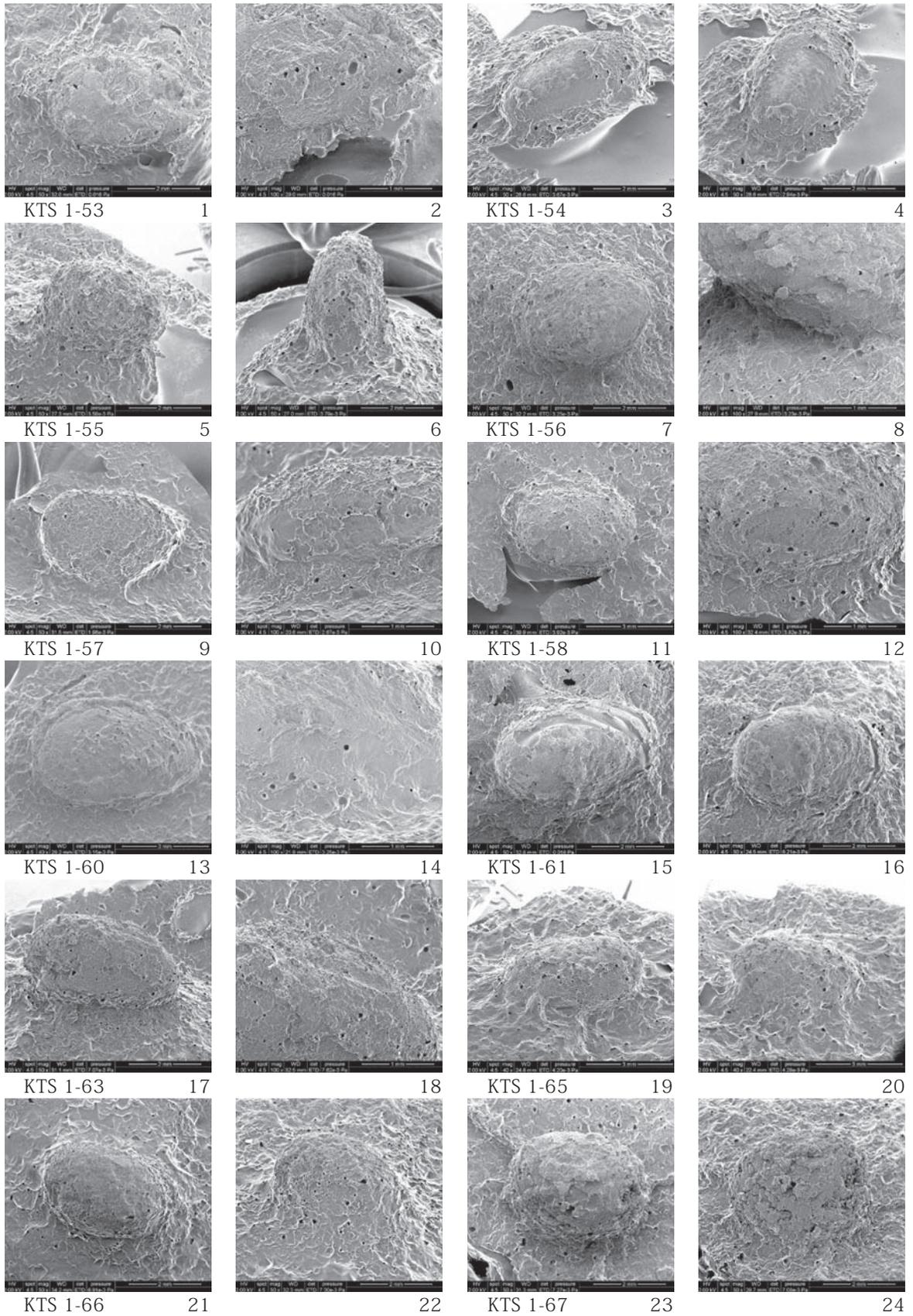


図7 勝坂遺跡土器圧痕SEM画像(5)

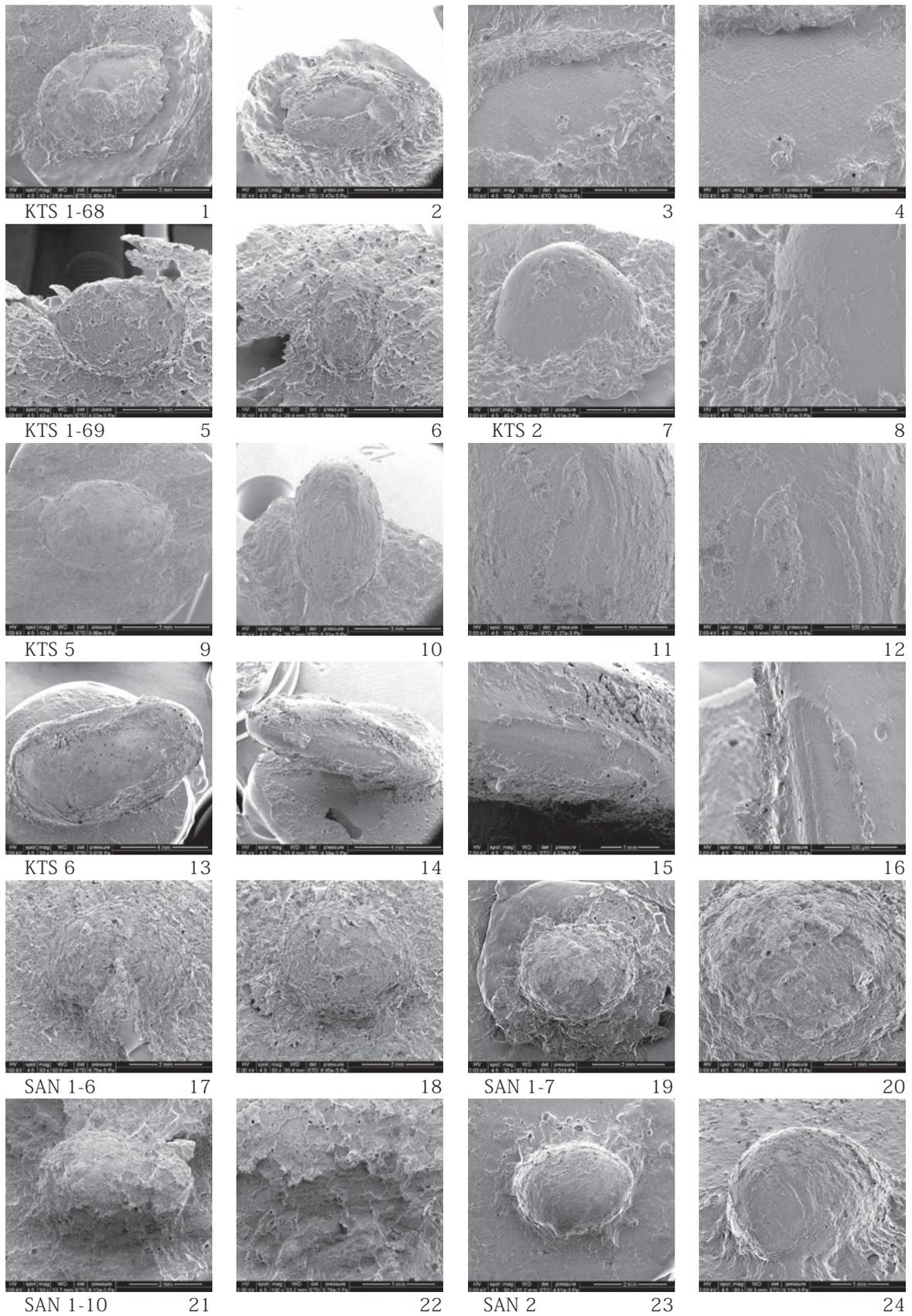


図8 勝坂遺跡・山王平遺跡土器圧痕 SEM 画像

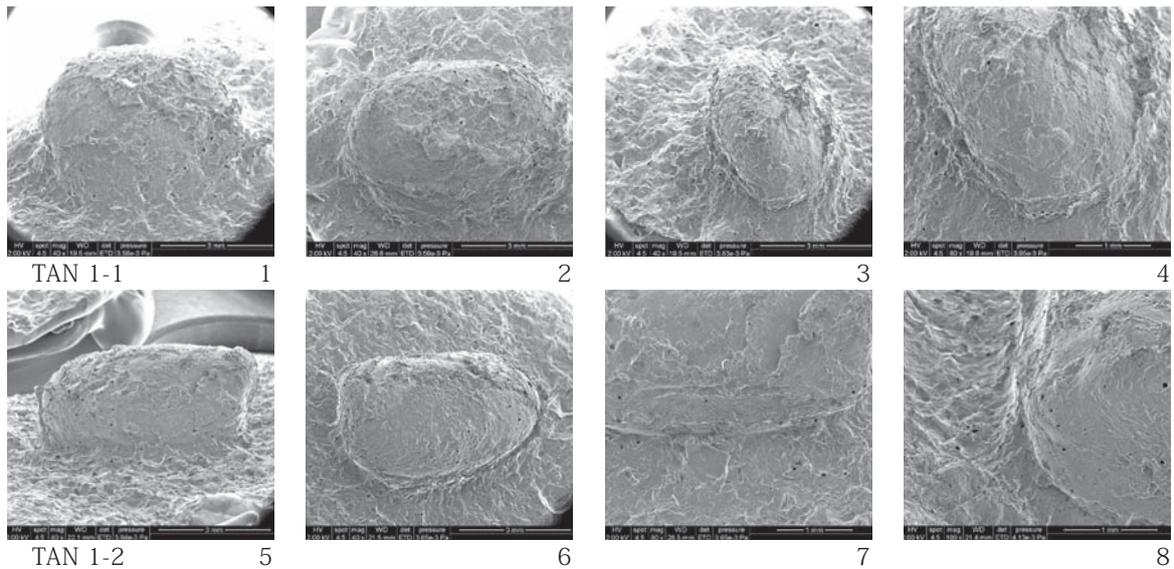


図9 田名塩田遺跡土器圧痕 SEM 画像

物に覆われるが、一部に膜状組織が観察される。水浸・煮沸等の膨張は、認められない。形状、大きさからツルマメ (*Glycine max* subsp. *soja*) と判断される。

KTS 1-65 (図7 19～20)

圧痕は、長さ5.0mm、幅3.2mm、厚さ2.7mmの扁平な楕円形を呈する。表皮はやや凹凸を持つ。形状、大きさからツルマメに類似するが臍部が未確認であるためマメ科 (Fabaceae) とする。

KTS 1-66 (図7 21～22)

圧痕は、長さ3.9mm、幅2.5mm、厚さ2.4mmの楕円形を呈する。表皮はやや凹凸を持つ。形状、大きさからツルマメに類似するが臍部が未確認であるためマメ科 (Fabaceae) とする。

KTS 1-67 (図7 23～24)

圧痕は、長さ4.1mm、幅3.1mmの楕円形を呈する。表皮はやや凹凸を持つ。形状、大きさからツルマメに類似するが臍部が未確認であるためマメ科 (Fabaceae) とする。

KTS 1-68 (図8 1～4)

圧痕は、現存長4.7mm、幅3.7mmの楕円形を呈するが、端部が欠損する。表皮は夾雑物に覆われるが、一部に膜状組織と見られる部分が観察される。水浸・煮沸等の膨張は、認められない。形状、大きさ、表皮構造からツルマメ (*Glycine max* subsp. *soja*) と判断される。

KTS 1-69 (図8 5～6)

圧痕は、長さ4.7mm、幅3.4mm、厚さ2.8mmの楕円形を呈する。表皮はやや凹凸を持つ。形状、大きさからツルマメに類似するが臍部が未確認であるためマメ科 (Fabaceae) とする。

KTS 2 (図8 図7～8)

圧痕は、現存長3.2mm、幅5.4mm、厚さ3.0mmの楕円形を呈し、端部の一部のみが残存する。表皮は平滑。同定の鍵となる部位が見られず、不明種とする。

KTS 5 (図8 9～12)

種子圧痕は、長さ5.2mm、幅3.8mm、厚さ3.3mmの楕円形を呈する。長軸方向中央部に臍が認められる。臍は長さ2.1mm、幅0.9mmで、長軸方向中央に臍溝が観察される。表皮には膜状組織の痕跡が一部認められる。幼根部がわずかに膨らみ、水浸・煮沸等による膨張が認められる。形状、大きさからツルマメ (*Glycine max* subsp. *soja*) と判断される。

KTS 6 (図8 13～16)

種子圧痕は、長さ9.5mm、幅5.3mm、厚さ3.4mmの扁平な楕円形を呈する。短軸方向中央部、長軸方向やや端部よりに臍が認められる。臍は長さ3.1mm、幅1.0mmで、長軸方向中央に臍溝が観察される。幼根部がわずかに膨らみ、水浸・煮沸等による膨張が認められる。表皮は平滑。形状、大きさからダイズ (*Glycine max* subsp. *max*) と判断される。

SAN 1-6 (図8 17～18)

圧痕は、長さ4.1mm、幅3.3mm、厚さ3.2mmの楕円形を呈する。表皮はやや凹凸をもつ。同定の鍵となる部位が見られず、不明種とする。

SAN 1-7 (図8 19～20)

圧痕は、長さ3.4mm、幅2.8mm、厚さ2.7mmの楕円形を呈する。表皮はやや凹凸をもつ。同定の鍵となる部位が見られず、不明種とする。

SAN 1-10 (図8 21～22)

圧痕は、長さ4.4mm、幅3.1mm、厚さ2.8mmの楕円形を呈する。表皮はやや凹凸をもつ。同定の鍵となる部位が見られず、不明種とする。

SAN 2 (図8 23～24)

圧痕は、長さ3.4mm、幅2.6mm、厚さ2.5mmの楕円形を呈する。表皮はやや凹凸をもつ。同定の鍵となる部位が見られず、不明種とする。

TAN 1-1 (図9 1～4)

圧痕は、長さ6.1mm、幅4.1mm、厚さ2.8mmの楕円形を呈する。表皮はやや凹凸を持つ。形状、大きさからツルマメに類似するが臍部が未確認であるためマメ科 (Fabaceae) とする。

TAN 1-2 (図9 5～8)

種子圧痕は、長さ5.4mm、幅3.3mm、厚さ2.5mmの俵状を呈する。短軸方向中央部、長軸方向端部に偏って臍と種瘤が明瞭に認められる。臍は長さ2.4mm、幅0.8mmで、臍溝が見られない被膜型の構造をもつ。表皮は平滑。形状、大きさからササゲ属アズキ型 (*Vigna angularis*) と判断される。

4 考察

勝坂遺跡第1次調査、山王平遺跡、田名塩田遺跡出土土器の植物圧痕調査により、マメ科ダイズ属27点、ササゲ属アズキ亜属1点、マメ科28点、不明種15点が確認され、その多くがマメ科植物によって占められている点が注目される。以下では、これらの検出状況を踏まえ、いくつかの課題について検討してみたい。

(1) 多量種子が土器内に混入する意味

勝坂遺跡1次調査D地点出土の連弧文土器からは、70点の圧痕が採集されたが胴部内面下半の観察ができなかったことを考慮すると、さらに多くの痕跡があると考えられる。レプリカ採取した試料の内、25点がツルマメ (*Glycine max* subsp. *soja*)、27点がマメ科 (Fabaceae)、11点が不明種、7点が植物以外の痕跡

であった。マメ科とした試料も、臍構造は明らかでなかったが、大きさや形態の点ではツルマメに極めて近似する。つまり、一つの土器に50点以上の単一植物種子が含まれていることになる。

種子圧痕は、土器全体の内外面に認められ、一部の部位に偏って付けられたものではない。圧痕付着の状態は、土器表面から胎土内部にオーバーハングしているものが多い。遠藤英子によれば、このような状態の圧痕は、外面から押し当てられたものではなく、土器の素材となる粘土の中に種子が混入した状態を示している⁽⁷⁾。遠藤は、突帯文土器、浮線文土器、条痕文土器などの弥生時代成立期の土器に観察される土器胎土をオーバーハングさせる種子圧痕について、粘土の状態での偶然の混入を想定している。

土器製作には、土器の素材である粘土の精製、練り込み、土器成形、表面整形および調整、乾燥、焼成のいくつかの段階がある。今回観察した勝坂遺跡のツルマメの種子混入のタイミングは、種子がほとんど欠損していないことから、土器成形以前で、しかも粘土の練り込みの最終段階であると推定される。場所によって圧痕の密度に粗密があるのは種子の練り込みが不均一であったからであろう。ツルマメの大きさは、いずれも長さ4mm程度で、土器製作のみを考えれば中沢道彦が指摘するように焼成時の破裂の危険性をはらむ⁽⁸⁾、むしろ除去すべき異物である。したがって、圧痕として残された種子は、土器製作時に偶然に混入したというよりも、粘土の練り込み段階で意図的に混入された可能性が極めて高いと考える。

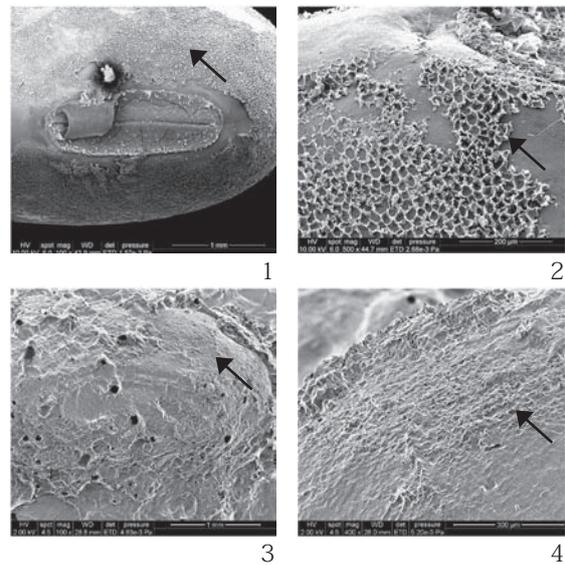
単一土器から植物種子を複数混入する縄文時代中期の事例は、東京都本宿町遺跡のシソ属⁽⁹⁾、長野県目切遺跡のアズキ⁽¹⁰⁾などが報告されており、土器製作時の種子混入に呪術的、あるいはそれ以外の何らかの意図があったと考えられ、人とマメの関係性の深さを垣間見ることができる。

(2) ツルマメ種皮を覆う膜状組織

混入したツルマメは、KTS 1-2、KTS 1-60の2点以外は膨潤の痕跡が見られず、ほとんど原形を保っていると考えられる。これらの試料は、表面が夾雑物に覆われているものも少なくないが、一部に表皮組織が見られる試料が存在する。そのうち、KTS 1-21・34・35・68、KTS 5の5点の種皮には膜状組織が観察された。

この膜状組織は、完熟したツルマメなどの表皮に認められるもので⁽¹¹⁾、一辺10~20 μ m程度の六角形状の組織が集合して蜂の巣型の膜状組織(bloom)が種皮全体を覆うものである(図10)。中山は、これをろう粉(wax bloom)と捉えていたが⁽¹²⁾、この膜組織にロウ(wax)成分はなく⁽¹³⁾、疎水性のタンパク質で組成されると考えられている⁽¹⁴⁾。S.Shaoらは、ダイズ種子を覆うこれらの外皮膜が吸水性を阻害する組織であるとする⁽¹⁵⁾。種皮の膜状組織は、現生ダイズ属種子の観察では、ツルマメと栽培ダイズの中でも極小粒のダイズなどに認められる組織で、現在食用としている光沢のある栽培ダイズには認められないものである。

野生ツルマメは、秋に完熟して莢が開裂して種子が飛び散り、地面に自然散布されるが、即座に発芽せず、越冬の一定期間、休眠する性質をもつ。ツルマメの種子を覆う膜状組織(bloom)は難吸水性を保ち、完熟種子が自然播種後短期間で水分を吸収し発芽することを抑制する役割を持っていると推定される。実際、



1・2：現生ツルマメ、3・4 KTS1-21

図10 ツルマメの表皮組織の比較

表2 勝坂遺跡のダイズ属 *soja* 亜属の種実圧痕出土一覧

番号	試料名	時期 (縄文時代)	マメ圧痕 (mm)							乾燥値			長幅厚の比率			簡易体積 mm ³
			形態	形態分類	長さ	幅	厚さ	臍長	臍幅	長さ	幅	厚さ	長さ比	幅比	厚さ比	
1	KTS1-1	中期後葉	ツルマメ型	A1	4.8	3.1	2.0	1.9	0.8	5.4	3.5	2.2	48.5%	31.3%	20.2%	41.6
2	KTS1-2	中期後葉	ツルマメ型	A1	5.8	3.5	2.2	2.1	0.8	4.2	3.2	2.1	44.2%	33.7%	22.1%	28.2
3	KTS1-3	中期後葉	ツルマメ型	A2	3.8	2.8	2.6	1.4	0.5	4.3	3.1	2.9	41.3%	30.4%	28.3%	38.7
4	KTS1-10	中期後葉	ツルマメ型	A2	4.3	3.1	2.6	2.0	0.9	4.8	3.5	2.9	43.0%	31.0%	26.0%	48.8
5	KTS1-11	中期後葉	ツルマメ型	A2	4.1	2.8	2.8	1.2	0.6	4.6	3.1	3.1	42.3%	28.9%	28.9%	44.2
6	KTS1-14	中期後葉	ツルマメ型	A1	4.7	3.1	2.5	1.7	0.5	5.3	3.5	2.8	45.6%	30.1%	24.3%	51.9
7	KTS1-21	中期後葉	ツルマメ型	A1	4.0	3.1	2.2	1.9	0.6	4.5	3.5	2.5	43.0%	33.3%	23.7%	39.4
8	KTS1-24	中期後葉	ツルマメ型	A2	4.1	2.9	2.8	2.0	0.8	4.6	3.3	3.1	41.8%	29.6%	28.6%	47.0
9	KTS1-25	中期後葉	ツルマメ型	A2	3.7	2.4	2.1	1.6	0.6	4.1	2.7	2.4	45.1%	29.3%	25.6%	26.6
10	KTS1-28	中期後葉	ツルマメ型	A2	4.6	2.9	2.6	1.6		5.2	3.3	2.9	45.5%	28.7%	25.7%	49.8
11	KTS1-29	中期後葉	ツルマメ型	A1	3.9	2.5	2.0	1.8	0.6	4.4	2.8	2.2	46.4%	29.8%	23.8%	27.1
12	KTS1-30	中期後葉	ツルマメ型	A2	4.7	3.2	2.7	1.8	0.7	5.3	3.6	3.0	44.3%	30.2%	25.5%	57.2
13	KTS1-32	中期後葉	ツルマメ型	A2	4.5	3.0	2.8	1.9	0.5	5.0	3.4	3.1	43.7%	29.1%	27.2%	52.7
14	KTS1-34	中期後葉	ツルマメ型	A2	4.3	2.9	2.9	2.5	0.7	4.8	3.3	3.3	42.6%	28.7%	28.7%	52.3
15	KTS1-35	中期後葉	ツルマメ型	A2	4.0	2.9	2.5	1.9	0.6	4.5	3.3	2.8	42.6%	30.9%	26.6%	41.6
16	KTS1-39	中期後葉	ツルマメ型	A1	4.3	2.5	2.1	1.6	0.6	4.8	2.8	2.4	48.3%	28.1%	23.6%	32.3
17	KTS1-40	中期後葉	ツルマメ型	A1	4.3	2.9	2.3	1.5	0.5	4.8	3.3	2.6	45.3%	30.5%	24.2%	41.2
18	KTS1-41	中期後葉	ツルマメ型	A2	3.9	3.0	2.5	1.9	0.3	4.4	3.4	2.8	41.5%	31.9%	26.6%	41.9
19	KTS1-48	中期後葉	ツルマメ型	A1	4.1	2.7	2.2	2.6	0.8	4.6	3.0	2.5	45.6%	30.0%	24.4%	34.5
20	KTS1-57	中期後葉	ツルマメ型	A1	4.0	2.6	1.6	1.6	0.5	4.5	2.9	1.8	48.8%	31.7%	19.5%	23.5
21	KTS1-58	中期後葉	ツルマメ型	A1	4.3	2.9	2.1	1.8	0.7	4.8	3.3	2.4	46.2%	31.2%	22.6%	38.0
22	KTS1-60	中期後葉	ツルマメ型	A1	5.9	3.8	2.6	1.9	0.8	4.2	3.5	2.5	41.7%	34.0%	24.3%	36.8
23	KTS1-63	中期後葉	ツルマメ型	A1	4.4	2.5	2.2	1.7	0.6	4.9	2.8	2.5	48.4%	27.5%	24.2%	34.3
24	KTS 5	中期後葉	ツルマメ型	A2	5.2	3.8	3.3	2.1	0.9	3.7	3.5	3.1	36.2%	33.5%	30.3%	40.1
25	KTS 6	中期後葉	扁平ダイズ型	B	9.5	5.3	3.4	3.1	1.0	6.8	4.8	3.2	45.9%	32.4%	21.7%	104.4

乾燥値は、膨潤が認められる試料は長さ方向に72%、幅方向に91%、厚さ方向に95%の膨張係数を、膨潤が認められない試料は土器収縮分の112%を掛けて算出している。

実験でツルマメを水浸すると、10個中1～2個で膜状組織が失われ短時間で膨潤するが、他のほとんどの種子は水を吸わず原形を保ったままの状態を維持された。

勝坂遺跡のこれらの試料には蜂の巣状の膜状組織が観察され、種子の大きさをからみても、完熟段階のツルマメであることを示している。勝坂遺跡で検出されたツルマメ圧痕のほとんどに膨潤現象が認められないことは、種皮を覆う膜状細胞に起因するものと推定される。

(3) ツルマメの大きさや形態

中山は、ツルマメを含む22種類の現生ダイズ属種子 (N=50) の水浸実験と土器焼成実験を通じて、縄文土器に含まれる圧痕の膨張係数を求め、乾燥時における種子の大きさを推定している。その内容は、膨潤の認められない試料に対しては土器焼成時の収縮率を基に圧痕計測値全体に112%を、膨潤の認められる試料には長さ方向に72%、幅方向に91%、厚さ方向に95%を乗ずることで、種子本来の大きさを算出するものである⁽¹⁶⁾。この方法を、勝坂遺跡のツルマメ種子圧痕にも応用し、乾燥段階におけるそれぞれの大きさを求めたものが、表2である。

現生ツルマメ (N = 50) では、乾燥段階で長さ3.5～5.5mm、幅2.8～3.8mm、厚さ1.9～2.9mm

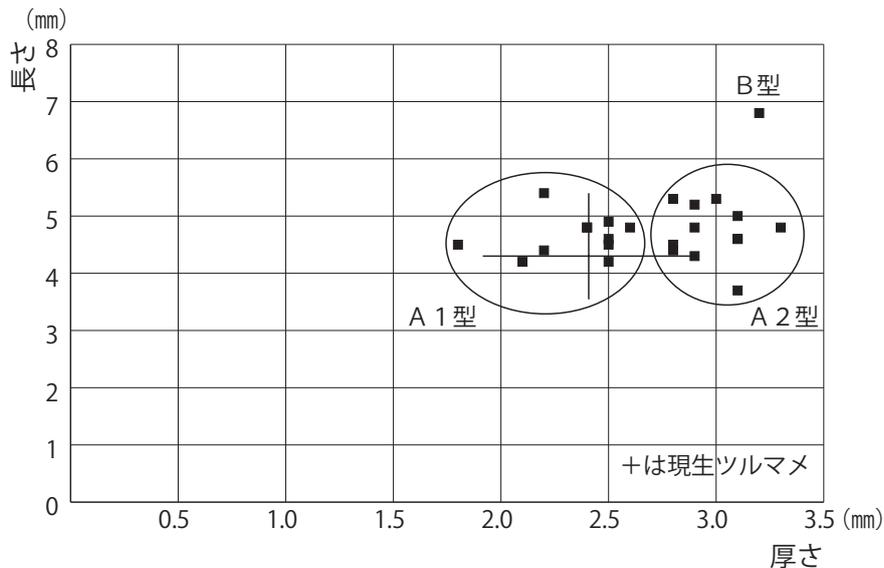


図11 ダイズ属種子の乾燥時の形態（勝坂遺跡）

の範囲に収まり、50粒あたりの簡易体積平均は34.1mm³、最大で60mm³となる⁽¹⁷⁾。勝坂遺跡の連弧文土器から検出されたツルマメの乾燥時の簡易体積は23.5～57.2mm³で、すべてツルマメの範囲に収束する。一方、KTS 6は簡易体積104.4mm³で栽培ダイズ型を示す。

次に形態的には、どのような特徴をもっているのだろうか。

中山は、これまで検出されている縄文時代のダイズ属種子を集成し、4つの形態に分類している⁽¹⁸⁾。その内容は、以下の通りである。

A型：ツルマメ型：15～60mm³程度の簡易体積を持ち現生ツルマメと同じ大きさの範囲に収束するタイプで、厚さ比が25%未満の扁平形と25%を超える楕円形のものが含まれる。

B型：小型扁平ダイズ型：61～150mm³の簡易体積を持つ小型栽培型の種子で、厚さ比が全体の25%未満のタイプ

C型：大型楕円ダイズ型：151～350mm³の簡易体積を持つ大型栽培型の種子で、厚さ比が全体の25%を超えるタイプ

D型：大型扁平ダイズ型：300～450mm³の簡易体積を持つ大型栽培型の種子で、厚さ比が全体の25%未満のタイプ

この内容にしたがえば、KTS 1-1・2・3・10・11・14・21・24・25・28・29・30・32・34・35・39・40・41・48・57・58・60・63・68、KTS5がツルマメ型（A型）、KTS6は小型扁平ダイズ型（B型）に分類される。また、今回の勝坂遺跡検出のツルマメ種子は、栽培型ダイズと同様に、厚さ比（長幅厚の合計値に対する厚さ値）が25%を境に2つに分類され、ここでは厚さ比25%未満をA 1型、25%以上をA 2型に分類した（表2、第11図）。つまり、これらのツルマメ種子の中にも、扁平なタイプと比較的丸みを帯びた楕円形のタイプが存在することになる。こうした傾向は、現生ツルマメの中でも観察することができる。

ツルマメにおけるこの潜在的な形態差は、栽培ダイズの形態差の発生のメカニズムを考える上でも重要な要素と考える。

(4) 栽培ダイズの種子圧痕

今回の勝坂遺跡の圧痕調査で、1点のみではあるが、栽培型ダイズが検出されている。

その試料である KTS6は、乾燥時の大きさが、長さ6.8mm、幅4.8mm、厚さ3.2mm、簡易体積104.4mm³の栽培型ダイズで、同時期の中部高地で多く見られる小型扁平形の種子である。関東地方で栽培型ダイズの検出例は、下宅部遺跡の縄文後期の事例が知られているが⁽¹⁹⁾、縄文時代中期後葉段階にも存在していることが、改めて確認されたことになる。この種子圧痕を刻んだ土器が、勝坂遺跡周辺で製作されたものであるとすれば、この地域でダイズが栽培されていた可能性も考えられるが、中部高地からの土器の搬入も想定され、明確な結論を出すことはできない。今後の調査研究によって、関東地方のダイズ栽培の起源を探る必要がある。

(5) マメ類と水産資源利用の相関性

今回の調査では、縄文時代中期中葉から末葉の相模川流域で栽培型ダイズを含むダイズ属とササゲ属アズキ垂属を利用していた実態が明らかとなった。佐野は、縄文時代の生業構造を概観し、中部地方の内陸部では水産資源が乏しいために補完食料資源としてマメ類利用が促進されたと考えた⁽²⁰⁾。相模川流域は内陸部に核地域をもつ曾利式土器と連弧文土器の分布圏であるが、相模川は、たとえば八ヶ岳山麓の小河川とは比較にならない、相応の淡水魚類資源の獲得が期待できる大河川である。したがって相模川流域では淡水魚類が補完食料としての役割を担ったと考えられる。その点、八ヶ岳山麓周辺で検出頻度が高い栽培型ダイズが、限定的な調査とはいえ今回の調査では1点しか確認できなかったことは示唆的であるかもしれない。

しかし、相模川流域の調査成果はマメ類利用と水産資源量の関係が単純ではないことも示唆する。縄文時代生業におけるマメ類の評価、特に水産資源量との係りについては、獲得食糧資源に占めるマメ類の割合、当該地域での水産資源量、サケマスなど遡河性魚類の有無とその遡河量の推定、水産資源獲得の技術など多くの課題を解決しつつ検討する必要がある。関東地方の河川水系には縄文時代にサケマスの遡河状況に違いがあったと考えられる。そうした地域性も重要な視点であろう。

今回は相模川流域の遺跡を対象としたことで、勝坂式土器、曾利式土器と連弧文土器を調査することとなった。今後、関東地方で圧痕調査を行っていく際には、加曾利E式土器に種子圧痕が検出されるかなど土器型式との係りも興味深い課題であろう。

5 まとめ

勝坂遺跡第1次調査、田名塩田遺跡群、山王平遺跡から出土した縄文時代中期の土器を対象に植物圧痕調査を行った結果を報告したが、そのほとんどがダイズ属、アズキ垂属のマメ科であったことは、注目すべき内容である。

今回の調査研究を通して、明らかになった点を以下に整理してみたい。

- ① 多量のツルマメを検出した土器などの存在から、土器製作段階にこれらの種子を意図的に混入していること。その背景にマメのもつ呪術性などが想起され、縄文時代人がマメに対して高い意識をもっていたことがわかる。
- ② 検出されたツルマメの外皮に膜状構造が認められ、完熟したツルマメ種子が混入されていたこと。
- ③ 当時のツルマメの中にも、比較的扁平のタイプとやや丸みを帯びた楕円形のタイプが存在すること。
- ④ 関東地方においても、縄文時代中期後半に栽培ダイズが存在した可能性があること。

⑤ マメ類の利用が内陸部における水産資源の利用と関連している可能性があること。

以上の点を踏まえ、今後同地域の圧痕調査および植物遺存体の研究をさらに進めていく必要があると考える。

相模原市立博物館の正洋樹氏と相模原市文化財保護課の領家玲美氏には資料調査の機会を提供していただいた。農業生物資源研究所の石本政男氏には現生ツルマメの種皮構造に関わることをご教示をいただいた。また相模原市立博物館協力員の方々には、種子圧痕の探索を手伝っていただいた。末筆ながら記して感謝したい。

註

- (1) 中山誠二 2010『植物考古学と日本の農耕の起源』 同成社、中山誠二 2014「日韓における栽培植物の起源と農耕の展開」『日韓における穀物農耕の起源』山梨県立博物館調査研究報告9 pp.391-402 山梨県立博物館、佐野隆 2014「縄文時代中期における内陸中部地方の生業と野生マメ類利用」『日韓における穀物農耕の起源』山梨県立博物館調査研究報告9 pp.310-317 山梨県立博物館
- (2) 大山 柏 1927「神奈川県下新磯村字勝坂遺物包含地調査報告」史前学研究会小報1号
- (3) 大川清・大島秀俊 1975『神奈川県相模原市勝坂遺跡D地点調査概報』日本窯業史研究所
- (4) 相模原市教育委員会 2012『相模原市史考古編』相模原市
- (5) 永瀬史人 2008「連弧文土器」小林達雄編『総覧縄文土器』アム・プロモーション
- (6) 比佐陽一郎・片多雅樹 2006『土器圧痕のレプリカ法による転写作業（試作版）』福岡市埋蔵文化財センター
- (7) 遠藤英子 2014「種実由来土器圧痕の解釈について」『考古学研究』60-4 pp.62-72 考古学研究会
- (8) 中沢道彦 2012「レプリカ法による静岡県富士市山王遺跡出土土器の種実圧痕の観察とその評価」『日本植生史学会第27回大会講演要旨』pp.26-27 日本植生史学会
- (9) 中山誠二 2009「植物種実痕同定」『武蔵国府関連遺跡調査報告40』pp.139-142 府中市教育委員会・府中市遺跡調査会
- (10) 会田進・中沢道彦・那須浩郎・佐々木由香・山田武文・興石甫 2012「長野県岡谷市目切遺跡出土の炭化種実とレプリカ法による土器種実圧痕の研究」『資源環境と人類』第2号 pp.49-64
- (11) Gyoung-Ah Lee, Gary W Crawford, Li Liu, Yuka Sasaki, Xuexiang Chen 2011“Archaeological Soybean (*Glycine max*) in East Asia: Does Size Matter?” PLOS ONE Vol.6-11 pp.1-12 e26720, doi:10.1371/journal.pone.0026720.
- (12) 中山誠二 2015「縄文時代のサイズの栽培化と種子の形態分化」『植生史研究』第23巻第2号 pp.33-42 日本植生史学会
- (13) 農業生物資源研究所の石本政男氏のご教示による。
- (14) Mark Gijzen, S. Shea Miller, Kuflo Kuflo, Richard I. Buzzell, and Brian L.A. Miki 1999 “Hydrophobic Protein Synthesized in the Pod Endocarp Adheres to the Seed Surface” Plant Physiology, Vol.120 pp. 951-959, American society of plant physiologists.
- (15) Suqin Shao, Chris J. Meyer, Fengshan Ma, Carol A. Peterson and Mark A. Bernards 2007 “The outermost cuticle of soybean seeds: chemical composition and function during imbibition” Journal of Experimental Botany, Vol. 58, No. 5, pp.1071-1082 Society of experimental biology , Oxford unv.
- (16) 前掲論文(12)

- (17) 中山誠二 2009 「縄文時代のダイズ属の利用と栽培に関する植物考古学的研究」『古代文化』61-3 pp.40-59
古代学協会、前掲論文(12)
- (18) 中山誠二 2014 「縄文時代の栽培ダイズと品種改良」『歴博』187号 pp.6-9 国立歴史民俗博物館、前掲論文(12)
- (19) 小畑弘己・真邊 彩・百原 新・那須浩郎・佐々木由香 2014 「圧痕レプリカ法からみた下宅部遺跡の種実利用」
国立歴史民俗博物館研究報告 No. 187 pp. 279-295 国立歴史民俗博物館
- (20) 前掲論文(1) 佐野2014

- (14) 前掲註(10)参照。
- (15) 鍵岡正謹「五姓田芳柳の洋風画」(『特別展 五姓田のすべて―近代絵画への架け橋―』
神奈川県立歴史博物館・岡山県立美術館、二〇〇八年)。
- (16) 菅原真弓「月岡よし年と明治の媒体」(『太田記念美術館』没後二二〇年記念 月岡芳年』
印象社、二〇一二年)。
- (17) 「写真 樋口挑雲 さくら町三丁目」「写真所 登美嶋 さくら町四丁目」という表記が
確認出来る(大塚宗七「編」『山梨縣甲府 各家商業便覧』、一八八三年)。
- (18) 明治八年(一八七五)に出された『甲府買物独案内』(伊勢屋宗助 一八七五年)には、
写真師の記載は見当たらない。しかしながら、同年に甲府において、画家の野口小蘋
(一八四七〜一九一七)らを写真におさめているものが見つかっており、明治初期にはあ
る程度、甲府においても写真を撮る習慣があったことが示唆できる。なお、明治二十七
年(一八九四)に刊行された『山梨鑑』には、いくつかの写真師の名前が見られることから、
明治の十年(一八七七)代から二十年(一八八七)代にかけて、甲府における写真店の
定着具合がわかる。これら明治初期の甲府における写真店については、宮澤富美恵氏
よりご教示いただいた。記して感謝申し上げます。
- (19) 日野原健司「月岡芳年の画業―江戸の継承者・明治の開拓者」(太田記念美術館『没後
二二〇年記念 月岡芳年』印象社、二〇一二年)。

【付記】

本稿執筆のため、資料及び墓碑の調査、また写真の掲載をお許しいただいた新津
正夫様には、多大なるご理解・ご協力を賜りました。また、調査の際に、山梨県埋
藏文化財センター所長八巻與志夫様、同センター新津茂様、山梨県立美術館井澤英
理子様より、多大なるご協力を賜りました。なお、芳年錦絵作品の写真掲載に関し
ましては、太田記念美術館日野原健司様にご協力をいただきました。末筆ながらこ
こに記し、感謝申し上げます。

(山梨県立博物館)

が出来る状況であったのかどうかは明確ではないものの、「正光像」制作背景の一つとして、写真の存在がある可能性を指摘しておきたい。なお、明治六年（一八七三）に刊行された芳年の手による「一魁随筆 山姥 怪童丸」は、西洋の図版をもとに山姥と金太郎の姿が描かれており、西洋の陰影表現を用いた描き方に、明治初期の芳年が興味を持っていたことがうかがえる。また、芳年は洋画を意識しており、例えば歴史に登場する人物を題材とした五十一枚からなる揃物の「大日本名将鑑」（明治十年頃／明治十三年）は、『前賢故実』の図様から学習したと言われる他に、油絵のような色合いで大胆に画面が構成されており、洋画の流行を巧みに取り入れた作例の一つと言えるとの、指摘もある⁽⁹⁾。このように、写真の流行や洋画への興味等、様々な要因が重なり、「正光像」が生まれたのではないだろうか。

おわりに

本稿において、新津家に伝わる三点の肖像画の特徴を述べ、先代当主の肖像画を次期当主が仕立てている点を指摘した。その中でも、芳年の手による「正光像」に焦点を当て、制作年、及び制作背景の一考察を行った。

なお芳年の肉筆画の内、現存作例を確認したが、物語上の人物等を描くことはあるものの、誰か特定の個人肖像を描いたものは今のところ見つかっていない。おそらく、本稿で取り上げた「正光像」が芳年の肉筆肖像画作品の中では初出であり、非常に貴重な作品の一つと言うことが出来るだろう。

しかしながら、その制作過程は謎に包まれているところが多く、とりわけ、甲府と芳年との繋がりをさらに掘り下げていく必要がある。今現在、甲府で描かれたとされる芳年の作品がほぼ見つからないことから、今後の研究は容易ではないものの、「正光像」のように、芳年作品が以後甲府で発見される可能性もあるだろう。芳年の画業を明らかにする上でも、甲府における芳年の活動を、より一層鮮明にする必要があるのではないだろうか。

甲斐の国は、江戸からそう遠くはなかったこともあり、幕絵の作成等で、広重などの浮世絵師達が来甲している。しかしながら、彼等と甲府との関わりは未だ解明されていない点が多く、芳年のみならず、甲府と浮世絵師との関係を明白にしておくことを、今後の課題としたい。

【註】

- (1) 墓碑には「義」の字が使われているが、上巻絹部分の書き込み中では「儀」の字が使われているため、作品名には「儀」の字を用いることとした。
- (2) 「生像」の解釈に関しては、慶應義塾大学内藤正人氏よりご教示いただいた。また、「肖」と「生」の音を音通させて、よく似ている肖像画、つまり「生像」と作品名につけた可能性があることを、三井記念美術館樋口一貴氏よりご教示賜った。記して感謝申し上げます。
- (3) 『肖像画の魅力―歴史を見つめた眼差し―』（次城県立歴史館、二〇一二年）。
- (4) 現在の掛軸の形態となったのは、現当主である新津正夫氏が「正光像」発見後、装丁を行ったためである。
- (5) 萩原頼平「編」『甲斐志料集成一二 雑纂・補遺』（甲斐志料刊行會、一九三五年）。
- (6) 瀬木慎一「新発見・芳年の幔幕」（『芸術新潮』二十七卷三号、新潮社、一九七六年）。
- (7) 内田實『廣重』（岩波書店、一九三二年）。
- (8) 瀬木慎一「芳年の人間と芸術」（『最後の浮世絵師―最初の劇画家 月岡芳年の全貌展―西武美術館、一九七七年）。
- (9) 芳年が月岡の姓を名乗り始めるのは、慶応元年（一八六五）以降である。芳年の祖父の弟に月岡雪齋という画家がいるが、雪齋が天保十年（一八三九）に没した後、後継者として慶応元年に月岡の姓を継いだと言われている。
- (10) 松村梢風「本朝畫人傳 大蘇芳年」（『苦楽』四卷九号、苦楽社、一九四九年）。
- (11) 甲府市市編さん委員会（編）『甲府市史 別編Ⅱ 美術工藝』（甲府市役所、一九八八年）。
- (12) 榎崎宗重「峡中浮世繪展に拾ふ（其二）甲府に於ける芳年の畫業」（『浮世繪界』第三卷第九号、浮世繪同好會、一九三八年）。
- (13) 前掲註（12）参照。



図9 月岡芳年筆「新津清右衛門正光像」(部分)

二点以上に写実的な表現が重視され陰影表現が効果的に用いられるなど、まるで写真を意識しているかのように感じられる。よって本稿では、写真をもとに描いた可能性を提示しておきたい(図9)。

例えば、芳年と同じく国芳門下にいたことがある、五姓田芳柳(一八二七〜九二)が描いた肖像画には、写真をもとに描いたものが散見される。芳柳は、浮世絵や狩野派を学んだ後、独学で洋画の技法を取り入れ、ぼかしを駆使して立体感や明暗をあらわした、横浜絵と呼ばれる作品を多く生み出した画家である。写真を下書きとして多くの肖像画を残しているが、既存作例に、明治天皇の尊影を写真をもとに描いた作品も見受けられる¹⁵⁾。

実際のところ、芳年が描く人物像は、とりわけ明治十年(一八七七)代以降、写実性をより帯びていく傾向にある。例えば、明治十八年(一八八五)から明治二十二年(一八八九)にかけて刊行された揃物「新撰東錦絵」は、歌舞伎などが題



図10 月岡芳年筆「新撰東錦絵 於富与三郎話」(太田記念美術館蔵)

始めていた写真を、浮世絵師達が意識していたことは間違いないだろう。このように、写真をもととした作例や、写真を意識した作品が浮世絵版画に残されていることから、本作を描くにあたって、写真を活用した可能性は非常に高いと言える。

しかしながら、明治初期の甲府において、どれだけ写真を撮るといった習慣が浸透していたかは定かではない。明治十六年(一八八三)に出された『山梨縣甲府各家商業便覧』には、写真を撮ることを生業としていた店舗が二軒確認出来るが、それ以前の記録において、甲府で写真店が営われていたという確実な記録を、今現在示すことは難しい¹⁶⁾。

よって、当時の甲府で正光氏の写真が存在していたのかどうか、手にいれること

材となっているものの、従来の役者絵と比べると、よりリアリティーが重視されている(図10)。また、『やまと新聞』の付録である浮世絵版画の「近世人物誌」(明治十九年〜二十年)中、「第七力士梅ヶ谷藤太郎」などは、描くにあたりもとした写真や、それと目されたものが残されている¹⁶⁾。芳年の兄弟子にあたる落合芳幾が明治三年に描いた「俳優写真鏡」など、写真を錦絵で表現しようと試みた作例もあり、明治初期には流行し

世絵版画の「和漢百物語」中に記された署名(図6)と比べてみると、「正光像」に記された署名(図7)とは「芳」の入りの角度や「年」の書き方が少々異なるように感じられる。

ここで、二度目の入甲について述べておきたい。芳年は、画家の小林永濯(一八四三〜一八九〇)とともに再度甲府を訪れたと伝えられる。肉筆画を描くための遊歴だったが、狩野派に学んだ永濯に肉筆画では敵わず冷遇されたため、甲府に永濯一人を残して東京に戻ってしまったとも言われている。これによって二人の仲が悪くなり、その後交友が絶えたとも伝えられるが、真偽のほどは定かではない。¹⁰⁾

なお、甲府を少なくとも二度訪れる中で、芳年はいくつかの肉筆画を制作している。甲府において、昭和十三年(一九三八)に第一回目が、昭和二十八年(一九五三)に第二回目の、輔仁倶楽部主催による「峡中浮世繪展覽會」が開催されており、個人蔵の作品を中心として、甲府に現存していた多くの浮世絵作品が展示されていた。¹¹⁾ その中でも、芳年の手による肉筆作品は多く、屏風や襖絵など、甲府の地で制作されたものが展示されていたと伝えられる。¹²⁾ なお、その出展作の中で注目すべきは、象と見立文殊菩薩が描かれた金屏風である。屏風には「辛未」と記されており、つまり辛未の年である明治四年(一八七一)に、本屏風が描かれた説が現在濃厚となっている。¹³⁾ よって、おそらく明治四年こそ、永濯と芳年がともに甲府を訪れた、まさにその年なのではないだろうか。なお、甲府から帰った後、芳年は精神を病ん



図8 月岡芳年筆「一魁随筆
真田左工門尉幸村」(部
分)(太田記念美術館蔵)

だと言われている¹⁴⁾、病になった年が明治五年(一八七二)頃であることから考えても、明治四年に甲府を訪れていた可能性は非常に高いだろう。

さらに、ここで正光氏の没年をもう一度思い出してほしい。正光氏は、明治三年に亡くなっており、おそらく没後の明治三年以降にその肖像画が描かれている可能性が高い。明治四年に芳年が甲府を訪れていたとなると、正光氏の没後一年目となり、まさにこのタイミングで肖像画が描かれたと考えるのが、自然な流れではないだろうか。なお、「正光像」に残されている署名(図7)が、明治五(六年)(一八七二(七三))に描かれた浮世絵作品の「一魁随筆」に記されている署名(図8)と、「芳年」の形が類似することから考えても、同時期に描かれた可能性は高いと言えるだろう。峡中浮世絵展に出品されていた、芳年作品の所在を今現在示せないことから、芳年が来甲していたという確固たる証拠を提示出来ないこともあり、今のところ、明治四年に確実に芳年が甲府を訪れていたとは言いが切れない。また、新津家と芳年の関連も確かなことは判明していない。しかしながら、このように断定することは出来かねるものの、明治四年頃に甲府を訪れていた芳年が「正光像」を描いた可能性が高いことを、本稿では指摘しておきたい。

(3) 肖像画の特徴

それでは最後に、「正光像」の特徴を述べておきたい。本像は、正光氏没後、明治四年頃に芳年の手によって描かれた可能性が高いことを既に指摘した。しかしながら、ここで注意したいのは、没後の制作となると、肖像画を描くにあたり、芳年が何をもとにしたのかという点である。

なお、明治四年頃の制作としたが、正光氏が亡くなる明治三年頃から既に甲府入りしていた芳年が、亡くなる九月十七日までに正光氏本人と会い、その生前の姿を見て制作した可能性も否定できず、生きている内に描いた、もしくは生前の姿を思い出して没後描いた、というケースもありうるだろう。しかしながら本作は、他の

たことがわかった。郷光氏の没年が安政六年であり、郷光氏と正光氏との間に亡くなった当主らしき人物の墓碑が見当たらないことから、郷光氏の後に新津家当主を継いだ人物は、正光氏と見て間違いないだろう。また、正光氏は明治三年に亡くなっているが、「郷光像」の制作年が当主の没後であることから、正光氏の肖像画も、おそらく明治三年頃の制作であろう。そして、芳年の作画時期は幕末から明治前期にかけてであり、正光氏の没した明治三年とちょうど合致する。

以上の点から、芳年の手による本作を、正光氏が描かれたものと仮定した。もちろん、正光氏以外の新津家の人物を描いた、もしくは新津家以外の人物を対象とした可能性も否定はできない。しかしながら、一枚だけまくりの状態であったとは言え、高光氏と郷光氏の肖像画が伝わる中で、一点だけ当主のものではないとは考え難いだろう。

しかしながら、なぜ江戸の浮世絵師である芳年に、白羽の矢が立ったのであろうか。そこで今度は、芳年と甲府との関わりについて、またいかなるタイミングで「正光像」が描かれたのかという点について、考察を加えていきたい。

(2) 芳年と甲府の関係

広く知られてはいないものの、芳年は甲府の地を少なくとも二度訪れており、一度目は、甲府の道祖神祭で使用する幕絵を制作するための入甲であった。甲府では道祖神祭の際、祭礼幕絵を町中に飾る文化があり、それらを描くために、浮世絵師らが呼ばれていた。芳年も幕絵制作のために甲府を訪れており、若尾謹之助氏による『甲州年中行事』中には、「太閤記 魁斎芳年 柳町四丁目」と記され、柳町四丁目目で芳年が太閤記を題材とした幕絵を描いていたことがわかる。⁵⁾しかしながら、その後芳年の幕絵は行方不明となり、昭和五十一年(一九七六)に瀬木慎一氏によって発見されるまで、確かな所在は不明であった。⁶⁾「佐久間盛政羽柴秀吉を狙ふ」と題された、縦一九五・〇×横九〇〇・〇センチメートルにも及ぶこの巨大な道祖神

祭幕絵は、慶応元年(一八六五)頃の制作と伝えられる。描かれているのは、賤ヶ岳合戦の一場面であり、秀吉が勝家の甥である佐久間盛政とまさに対峙しているところである。内田實氏による、歌川広重に関する初期の研究書、『廣重』中に、道祖神祭の幕絵に関する記述があり、「幕ノ内尤モ著名ニシテ今尚人ノ喧傳スルハ北齋富士ノ巻狩初代廣重五十三次二代廣重江戸名所芳年太閤記等ナリ」と記されているが、当時多く飾られた幕絵の中でも、芳年のものが北齋や広重と並んで優れた作品であったことを物語っているだろう。⁷⁾なお、幕絵が制作された頃に出された『江戸歳盛記』(慶応元年)所載の「浮世絵師評判的階級」において、芳年は浮世絵師の人気順位で十位にその名があり、さらにその二年後には、第四位にまで順位を上げていた。⁸⁾まさに、その人気が認められてきた頃に、甲府で幕絵制作を行っていたのである。

それでは、幕絵が描かれた年に「正光像」が描かれたのであろうか。「正光像」に記されている「月岡」という苗字は、慶応元年から芳年が用い始めた⁹⁾と伝えられており、慶応元年頃、幕絵を描くために甲府を訪れていた芳年が、肖像画をも手掛けていた可能性は否定出来ない。しかしながら、慶応元年に描かれた、例えば、浮



図6 月岡芳年筆「和漢百物語 主馬介ト部季武」(部分) (太田記念美術館蔵)



図7 月岡芳年筆「新津清右衛門正光像」(部分)

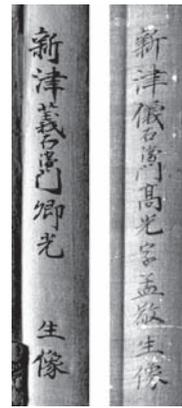


図5 「新津儀右衛門高光字孟敬生像」(右)及び「新津義右衛門孟敬生像」(左) 上巻絹部分書き込み(部分)

うとする試みが感じられることから、「生像」とつけられたのだと想定する。^②「寫之」とあるのも、本人の姿を写生した、との意からつけられたのだろう。なお、肖像画が写実性を帯びるようになるのは江戸時代後半からと言われており、まさしく幕末期に描かれたこれらの肖像画が、写実性を帯びていても不思議ではない。^③

さて、前当主が亡くなった際、新しい新津家の当主は、先代当主の姿を肖像画として残していた。「高光像」を郷光氏が、「郷光像」を正光氏が仕立てたが、ここで注目したいのは、「郷光像」を仕立てた正光氏が描かれていると仮定した、三点目の肖像画である。

月岡芳年の筆による「新津清右衛門正光像」(以下「正光像」)は、三点の中でもとりわけ写実性を帯びた作品である。しかしながら、前出の二点と異なり、上巻絹部分に当時の書き込み等は見当たらない。なぜなら「正光像」発見時、本作は軸装されていたわけではなく、まくりの状態で見つかったからである。^④また、本紙に芳年の落款が残されている以外に特に書き込み等が見つからず、三点の中で最も情報量が少ない作品と言えるだろう。そうした状況で、なぜ正光氏が描かれたものと本作を想定したのか、次項において述べていきたい。

がら、墓碑の調査から没後の制作が濃厚となり、おそらく「生像」とは、面相の写生像つまり「生写し」の意味合いで使われたのではないだろうか。肖像画の用語として「生像」という語彙はあまり使用されないが、顔の特徴などに本人の容貌を捉えて描き出そ

二月岡芳年筆「新津清右衛門正光像」

(1) 最後の浮世絵師、月岡芳年

まず、「正光像」を描いた月岡芳年について簡単に述べておく。芳年は、天保十年(一八三九)、新橋の商家に生まれた。その後、十一歳で浮世絵師である歌川国芳(一七九七〜一八六一)に入門し、嘉永六年(一八五三)、十五歳の頃に、初作と見られる大判錦絵三枚続の「文治元年平家の一門海中落るる図」を描いている。その後、安政元年(一八六〇)頃から活発な作画活躍が見られるようになり、役者絵や武者絵などを幕末期の世相を取り入れ制作するが、繊細な筆遣いから描き出される場面は時に怪奇的で、独走的な様相をも呈していた。兄弟子である落合芳幾(一八三三〜一九〇四)との分作「英名二十八衆句」はとりわけ有名で、その残虐な場面描写から「血みどろ絵」とまで称されている。明治五年(一八七二)頃に精神を病むものの、その後回復を見せ、錦絵新聞の需要が高まった頃は郵便報知新聞の挿絵を中心に活躍し、爆発的な人気を得た。「大日本名將鑑」や「月百姿」など他にも多くの錦絵作品を残すが、晩年再度精神を病み、明治二十五年(一八九二)に五十四歳で没した。

「最後の浮世絵師」とも称される芳年はその生涯で幾多もの作品を残し、後世にも大きな影響を与えた。しかしながら、肉筆画に関しては現在見つかっている作例が二十点ほどであり、数としては少ない。その芳年の手によって制作された貴重な肉筆画の一つとして、今回「正光像」を取り上げるが、先述した通り、作品名が本紙に記されているわけでもなく、また上巻絹にも記されていない。ではなぜ、本作を「正光像」としたのであるうか。

正光氏は「郷光像」を仕立てていることから、おそらく郷光氏に継ぐ新津家当主にあたる。正光氏の没年を墓碑で調べたところ、「明治三庚午年九月十七日 行年六十五歳 新津清右衛門正光(花押)」とあり、明治三年(一八七〇)に亡くなっ

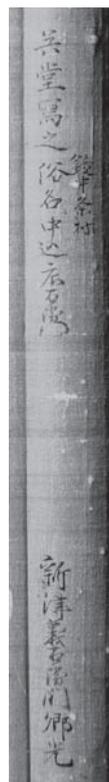


図2 「新津義右衛門高光字孟敬生像」上巻絹部分書き込み（部分）



図1 吳堂筆「新津儀右衛門高光字孟敬生像」（部分）

には米と昆布らしきものが載せられており、贈答品をもらっている場面ではないかと推測される（図1）。

作者である吳堂は、上巻絹に書かれた書き込みから、鏡中条村に住んでいた俗名中込庄右衛門なる人物であることが判明したが、詳細に関しては不明である（図2）。しかしながら、筆跡が比較的しっかりとしていることから、専門

的に画を学んだ経験がある、郷土の画家ではないかと推定される。

なお、上巻絹部分に新津義右衛門郷光と記されていることから、「高光像」を仕立てたのが、同じく新津家当主であった郷光氏であることがわかる（図2）。新津家の墓碑を確認したところ、「天保八丁酉年十一月二日 新津義右衛門高光 字孟敬（花押）」とあり、天保八年（一八三七）に高光氏が没したことは判明したが、高光氏が亡くなる前後どちらで、郷光氏が「高光像」を制作させたのかはわからない。そこで、次に郷光氏が描かれた肖像画をご覧いただきたい。

得山希齋（生没年不詳）筆、「新津義右衛門郷光生像」（以下「郷光像」）もまた、新津家に伝わる肖像画の一つである。「高光像」を仕立てた郷光氏が座像で表され

ており、火鉢と刀が脇に描かれている（図3）。作者である得山希齋に関しても、吳堂同様詳細は不明であるものの、駿州に住んでいた人物であることが、こちらも上巻絹への書き込みからわかる（図4）。なお、筆遣いは玄人のものとは言い難く、職業画家であったと断定することは難しいだろう。

上巻絹の書き込みから、制作年が文久二年（一八六二）であること、また新津清右衛門正光の手によって仕立てられたことがわかる（図4）。なお、郷光氏の墓碑には「安政六己未年四月十九日 壽七十有五 新津義右工門 郷光（花押）」とあり、安政六年（一八五九）に郷光氏が亡くなっていることから、没後故人を偲んで描いたものと考えられる。よって、本作が郷光氏の没後に制作されたことから推定して、



図3 得山希齋筆「新津義右衛門郷光生像」（部分）

おそらく前出の「高光像」も、高光氏が天保八年に没した後、郷光氏によって仕立てられたものではないかと本稿では仮定する。

なお、「高光像」と「郷光像」の作品名中に「生像」とあること（図5）、また、上巻絹の作家名に続けて「寫之」（これをうつす）とあることから（図2・4）、当主の生前に描かれた「寿像」の可能性も当初は考慮していた。しかしな

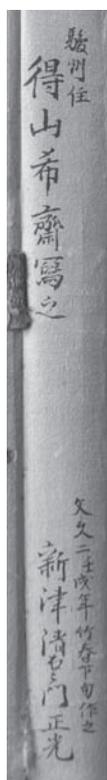


図4 「新津義右衛門郷光生像」上巻絹部分書き込み（部分）

新津家伝来肖像画について — 月岡芳年作品を中心に —

松田 美沙子

はじめに

山梨県南アルプス市にお住まいの新津正夫氏宅には、近世に描かれた掛軸の肖像画が三幅伝わっており、それらは新津家当主の姿を表したものだと言われている。本稿では、当該三点の基礎情報を紹介するとともに、とりわけ浮世絵師、月岡芳年（一八三九〜九二）によって描かれた肖像画を取り上げ、簡単な考察を行いたい。

一 新津家伝来肖像画

まず、新津家に伝来している肖像画三幅について、基礎情報を提示しておく。

・呉堂筆「新津儀右衛門高光字孟敬生像」一幅（巻頭図版3）

材質技法 絹本着色

法量 縦一〇・七 横三六・六（cm、以下同じ）

（表具総丈 縦一八三・〇 横四五・八）

落款 署名「呉堂写」

印章 白文方印（中込氏か）

朱文方印「呉堂」

上巻絹部分書き込み

新津儀右衛門高光字孟敬生像

鏡中条村 呉堂寫之俗名中込庄右衛門

新津義右衛門郷光

・得山希齋筆「新津義右衛門郷光生像」一幅（巻頭図版4）

材質技法 絹本着色

法量 縦九〇・二 横三三・九

（表具総丈 縦一七二・二 横四六・九）

上巻絹部分書き込み

新津義右衛門郷光生像

駿州住 得山希齋寫之

文久二壬戌年竹春下旬作之

新津清右衛門正光

・月岡芳年筆「新津清右衛門正光像」一幅（巻頭図版5）

材質技法 絹本着色

法量 縦八八・三 横三五・八

（表具総丈 縦一五三・五 横四八・三）

落款 署名「応需 月岡芳年写」

印章 朱文方印「号魁齋」

呉堂（生没年不詳）筆、「新津儀右衛門高光字孟敬生像」（以下「高光像」）は、

新津家に伝来する掛軸作品の一つで、新津家当主であった新津高光氏の座像が表されてる。刀を脇に置き、斜めに座る高光氏の姿が描かれているが、その前の三方

遠妙寺旦那

市部村 助左衛門(印)

同 八郎兵衛(印)

(一七六)
延宝四丙辰年 甚五兵衛(印)

卯月四日 惣旦那中

身延山

御老僧中様

江戸三ヶ寺様

(51) 「石和遠妙寺本末につき一札」『山梨県史資料編十三近世六下全県』六〇八号) 石和遠妙寺の前住持の通存が、久遠寺に対して「不義仕候様之過言」を申し、それについての幕府の「御稟書」に「迷惑」して「陰失」(陰(影)が失せる、逐電の意か)したため、石和遠妙寺の旦那の市部村の助左衛門らが、「御本山之御法式」を守ることを条件に新しい住持の派遣を願ったものである。少々意味の取りづらい箇所もあるが、このように石和遠妙寺が本寺の久遠寺に反抗的な態度をとりうる背景、および石和遠妙寺の旦那である地域住民が住持の派遣を久遠寺に求める背景には、日豫以来の久遠寺との密接な関係があるのではないだろうか。

(51) 東京都立中央図書館所蔵井上文庫「諸国仏神縁起集」を底本とする『略縁起集成』三巻(勉誠出版、一九九六年)所載の翻刻を、「甲斐国石和鵜飼山遠妙寺畧縁起」(山梨県立博物館所蔵甲州文庫、歴二〇〇五―三〇三―〇六四八九)によって校合し、適宜修正を加えた。なお中野猛氏は、略縁起中に「阿漕が浦にあらねども」の一句があることを根拠とし、「遠妙寺の略縁起は阿漕伝説のもとに成立した」としている(前掲註(8)中野論文)。しかし《阿漕》の成立年代を根拠なしに中世以前とするなど行論上の問題も多く、従うことはできない。石和遠妙寺の略縁起に阿漕ヶ浦の名が現れるのは、『鵜飼』と《阿漕》という謡曲の曲趣からの連想と、これに続く「たびかさな」るを導くための枕詞として用いられたからであると考えられ、それ以上の意味は見出しがたい。

(52) さきの「由緒明細帳」にひいた石和遠妙寺の縁起でも、時忠とされる漁翁を殺害するのは観音寺の寺僧であるとされているので、同様に観音寺による殺生禁断が想定されているのであろう。

(53) こうした矛盾を整理した結果が《阿漕》の成立につながると筆者は考えている。

(54) 御厨と殺生禁断の関係が明示されている《阿漕》が広く知られていることを考えれば、「鵜

飼伝説」が形成される段階で、殺生禁断の御厨由来説が唱えられなかったのは、石和が御厨であったことがまださほど知られていなかったためであるとみることができる。なお、観音寺が慶応四年六月に提出した「明細由緒書」(前掲註(28))『甲斐国社記・寺記』では、菊嶋や岩落といった地名はみられるが、殺生禁断については一切触れられていない。

(55) 『日本文学古註釈大成 謡曲拾葉抄』(日本図書センター、一九七九年)。

(56) 伊藤正義『謡曲拾葉抄』について(大阪市立大学文学部紀要『人文研究』三十巻一分冊、一九七八年十月。のち前掲註(34)伊藤著書に収録)。

(57) 『裏見寒話』(『甲斐叢書 第六巻』甲斐叢書刊行会、一九三四年、のち一九七四年に第一書房から再刊)。史料中の傍線は引用者による。

(58) 『甲斐名勝志』(『甲斐叢書 第六巻』甲斐叢書刊行会、一九三四年、のち一九七四年に第一書房から再刊)。

(59) 『甲斐国志 卷之四十 古跡部第三 八代郡大石和筋』(佐藤八郎ら校訂『大日本地誌大系 甲斐国志 第二巻』雄山閣、一九七〇年) 石木河の項。

(60) 『官遊紀勝』のうち「峡中行下」(功力利夫・渋江長伯著 官遊紀勝 注釈と余話)サンエチ印刷、二〇〇三年)。同書は筑波大学附属図書館所蔵本を底本としている。なお漁業としての鵜飼については「峡中行上」に桂川で渋江長伯らが出会った鵜飼匠の様子を絵入りで紹介しているのみで、石和川での鵜飼については「鵜飼伝説」以上のことには触れていない。

(61) 国芳の弟子月岡芳年も、「日蓮上人石和河にて鵜飼の迷頑を済度したまふ図」を明治十八年(一八八五)に描いている。

(62) 鵜飼動作の物語については『石和町誌 第二巻 社会・文化編 現代編』(石和町、一九九一年)など参照。同様に《阿漕》は阿漕平次(平治とも)、《善知鳥》は善知鳥安方(藤原安方とも)などといったように、謡曲の「三卑賤」の主役はそれぞれに新たな名前を与えられ、鵜飼動作と阿漕平次の物語は孝子譚、善知鳥安方は忠義譚として翻案された。《善知鳥》の事例が時代的にやや先行するようではあるが、それぞれの説話の形成過程や、歌舞伎・浄瑠璃としての上演、および相互の影響などについては今後の課題としたい。

〔付記〕

本稿をなすにあたり、一般財団法人観世文庫のみなさまには、文献の入手などに際して便宜をはかっていただいた。末筆ながら記して感謝を申し上げます。

(山梨県立博物館)

(36) 勝劣派に属する日淵らが、意図的に石和遠妙寺と日蓮の密接な関連を示す伝承を記さな

かったとみることもできるが、そのために祖師日蓮にまつわることからまで記さない、
というのには不自然であろう。なお伊藤正義氏は、「誦抄」の残存諸本に寺院旧蔵のものが
多いことについて、法話・説教にあたって参照するための仏教事典的な性格があったの
ではないかと推測している(前掲註(32)伊藤論文)。史料が比較的残りやすい寺院での
残存状況に、どこまで積極的な意義付けができるか疑問もあるが、もし伊藤氏の指摘通
りであったとすると、日蓮とおぼしき僧の活躍が「誦抄」にみえないのはなおのこと不
審である。考えにくいこととはいえ、ワキ僧が日蓮であると認識されていなかった可能
性もあながち否定できないことになる。

(37) なぜ石和遠妙寺は《鶴飼》をそのまま縁起に取り込むことをせず、より具体的な人名を
あてて大きく改変したのか、という点を考えると、抽象化され、個別具体的な人名が出
てこない《鶴飼》に対し、先行するものとして縁起を位置づけようとする石和遠妙寺側
の思惑や作為が垣間みえるようにも思われる。

(38) 齋藤典男「近世初期における甲斐日蓮教団の発展―天正二〇、寛永一〇身延山末寺帳を
中心として―」(『甲斐路』第十四号、一九六七年七月)。以下本稿が参照した齋藤氏の見
解は全てこの論文による。なお齋藤氏は、近世初頭までの久遠寺は地方の一本山にすぎず、
総本山としての格式を確立するのは近世中期以降であると述べている。

(39) 「加藤光政身延山末寺屋敷免許状」(『山梨県史資料編八近世一』一三二号文書)。齋藤典
男氏は、この史料を「天正二〇年末寺帳」として取り扱えるかどうかについても検討し、
記載されている六十四の寺院のうち、『甲斐国志』などに確認される十八の寺院の建立年
代などから、「天正二〇年末寺帳未記入以外の身延山末寺は、ほとんど考えられない」と
している。再検討の必要はあるが、本稿ではとりあえず齋藤氏の推定に従っておく。

(40) 以下、近世初期の受不施派・不受不施派の対立動向については、宮崎英修「禁制不受不
施派の研究」(平楽寺書店、一九五九年)、高木豊「近世初期における日蓮教団の動向」
(『新潮』第八十号、一九六二年十月)、宮崎英修『不受不施派の源流と展開』(平楽寺書店
一九六九年)、河内将芳『中世京都の都市と宗教』(思文閣出版、二〇〇六年)、「日蓮宗」
(『山梨県史通史編四近世二』二〇〇七年、第十五章第二節望月真澄氏執筆部分)、河内
将芳『秀吉の大仏造立』(法蔵館、二〇〇八年)、朴澤直秀「近世の仏教」(『石波講座日
本歴史第十一巻近世二』岩波書店、二〇一四年)などによった。

(41) 『身延山史』(身延山久遠寺、一九三三年。のち『続身延山史』身延山久遠寺、一九七三
年として再刊)などによる。なお、日乾・日蓮らの法主就任に際し、彼らの師の日重が

二十世とされた。

(42) 前掲註(41)『身延山史』。

(43) 日乾らの身延晋山にあたり、久遠寺の再建を果たした日朝とその弟子日意・日伝が先例
として意識され、日乾が日朝になぞらえられていた可能性もある。

(44) 日重門下の身延晋山について、日重ら京都の受不施派、久遠寺、幕府の三者がどのよう
に関与したのか、誰が主導していたのかなどについては不明である。高木豊氏は、「門流
という中世教団の構造から学系・学閥・法縁という構造への移行」の気運を背景に日重
ら六条門流が関東進出を果たしたとする(前掲註(40)高木論文)。この点については日重
門下の甲斐および関東への進出過程もふまえて検討する必要があるだろう。他日を期
したい。

(45) 長沢宏昌編『鶴飼山山史』(投秀堂、一九八〇年)。海老沼真治氏のご教示による。

(46) なお前掲註(45)書の寺伝によれば、日蓮に続く石和遠妙寺十五世日明・十六世日根ら
は日蓮から本尊を授かったとされており、久遠寺および日蓮との密接な関係がその後も
続いたことをうかがわせる。

(47) 久遠寺における日乾のように、先代から間を置いて入山し、死没する前に離山するとい
うことも考えられるので、現段階では在職期間の特定はできない。なお齋藤典男氏が指
摘するように、天正二十年段階では石和遠妙寺は久遠寺の末寺となっていないとすると、
日蓮が石和遠妙寺に入ったのもそれ以降であると考えられることもできるだろう。

(48) この点について、甲斐国および関東の他の法華宗寺院でも同様の事例があったかを検討
することで迫ることができると考える。前掲註(44)の点とあわせて、今後の課題としたい。

(49) 『甲斐国志』巻之七十六「仏寺部第四八代郡大石和筋」(佐藤八郎校訂『大日本地誌大系
甲斐国志第三巻』雄山閣、一九七一年)「鶴飼山遠妙寺の項。同書によれば立正寺(甲州市)
も「客末」であった。立正寺は本寺格の寺院としていくつかの末寺を持つており、客末
寺院の格の高さをうかがわせる。なお齋藤典男氏は、石和遠妙寺と同じ時期に久遠寺の
末寺となった寺院のうち、妙法寺(富士川町)、妙遠寺(甲府市)も客末であるとする。
さらに「客末五ヶ寺」の残る一つは東漸寺(都留市)ではないかと推測している。

(50) なお、久遠寺末寺としての石和遠妙寺について、以下のような史料がある。

差上一札之事
一、今度石和遠妙寺通存、对 御本山不儀仕候様之過言申二付、
御公儀様江被仰上、御裏
書被□付候故迷惑仕、当月四日二陰失仕候、此上者御本山之御法式相守申候間、可然
住持早々被仰付可被下候、以上
(平世)

たとえば、『善知鳥』のシテである狛師は、劇中に描かれている限り、『鶉飼』や『阿漕』とは異なっており、どこか特定の地域における殺生禁断の法を破ったわけではない。『鶉飼』や『阿漕』が、漁師が死ぬ直接的契機として地域における殺生禁断の法を提示するのに対し、『善知鳥』においては死んだ狛師が自らの形見をワキの僧に託すところから物語が始まる。つまり漁師の死は、この曲が始まる前にすでに終わっているのである。その意味では、『鶉飼』や『阿漕』が漁師に対する罪業観と殺生禁断の両方を「舞台装置」として持つのに対し、『善知鳥』はむしろ純粹に狩猟という行為そのものに対する罪業観が題材になっている。こうした相違について、その背景となった中世の思想面もあわせて検討していくことが今後必要であろう。

(16) 詞章は現行観世流による。当該箇所は流派によって語句の異同があるが、大筋は変わらない。

(17) ここで殺生を禁断している主体は、領主である伊勢神宮だという解釈(前掲註(1))『能』を読む①翁と観阿弥能の誕生』などと、海士たちであるという解釈(前掲註(5))『謡曲大観』など)の両方が存在する。いずれであっても本稿の論旨は左右されないが、筆者は「神前の恐れ」の文言などから後者ではないかと考える。

(18) 「神風鈔」(前掲註(10)書)安東郡の条。

(19) 後でみるように、この御厨由来説とも呼べる見解は、十九世紀前半にはすでに存在していた。時期を複並の左衛門五郎による『鶉飼』が成立した段階を想定し、百年ほど遡らせても同様であろう。

(21) 前掲註(5)『謡曲大観』鶉飼の項。

(22) 「三道」(表章・加藤周一『日本思想大系二十四世阿弥禅竹』岩波書店、一九七四年)。

(23) 前掲註(22)書では、底本に「才学の能」とあるところを、異本により「才学の態」と置き換えている。これは「作能」により「一座見風の曲感をなす」ことを「達人の才学(才覚)」のなせる「態(業)」だとする解釈に基づくものとみられる。しかし、「作能」による能が「達人の才学の能」である、と考えれば、底本の表記通り「能」であっても解釈上の問題はないだろう。したがって、本稿では同書の拠った底本通りに表記する。なお、いずれの表記であっても本稿の論旨には影響しない。

(24) もちろん、世阿弥の作った能のすべてに根拠や素材がなかったというのではない。たとえば『養老』と『養老寺縁起』の関係について論じた天野文雄氏の論考がある(同『養老』の典拠と成立の背景―『養老寺縁起』と明德四年の義満の養老瀧見物をめぐって―『演劇学論叢』四号、二〇〇一年十二月、のちに同『世阿弥がいた場所所能大成期の能と能役

者をめぐる環境』ペリかん社、二〇〇七年に収録)。

(25) 石井進「北条時頼廻国伝説の真偽」(『別冊歴史読本ものものの都鎌倉と北条氏』新人物往来社、一九九九年九月。のち石井進著作集刊行会編『石井進著作集第四卷』(山岩波書店、二〇〇四年)に収録)。

(26) 中世の京都近郊における鶉飼については、桂川の鶉飼についてふれた前掲註(8)網野論文などを参照。またそこで網野氏が指摘するように、十五世紀段階で鶉飼がすでに鑑賞の対象となっていたことも、『鶉飼』成立の背景とみてよい。

(27) 『阿漕』については、作能であるとの指摘がすでになされている(梅原猛ら編『能を読む④ 信光と世阿弥以後』角川学芸出版、二〇一三年、阿漕の項)。

(28) 山梨県立図書館編『甲斐国社記・寺記第四卷』(サンエチ印刷、一九六九年)。史料中の傍線は引用者による。

(29) なぜここで時忠が漁翁とされたのかはわからない。ともすれば、著名な平氏の公達のおかげで、『平家物語』にその最期が語られていない人物であることが影響しているのかもしれない。いずれにせよ、『鶉飼伝説』を扱うときにままたま示される「なぜ時忠なのか(時忠でなければならなかったのか)」という問いは、あまり生産的でないように思われてならない。

(30) 「徳川家四奉行連署所領安堵状」(前掲註(10)『石和町誌第三卷資料編』第四章三十四号(一)石和町市部遠妙寺蔵文書)。

(31) なお「由緒明細帳」に改称以前の呼称としてみえる「鶉飼寺」に関しては、近世の史料には石和遠妙寺の旧称としてみることができるとは、(史料4)よりさかのぼる時期には確認できない。そのため、慶長年間以前にその呼称が実在したかどうかは不明である。

(32) 『謡抄』(芸能史研究会編『日本庶民文化史料集成第三卷』三一書房、一九七八年)。

(33) 石和を「伊沢」と表記する点は縁起と共通であるが、音通によりそのように表記されることも多く、この点をもって両者の共通性を示すことはできないと考える。

(34) 前掲註(32)伊藤正義「謡抄」解題、同『謡抄』考(『文学』四十五卷十一号・十二号・四十六卷一号、一九七七年十一月・十二月・一九七八年一月、のち同著『伊藤正義 中世文華論集第一巻 謡と能の世界(下)』和泉書院、二〇一三年に収録)。なお、日淵の妙満寺と日性の要法寺は、いずれも勝劣派であった。

(35) 清水寺の塔頭の一つであった経書堂は、近世には「小石を聚めて道俗男女に法華経を書しめ、自他解脱の因を授け給ふ所なり」(拾遺都名所図会『新修京都叢書第七卷』臨川書店、一九六七年)として知られていた。また『熊野(湯谷)』など他の謡曲でも京都の名所として語られており、中世から広く信仰を集めていたことがわかる。

集上』新潮社、一九八三年)。なお、百瀬今朝雄氏は、『申楽談義』において《鶺鴒》が《柏崎》とともに「世子の作」としてあげられていること、現行の《柏崎》と世阿弥自筆本の《柏崎》との相違を示した表章氏の研究などにふれ、「両曲とも日蓮に関わるところあり、かりに、柏崎と日蓮との関係を世阿弥が知らなかったにしても、ともに佐渡に流された日蓮と世阿弥を思うとき、『申楽談義』にいう「鶺鴒」の改作は、世阿弥佐渡流刑後のことではないかと考えたくなる」、《鶺鴒》は、流刑前にも、手を加えられていたであろうが、世阿弥が日蓮と同じ佐渡の地に生きて、ある僧が日蓮となり、ある地が甲斐の国石和となり、後段が「法花は利益深き故」となったということはないのだろうか」としている(《鶺鴒》百瀬今朝雄・百瀬美津『勸学院の雀』故事古典初まなび 岩波書店、二〇〇二年)。しかしそうだとすると、永享六年(一四三四)に將軍義教の勘気をうけて佐渡へ配流となる世阿弥が、それに先立つ『申楽談義』成立時の永享二年の段階で、自らが配流されること、およびその配流先が佐渡であることを知っていて《鶺鴒》と《柏崎》を並列したことになつてしまふ。よつて《柏崎》の改作をもとに《鶺鴒》についても同様の改作が行われたと類推する百瀬氏の説は成り立たないが、佐渡における世阿弥の能作活動については考察の余地があるだろう。

- (3) 天野文雄「能と説話 世阿弥の場合」(本田義憲ら編『説話の講座六 説話とその周縁物語・芸能』勉誠出版、一九九三年。のちに天野文雄『能苑逍遙(上) 世阿弥を歩く』大阪大学出版会、二〇〇九年に収録)。
- (4) 同名の他寺院と区別するため、本稿では、現在の笛吹市石和町に所在する遠妙寺について、史料上の表記などをふまえて「石和遠妙寺」と表記する。
- (5) 佐成謙太郎『謡曲大観』(明治書院、一九三〇年) 鶺鴒の項、西野春雄校注『新日本古典文学大系五十七 謡曲百番』(岩波書店、一九九八年) 鶺鴒の項など。
- (6) 伊藤正義校注『新潮日本古典集成 謡曲集上』(新潮出版、一九八三年)「各曲解題」 鶺鴒の項、前掲註(1)『能を読む① 翁と観阿弥 能の誕生』 鶺鴒の項など。
- (7) 『石和町誌 第一巻 自然編・歴史編』(石和町、一九八七年)。
- (8) 文学では橋本朝生「山梨の伝説と能・狂言」能「鶺鴒」・狂言「蟹山伏」(『山梨の文学』第六号、一九九〇年三月)、中野猛「甲斐の略縁起について」鶺鴒山遠妙寺の場合(『国文学論考』第三十四号・中尾猛教授退官記念特輯、一九九八年三月)など。歴史学では義江彰夫「鶺鴒をめぐる」(『能楽観世座第十四公演パンフレット 鶺鴒』二〇〇六年七月)など。また、網野善彦氏は、諸国の鶺鴒の存在形態を検討するなかで、「文学作品であり、そのままを事実として認めるわけにはいかない」と留保をしつつも、《鶺鴒》と石

和遠妙寺が現存することを根拠として甲斐国における鶺鴒の存在を指摘している(同「中世における鶺鴒の存在形態」桂女と鶺鴒)、『日本史研究』一三五号、一九七三年九月。のちに「鶺鴒と桂女」と改題して同『日本中世の非農業民と天皇』岩波書店、一九八四年、および稲葉伸道ら編『網野善彦著作集 第七巻 中世の非農業民と天皇』岩波書店、二〇〇八年に収録)。

- (9) 前掲註(8) 義江コラムなど。
- (10) 『神鳳鈔』(氏経本)、「神鳳鈔」(御巫本)とともに『神宮古典籍影印叢刊六 神宮神領記』八木書店、一九八三年)。石和御厨の部分のみを翻刻したものが『石和町誌 第三巻 資料編』(石和町、一九九四年)に掲載されている。なお、本稿に関係する部分については氏経本・御巫本とも異同がみられないので、以下の行論にあたっては氏経本によることとし、氏経本・御巫本の区別については註記を省略する。
- (11) 『諸国御厨御園帳』(神宮古典籍影印叢刊六 神宮神領記) 八木書店、一九八三年) および「外宮神領目録」(『続々群書類従第一』続群書類従刊行会、一九七〇年。前者の「解説」によれば、「諸国御厨御園帳」の成立年代は不明ながら、「外宮神領目録」あるいは「宮庁所知諸神領目録」などをもとに、十四世紀中ごろから加除されつつ書き継がれてきたものらしい。その記載によれば諸国からの進上品は米や麦が中心であり、「魚介類が年貢の中心」(前掲註(8) 義江コラム)とはとても思われない。なお前掲註(10)『石和町誌 第三巻 資料編』にも同書の翻刻があるが、石和御厨について書かれたごく一部のみである。
- (12) 先述の「神鳳鈔」では、多くの御厨について「諸国御厨御園帳」にみられる進上品と同じものを併記している。長日御幣紙については、氏経本・御巫本の両方とも石和御厨以外の四か所には書き込みがある。この書き込みがどの段階でなされたのか、またなぜ石和御厨にはみられないのかは不明である。ともすれば、他の御厨に先駆けて石和御厨が衰退していたことを示すのであろうか。
- (13) 義江氏は「石和御厨が、引用者註) 仮に伊勢神宮領でなくなっていたとしても、この一帯は清和源氏で同国の守護だった武田氏の一族石和氏などが、中世をとおして領主として支配していたから、彼らが御厨の支配を継承して、住人に鶺鴒の特権^{ツマ}与えたことは疑いない」(前掲註(8) 義江コラム)とするが、もとより石和で鶺鴒が行われていたという仮定を前提として導かれた結論であり、説得的ではない。
- (14) 現行五流のうち喜多流のみは同曲を《烏頭》と表記するが、本稿では《善知鳥》で統一する。
- (15) 《阿漕》、《鶺鴒》、《善知鳥》の三曲は曲調のよく似たものとしてひとくくりに語られることも多い。しかしながらその劇的構成や背景にある思想などは大きく異なっている。た

近世の「鵜飼伝説」は、もう一つ大きな変化を経ている。現在、笛吹川沿いに「鵜飼動作翁之像」と題した石像が建てられていることでもわかるように、「鵜飼伝説」を知る多くの人は、その主役を勘作（勘助、勘三郎とも）と記憶しておられるのではなからうか。しかし慶応四年の「由緒明細帳」には勘作の名はみられず、少なくとも石和遠妙寺としては幕末までその名を出していない。右にふれた十八世紀中ごろの浄瑠璃「日蓮聖人御法海」が今のところ勘作の名の初見である。すなわち、「鵜飼伝説」について、十八世紀中ごろには、平時忠を漁翁とするこの不合理性が方々で指摘されるようになっていた。そうした批判にこたえるため、石和遠妙寺ではない何者かが、鵜飼勘作の名を案出したものであろう。⁽²⁾

ここにいたって「鵜飼伝説」は、単に石和遠妙寺の縁起であるということにとどまらず、日蓮の一代記のなかで重要な場面として扱われ、近世後期以降、広く人口に膾炙するようになっていくのであった。

おわりに

石和地域における鵜飼集団の存在や伝承は、《鵜飼》成立以前には確認できず、十六世紀末に石和遠妙寺がその縁起として打ち出して以降、「鵜飼伝説」は広く流布していった。それは十七世紀、法華宗のなかで受不施派と不受不施派とが対立し、本末関係をめぐって宗派全体が激しく動揺するなかで、石和遠妙寺が法華宗の主流派との関係を構築し、自らの立ち位置をより優位にするために持ち出した「切り札」でもあった。

石和遠妙寺は、《鵜飼》を翻案して「鵜飼伝説」を自らの縁起としていくなかで、漁翁などの抽象的存在を平時忠といった具体的名辞に置き換えていった。石和遠妙寺の狙い通り、「鵜飼伝説」は《鵜飼》に先行するものとして、祖師日蓮に対する信仰の高揚もあって、広く世間に流布するところとなった。しかし、『吾妻鏡』などの知識を共有するようになった人々から、激しい批判をうけ、やがて鵜飼勘作と

いう新たな主人公が生み出され、その筋立てにも影響がみられるようになる。

これまでみてきたことは、換言すれば、先行する事実や説話もなく創作された《鵜飼》に対し、その劇的構成に対するさまざまな推測が繰り返されるなかで、地域との結びつきが生み出されていった、ということになる。これはそれだけの「強さ」を持つ《鵜飼》の脚本を作り上げた世阿弥や榎並左衛門五郎らの能力の高さを示すものでこそあれ、今に伝わる「鵜飼伝説」の価値を決して損なうものではないことを強調しておきたい。戦国大名武田氏滅亡後、天正壬午の乱を経て、騒乱に巻き込まれた多くの寺院が衰退し退転していくなかで、石和遠妙寺も生き残りをかけて戦い抜いたはずである。「鵜飼伝説」の歩みが物語るその苦闘と巧みな戦略は、正當に評価されねばならない。

「鵜飼伝説」の、特に近世中後期における変遷については、紙幅の都合もあり、基礎的な史料を読むことのみで終始し、十分に考察を深めることができなかつた。今後、関連史料を収集しつつ、また他の伝説・伝承にも視野を広げ、改めてその内容と変遷について考えていくこととしたい。

註

(1) これらのことから、すでに多くの註釈書で示されている。たとえば、最近のものとして梅原猛ら編『能を読む① 翁と観阿弥 能の誕生』（角川学芸出版、二〇一三年）鵜飼の項をあげておく。『申楽談義』において、『鵜飼』はそのほとんどが「聞けたる音曲」、すなわち合唱しない曲であり、ただ「面白の有様や」からの「一謡」ほどのみ（現行の演出のなかで「鶉之段」と呼ばれている部分であろう）を合唱する、と世阿弥は述べており、現行の《鵜飼》と演出上の相違が大きい点には留意しておかねばなるまい。なお、「日蓮による奇跡談」として《鵜飼》をみるならば、現行の後場のように、法華経による成仏得脱を明示する必要がある。榎並左衛門五郎段階では後場がなかった可能性が指摘されているが、そうすると現行のものほど法華宗賛美の色が強くなかったことになる。

(2) 右にみたように、世阿弥当時の《鵜飼》と現行の《鵜飼》には演出上の相違があり、《鵜飼》が現在上演されるような形式になった時期については未詳である。伊藤正義氏は、世阿弥がそれ以降に改訂された可能性を想定している（『各曲解題』『新潮日本古典集成 謡曲

された由緒は、百年余りの間に広く流布はしたものの、厳しい批判の目にさらされることとなった。天明三年（一七八三）の「甲斐名勝志」になると、その批判はより鋭さを増す。

〔史料9〕

○石禾郷 今石和と書、往昔山梨郡也、近來属^ス八代郡^ニ、（中略）往昔は笛吹川、川中島村の東より鵜飼川へ流れ合けるとぞ、此辺に菊か嶋と云所有、土人相伝、昔平大納言時忠卿、此地に配流せられて、夜々石和川に出て鵜をつかひて魚をとり給ふ、殺生禁制の地なる故に、或寺の僧徒等捕へて此川瀬に生ながら沈めけるに、其亡霊、猶鵜をつかふを、日蓮上人濟度して一寺を建立し給ふ、今の鵜飼山遠妙寺是也、それよりして石和川を鵜飼川と云、予按に、平大納言時忠卿は能登国に配流の事、平家物語及と源平盛衰記・東鑑等に見えたり、今能登国に旧跡有とぞ、東鑑曰、元暦二年九月廿三日、前ノ大納言時忠卿、下^ニ向^{スト}配所能登国^ニ云々、又曰、文治五年三月五日、前平大納言時忠卿、去月廿四日未ノ刻、於^テ能登国配所^ニ薨^レ之由、今日達^ス関東^ニ、依^レ有^ニ智臣ノ誉^シ、先帝ノ朝、平家在世ノ時、輔^ニ佐^ス諸事^ヲ、雖^ニ当時^ト為^ニ朝廷^ノ可^レ惜歎^之由、^{（新朝）}二品被^レ仰^セ、亦彼ノ年齢有^ニ御不審^一、教輩雖^レ候^{スト}御前^ニ、無^ニ覚悟^ノ人^一、仍^テ被^レ尋^ニ大夫^一、属^ニ入道^ニ之処、六十二之由申^レ之ヲ云々、依^レ之考^ルに平大納言にはあらざるへし、後人の誤伝ものならん

「甲斐名勝志」の編者萩原元克は、縁起についての記述は簡略にとどめ、『吾妻鑑』などに基づく考察を加え、この漁翁は平大納言ではない、後世の人が誤って伝えたものであると、と結論づけている。

文化十一年（一一八四）成立の「甲斐国志」では、以下のように記している。

〔史料10〕

一、石禾河 笛吹川ノ別称ナリ、此ノ河ハ栗原筋・万力筋の交界ヨリ川中島ノ東北ニ出ツ、昔時ハ石和宿ノ東辺ヲ歴、平井村ノ方ニ流レテ金河ニ会ス、此レヲ

石禾河ト呼ベリ、僧日蓮ガ漁夫ノ幽冥ヲ濟度セシト云フモ此ノ所ノ事ナリ、其ノ後ハ鵜飼河ト呼ビシトモ云フ、何レノ頃カ河流通変シテ、今ハ八田村ノ北ヨリ石和宿ノ西ニ出デ南流シ、笛吹河ト呼フ、涸迹ハ尽ク耕田トナレリ、金河ハ一流ト成リタレドモ昔シ会注セシ処ヨリ末ヲ猶ホ鵜飼河ト云フナリ、鵜飼ノ謡曲^ニ、つるの郡の朝立も、日たけてこゆる山道を、過ていさはに着にけり^中、抑モ此ノいさは河と申は、上下三里か間は堅く殺生禁断の所也、^又此河下、岩落と申所を通り候ひしに^下、岩落ト云フ処ハ小石和筋四日市場村ニアリ、此ノ辺リヨリ十八・九町東道三里ト謂フベシ、是ノ川大神宮御厨^{ミウラ}ノ内ナレバ殺生禁断トモ、又観音寺領ナレバトモ云ヒ伝フ

地理に特化した叙述になっているためか、縁起の内容は「甲斐名勝志」にまして簡素となっている。時忠の名は出さず、単に「漁夫」としているのも特徴といえよう。ここで注目したいのは末尾の部分、殺生禁断の理由について、御厨由来と観音寺領由来とを併記する点である。これまでみた「裏見寒話」、「甲斐名勝志」、「甲斐国石和鵜飼山遠妙寺略縁記」のいずれもが観音寺領であったこととの関わりだけを記していたが、十九世紀前半には御厨由来説が姿をみせるようになり、観音寺領由来説と並んで扱われるようになっていたことがわかる。

これらを含め、十八世紀中ごろ以降、さまざまなかたちで石和遠妙寺の「鵜飼伝説」が描かれていく。目に付く限りを列挙すれば、「甲斐国志」に遅れること二年、文化十三年（一一八四）に徳川家齊に献呈された「官遊紀勝」にも、「鵜飼伝説」についての記述がみられる。⁽⁶⁾ ややさかのぼって宝暦元年（一七五一）、鵜飼勘作の住家が主要な舞台となる浄瑠璃「日蓮聖人御法海」が初演された。さらに天保二年（一一八三二）、日蓮の五百五十年遠忌を記念して作成された歌川国芳の連作「高祖御一代略図」では、「甲斐国石和川鵜飼亡魂化」として「鵜飼伝説」が描かれるなど、⁽⁶⁾ 祖師日蓮への信仰の高揚にも支えられ、様々な媒体によって「鵜飼伝説」は展開され、石和遠妙寺の名とともに、十九世紀前半には全国的に定着していった。

澄寺とて上人の師の坊をいふなり(中略)

生沢 同国山梨郡也、伊沢共、石和共書

(中略)

此御堂にとまりて候 石和村に鵜飼山遠妙寺とて有、身延派也、生沢川に近し、此御堂とは遠妙寺を云也

(中略)

妙なる法の御経を一石に一字書付て 妙なる法とは妙法花経を云也、鵜飼の石とて一字づゝ経文を書たる石、生沢川より今に出る也、文字それくにかはれり、世に題目石と云也、或説に日蓮上人為三平大納言時忠卿菩提一石書二法花経文字一投三生沢川と有、尋ぬへし(後略)

一見して明らかたとおり、石和遠妙寺の「鵜飼伝説」を踏まえており、ワキ僧が日蓮であるという認識も示されている。伊藤正義氏⁽⁵⁶⁾によれば、「謡曲拾葉抄」は京都の犬井貞恕が延宝期後半から着手し、元禄十五年(一七〇二)に貞恕が没した後、空華庵忍鎧が四十年の歳月を費やして寛保元年(一七四一)に序文を付し、さらに後の明和九年(一七七二)に刊行されたという。したがってここにみられる記述も、ともすれば貞恕の生前、十七世紀後半まで遡ることもできるかもしれないが、遅くとも十八世紀中ごろには、京都においても《鵜飼》と「鵜飼伝説」との関係が認識されるようになっていたとみてよいだろう。次に宝暦二年(一七五二)の序を持つ野田成方の「裏見寒話」をみよう。

(史料8)

○鵜飼山遠妙寺 石和駅 日蓮宗

縁起の略に云、俗謡に所謂、鵜飼の翁は平大納言時忠也、元暦の頃、平家放流の時、時忠は甲州に配流す、心猛悪にして殺生に身を委ね、菊島、下岩落迄、南北拾八丁は法城山観音寺と云る禪院の領地にして、厳しく殺生を禁すと雖も、毎夜此処に出て鵜を放ち網を下す、終に頭れて文治年中岩落の深底へふしつけ

にせらる、最期の悪念にや、忽悪鬼と成て瞋恚の炎壯にして、日夜中有に苦しむ折しも、宗祖日蓮大師、文永の頃身延より石和に至る時、日暮、雨烈しくして里に一宿を乞と雖も、謗法の宗旨なれば、曾て免さず、終に菊島に至て一庵を求む、庵主は八旬余の漁翁たり、是即時忠の幽霊なり、宗祖終夜殺生を教化して戒むと雖も、教化に随はず、面色変つて一丈余の鬼形と成、瞋恚の焰燃立と見へしか、忽姿失せ庵も消へ、菊島の草むらに一夜を明して延山に帰らるゝ、翌春日朗・日向と俱に此処に來り、再び漁翁の亡霊に逢ひ、三昼夜の間、法華経壹部一石に一字ツゝ書写し、教化有たれば、漁夫忽ち罪障滅して成仏す、古は伊沢と書しか後に石沢と書く、四百余年石経書写の石は、鵜飼寺什物とす、(中略) 或人云、平時忠甲州配流の事不審也と、如何となれば、時忠は平家の重族、配所にて奚ぞ川獵等の遊行あらんや、厳しく守護して他出を禁すべき事也、又重刑の人を窺わすして死刑に行ふも、不審(中略)

○鵜飼川 日蓮上人、鵜飼翁を濟度してより後、鵜飼川の名あり、今も至誠を尽して尋れば、経石を拾う事あり

先にみた慶応四年の「由緒明細帳」と少々異なるところもみられるが、大筋は同じといつてよい。《鵜飼》にはみられない二度の教化も「由緒明細帳」と共通している。また冒頭に「縁起の略に云」とあり、「岩落の深底」、「最期の悪念」など共通する表現が散見されることから、「裏見寒話」はこの部分を「甲斐国石和鵜飼山遠妙寺略縁記」に基づいて書いたと考えることができる。すなわち、「裏見寒話」が成立した十八世紀中ごろには「甲斐国石和鵜飼山遠妙寺略縁起」が流布していたことがうかがえる。

ここで注目すべきは、傍線部にある「或人」が呈する疑問である。すなわち、平時忠が甲斐に配流されたことは疑問とし、さらに平家の重要人物の時忠が、配所で遊漁することもおかしく、厳しく監視して外出を禁止すべきであり、なおかつ重罪人を許可なく死刑に処すことも不審だとする。十七世紀に石和遠妙寺によって形成

霊場也、熟探旧記尋伝説に、鵜飼の漁翁ハ所謂平大納言時忠卿是也、
曠昔元暦年中、平家の一門諸処に放流せし砌、甲斐国伊沢の里菊島といへ
る処に左遷給へり、嘗て此君榮耀の昔ハ意凶悪にして、平生殺生を好り、故
に初官途に誇てハ、日夜鬪争の喧を榮、晩に辺地に吟行てハ、孤身甚
放逸にして、民間に猥て朝暮殺生に身を委給へり、爰に菊島といふところよ
り岩落といへる所迄南北十八町の間ハ、法城山観音寺といへる禅院の寺領に
して、堅く殺生を禁断せり、然るに此脚いかなる業因にや、毎夜此処に至て
深更にハ密に網を入、暗夜にハ恣に鵜を飼ひ、阿漕が浦にあらねども、たび
かさなりて終に顕れ、文治年中の夏の頃、岩落といへる所の深底に柴漬にせら
れける、其最後の悪念にやよりけん、忽霊鬼となり、曠患のかゞり火盛にも
えたち、悪業の手綱につながれて、九十年来業かの鵜を飼ひ、夜ごと苦ミ給へり、
然るに、高祖大菩薩、一乗の車を四方に轟し給へる折ふし、文永六年の頃、
此伊沢の里に至給ふに、日も暮雨頻なり、一夜を求め給へども、謗法の街な
れバ曾てゆるし奉らず、是非なく菊島のほとりにたどり給ひて、あやしき庵
の有けるに宿を乞給へバ、八旬有余の翁立出て一宿をまいらせ奉る、是則
鵜飼漁翁の亡霊也、高祖大菩薩、竟夜教化ましくて殺生をいましめ給へど
も、いまだ時至らず、御教化に背きすさまじく面色変り、一丈あまりの悪鬼
となり、曠患の焰もえ上がると見ゆれば、忽に姿もうせ、庵も消て、菊島の
芝の上に難有も一夜を明させ給ひぬ、此砌にハ虚く過し給ふといへども、又
文永十一年の夏の頃、日朗・日向の御弟子と共に此処に至、道のほとりの辻堂
に止り給ひしかバ、再び鵜飼の亡者に対面し給ひ、三日三夜の間法華経一
部一石一字に書写し、水底にしづめ、懇に教化ましますバ、有がたや、衆罪
ハ草露の如く石經書写の恵日に消て、鵜船も弘誓の舟となり、春の夜の夢ば
かりなる、一夜の宿の縁つきず、仏所に導き給ふ、ありがたやと合掌成仏の
望をとけて、金剛不壊の堅きしるしの経石、あまねく諸国に散在せり、往昔

提婆達多が五逆の罪にしづミはてにし无間の苦ミも、一仏乗の功力にて、天王
如来の記前を蒙る、今の鵜飼が恒河に漁る罪も報も、石經書写の利益に消る
水の泡、石和川瀬の未永く清き流のありがたきためしならずや、在世の提婆も
滅後の鵜飼も、御法ハ同じ、二もなく三もなく、唯一仏乗の徳によりて、奈落
にしづミはて、浮ミ難き悪人の成仏せし旧跡なれば、後五百歳遠沽妙道のいハ
れにや、鵜飼山遠妙寺と号するものならし、南無妙法蓮華經

微妙な違いがあるとはいへ、基本的な話の筋は、さきにも「由緒明細帳」記載
のことではなく、臨濟宗の法城山観音寺の寺領であることをその理由として明示して
いる。⁽⁵²⁾しかし、御厨と殺生禁断とを結びつけた説と同様、殺生禁断の観音寺領由来
説も成り立ちがたいように思われる。石和川に布かれていた殺生禁断の法が、禅宗
寺院の観音寺によるものだとするれば、それは殺生戒を根拠とするものということに
なる。だがそれでは周辺に鵜使いたちが多く住むという劇中の描写と矛盾してしま
う。⁽⁵³⁾これも近世の石和遠妙寺が、鵜飼山の山号が成立する以前に周辺が殺生禁断と
された理由を、何らかのかたちで求めようとして付会されたものであろう。⁽⁵⁴⁾
略縁起の成立や「鵜飼伝説」の浸透を考えるため、いくつか史料をみていくこと
にしよう。まず十八世紀に成立した謡曲の註釈書「謡曲拾葉抄」である。⁽⁵⁵⁾
〔史料7〕

鵜飼

世伝云、甲斐国山梨郡石和川は殺生禁断の所なるに、夜毎にしのび出て鵜
をつかひけるものあり、里人はをたらへてつみにしづめたり、聖人不便にお
ぼしめされ、法花経一部一石に一字づゝあそばして御とふらひ有けり、かの
鵜つかひは申に及ばず、一石一字の川水をのめるうろくすまで、皆解脱を得
ずといふ事なかるべしと云々

是は安房の清澄より出たる僧にて候、此僧は日蓮上人を云也、安房の清澄は清

ことはできないが、これが事実だとすると、慶長初年、久遠寺と石和遠妙寺は、日乾・日遠と日豫という、ともに同じ日重門下の住職を持つ寺院であったということになる。⁽⁴⁶⁾

日豫の先代である十三世日境は天正十三年五月に没し、日豫は慶長十年四月に没したとされているので、日豫の在職期間は最長でもその間のおよそ二十年ほどということになる。⁽⁴⁷⁾ 日乾と日豫のどちらが先に甲斐国に入ったかについてはいくつかの可能性が考えられる。しかしいずれにせよ、日乾らが久遠寺に入るにあたり、単身で乗り込むのではなく、日豫ら同門の僧侶を多数同行し、久遠寺の膝下である甲斐国の寺院に送り込んでいったであろうことは想像に難くない。⁽⁴⁸⁾ おそらく、慶長八年の日乾の身延晋山前後、そう遠くない時期に石和遠妙寺は日豫を住職に迎え、久遠寺の末寺となったものとみられる。その後、石和遠妙寺が久遠寺の「身延客末五ヶ寺ノ一」として、他の末寺一般とは異なる位置づけを与えられたのも、日豫以来の久遠寺との関係の強さがあったからではあるまいか。

では、なぜ日豫の入寺先として石和遠妙寺が選ばれたのか。そこで浮かぶのが「鵜飼伝説」の存在である。日乾の身延晋山が慶長八年のいつであったかは不明だが、「史料4」が発給された慶長八年の三月までには石和遠妙寺は「鵜飼伝説」をその縁起としていることが明らかである。日豫ら日乾同門の入寺にあたっては、石和遠妙寺を含む甲斐国内の諸寺院がもつ由緒や縁起が考慮され、相応の寺院が選定されたことであろう。その際、京都から甲斐国に入った日乾や日豫らは、おそらく初めて石和遠妙寺の「鵜飼伝説」に触れたのではなからうか。祖師日蓮に関する縁起を有することは、日豫の入寺にあたって大きなポイントとなったはずである。すなわち、「鵜飼伝説」が石和遠妙寺と日豫を結びつけ、久遠寺との強い関係を生むことになったといえるのではないか。

そもそも、日乾・日豫ら日重門下の甲斐入国に先立って、石和遠妙寺が「鵜飼伝説」との関わりを全面に押し出し、鵜飼山と称すようになった背景を考えるに、京

都での受不施派と不受不施派の対立が関東に飛び火することを予見し、どちらが優勢となってもその中枢と接触をはかることができるように、祖師日蓮との関係を誇示するようになったとみることもできよう。

日豫にまつわる石和遠妙寺の寺伝が疑わしくとも、幕府の後援をうけ、関東における法華宗の一大拠点に成長しつつあった久遠寺に接近することは、同じ甲斐国内に所在する法華宗寺院として、むしろ当然ともいえる。この場合、石和遠妙寺が久遠寺に接近するにあたって、いわば最大の武器となったのが祖師日蓮にまつわる「鵜飼伝説」だったはずである。

日豫についての寺伝の信憑性がいかにあるとも、縁起としての「鵜飼伝説」の存在は、近世への移行期を生き抜く石和遠妙寺のしたたかな戦略の賜物であったといつてよいだろう。

三 「鵜飼伝説」の展開

さきに慶応四年の「由緒明細帳」をもとに、石和遠妙寺の由緒として「鵜飼伝説」を紹介したが、地誌類に示される石和遠妙寺の縁起は、相互に細かな違いが確認される。ここでは、近世に作成された縁起や地誌などから、「鵜飼伝説」の変遷をとらえたい。本来ならば近世に「鵜飼伝説」を記した全ての史料を検討の対象とすべきであるが、本稿では代表的なものをいくつか取り上げて全体的な傾向を確認することとする。まずは「甲斐国石和鵜飼山遠妙寺略縁記」をみよう。⁽⁵¹⁾

〔史料6〕

(表紙)

「甲斐国石和
鵜飼山遠妙寺
略縁記」

抑 鵜飼山遠妙寺ハ、祖師大菩薩石経を書写して、鵜飼の亡霊を濟度し給ふ

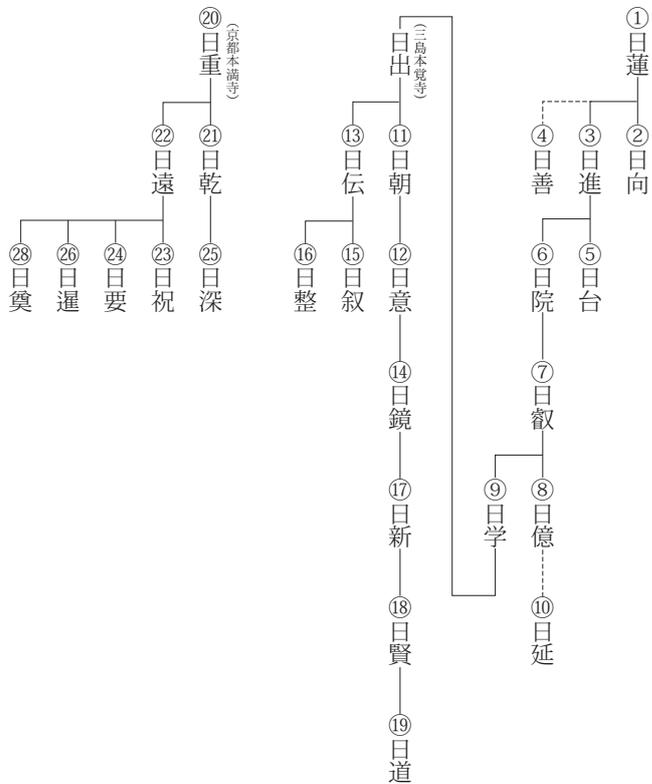
を除いて処分を受け、禁圧されるに至った(寛文の物滅)。このように久遠寺は、十七世紀初頭から中ごろにかけて、不受不施派との戦いを制するなかで関東での勢力を拡大させつつ、幕府との結びつきを強め、のちの法華宗の総本山としての地歩を固めていったのである。

さて久遠寺では、慶長六年十二月に十九世日道が没すると、京都本満寺の十二世日重を法主に招こうとしたが固辞され、慶長八年、その弟子であった日乾を久遠寺二十一世に、翌慶長九年には同じく日重の弟子の日遠を二十二世に迎えた。⁽⁴¹⁾『身延山史』⁽⁴²⁾などにより久遠寺の歴代法主を追うと、以下の【系図】のようになる。経歴の判然としない法主もあるが、久遠寺法主はおおむね三世日進以来の法脈を受け継ぐ弟子に相承されていた。とくに十五世紀後半に衰退していた寺勢を回復し、久遠寺の基盤を再建したという十一世日朝以降、十九世日道に至るまで、その教学を受け継ぐ僧侶が歴代の法主を務めていた。しかし日道の死によってその法脈は途絶え、二年ほどの空白期間を経て、久遠寺としては初めて、関東での修行経験を持たない日乾・日遠らが相次いで法主となった。⁽⁴³⁾身池対論のきっかけを作った二十六世日暹など、二十八世日奠にいたる以後の歴代も、ほぼ全員が日乾・日遠の直弟子で占められている。このように、慶長八年の日乾の身延晋山を境に、久遠寺の法脈は日重門下、日乾・日遠の系統に入れ替わるのである。

ここで久遠寺の法脈が不受不施派の日重門下が変わったことは、久遠寺のその後に大きな意味を持ったのではないか。先にみたように、日乾の晋山以降、久遠寺は関東で不受不施派との戦いを積極的に展開していく。すなわち畿内での受・不受両派の対立が関東に波及するなかで、関東近郊の大寺院でありながら法主が不在となっていた久遠寺が、不受不施派の法主を迎えたことで、関東における不受不施派の旗手となった。⁽⁴⁴⁾

視点を石和遠妙寺に戻そう。寺伝によれば、石和遠妙寺の十四世日豫は日重門下であったという。⁽⁴⁵⁾他にこのことが示す史料がみられないため、安易に依拠する

【系図】久遠寺歴世略系図(開山日蓮より二十八世日奠まで)



(『身延山史』、『身延町誌』などにより作成。実線は師弟関係、破線は推定、丸数字は久遠寺における代数)

※⑳日重は久遠寺に入っていないが、弟子の㉑日乾・㉒日遠らによって歴代法主に加えられた。
 ㉑日乾は慶長八年と慶長十四年〜十九年、㉒日遠は慶長九年〜十四年と元和元年〜二年のそれぞれ二度ずつ久遠寺法主を務めている。

㉗日境は玉沢妙法華寺日達の弟子であり、㉘日暹および鷹峰檀林講主の日揚(㉑日乾弟子)の俗弟という。

法華宗からも妙満寺二十六世の久遠院日淵と要法寺の本地院日性（世雄坊円智）、および日淵の弟子で、日海の法号をもつ本因坊算砂の三人が参画している³⁴。他にも多数の知識人が編纂に関わっている「謡抄」に「鵜飼伝説」に関する記述がみられないということは、「謡抄」が完成する十六世紀末の段階において、京都周辺の知識人たちには、「鵜飼」と「鵜飼伝説」との関係は認識されていなかった、もしくは「鵜飼伝説」そのものが知られていなかったとみてよいのではないかと。

この史料でもう一つ注意しておきたいのは、安房清澄、一石一字などの語句に付された註である。いずれもこれまで《鵜飼》のワキ僧が日蓮だとする根拠とされてきたものだが、一見してわかるとおり、「安房きよすみ」の註で日蓮ゆかりの安房清澄寺との関係に言及せず、「一石一字」は、「清水ノ経書堂（来迎院）」³⁵、あるいは蘇軾の詩にみられるものと同様だとするのみで、川施餓鬼などについてはまったく触れていない。ともすれば《鵜飼》のワキ僧が日蓮であるという解釈も存在しなかった可能性さえある。

法華宗礼賛の色彩が濃厚な《鵜飼》の註釈にあたっては、当然法華宗の僧侶たちの知識が反映されているはずであろう。しかしながら、「謡抄」には祖師日蓮、およびその日蓮にまつわる「鵜飼伝説」をみてとることはできない。したがって、十六世紀末の京都周辺の法華宗の僧侶たちは、「鵜飼伝説」を認識していなかったとみることができる。それどころか、《鵜飼》が祖師日蓮に関するものであるとはみなしていなかった、あるいは日蓮との関係を認識していたとしても、その情報は註釈に加えるほど重要なものでは考えてはいなかった、という可能性も指摘できよう³⁶。

「鵜飼伝説」に基づく山号である鵜飼山の初見と、「鵜飼伝説」が確認できない「謡抄」の完成が、ともに慶長年間の初めであることは、筆者には偶然とは思われない。すなわち、これらのことがらを整合的に理解しようとすれば、石和遠妙寺には「鵜飼伝説」が存在し、京都周辺にはその存在が認識されていない状況が想定されねば

ならない。ここから「鵜飼伝説」が慶長初年からさほどさかのぼらない時期に石和で形成され、まだ定着をみていなかったと考えることができるのではないかと³⁷。

ではなぜこの時期にこうした縁起が創作されたのか。言い換えれば、なぜ石和遠妙寺は「鵜飼伝説」に基づく縁起を慶長初年までに必要としたのか。十六世紀末から十七世紀前半にかけての石和遠妙寺をめぐる情勢を探ると、一つ大きな変化が確認される。それは身延山久遠寺との本末関係の形成である。

近世初頭の久遠寺の末寺編成について検討した齋藤典男氏によれば、石和遠妙寺は、天正二十年（文禄元年、一五九二）の久遠寺の「末寺屋敷免許状」³⁸には記載がなく、寛永十年（一六三三）の末寺帳には「鵜飼遠妙寺」としてその名がみえることから、天正末年から寛永年間にかけて久遠寺の末寺となったという。

ここで当時の法華宗の動向、とりわけ受不施派と受不施派の対立と久遠寺の立場を確認しておきたい⁴⁰。まず、文禄四年に豊臣秀吉が命じた京都東山の大千僧会への出仕をめぐる、受不施派と受不施派が厳しく対立するようになった。両者は秀吉没後の慶長四年、大坂城で問答を行い、受不施派が勝利する（大坂対論）。このように京都を中心とする畿内で受不施派が勢力を強めるいっぽうで、関東では依然として受不施派が優勢であった。慶長八年、久遠寺に京都から日乾が二十一世法主として迎えられて以降、関東における受不施派の一大拠点として、久遠寺は池上本門寺を中心とする関東の受不施派と対立するようになる。

寛永六年（一六二九）、久遠寺二十六世日蓮は幕府に訴状を提出し、翌寛永七年に幕府は久遠寺・本門寺の両者を江戸城に召喚して対論させた（身池対論）。久遠寺はこれに勝利した後、幕府の援護をうけつつ関東の受不施派諸寺院を次々と支配下に編成していく。しかし多くの寺院はこれに抵抗し、什物を持ち出して近隣に新たな寺院を建立するものや、いったんは久遠寺の末寺となりながら離反するものが相次いだ。その後両派の対立は三十年ほど続いたが、寛文五年（一六六五）、幕府が命じた朱印改めを契機に受不施派は追い込まれ、悲田宗として分派したもの

忠という実在の人物に設定していること、さらにそのために日蓮の活動時期とのズレが生じ、両者が出会うまで九十年ほどの間隔が生じていること、漁翁を殺害するのが他の鵜飼たちではなく観音寺の寺僧であること、日蓮が時忠を教化しようとして一度は果たせず、弟子の日期・日向を連れて再び石和を訪れ、ようやく亡霊を成仏させたことなどが目に付く。

この「鵜飼伝説」は、史料上、いつごろから確認できるのであろうか。「史料3」によれば、傍線部で示した通り、石和遠妙寺は慶長年中に山号を鵜飼山と改めたという。この記述の根拠となったとみられるのが、以下の史料である。⁽³⁰⁾

御寺領覚 甲州大石和之内

合拾石 市部村之内

同七百貳拾三坪 寺内

右、御寄進候、国家之御祈念・寺中御造営肝要存、重而御朱印申調可進候、以上

慶長八年癸卯

三月朔日

桜井安芸守 信忠(花押)

石原四郎右衛門尉 昌明(花押)

昌明(花押)

小田切大隅守 茂富(花押)

茂富(花押)

跡部九郎右衛門尉 昌忠(花押)

昌忠(花押)

鵜飼山
遠妙寺

これは大久保長安が慶長六年(一六〇一)から翌七年にかけて行った甲斐一國検地をうけ、いわゆる徳川四奉行から石和遠妙寺に発給された寄進状であり、現在のところ確認される鵜飼山の山号の史料上の初見である。おそらく先の「由緒明細帳」

が作成された慶応四年には、石和遠妙寺の持つ史料の中に、「史料4」以前に鵜飼山の存在を示す史料がみられなかったため、この史料によって「慶長年中鵜飼山遠妙寺と改め候」という記述がなされたのであろう。⁽³¹⁾ 鵜飼山という山号には、明らかに「鵜飼伝説」、および《鵜飼》の影響がみてとれる。すなわち、遅くとも十七世紀初頭には、「鵜飼伝説」ないしはその祖形が存在し、石和遠妙寺と結びついていたものと考えられる。

さて、もう一つ史料をみたい。文禄四年(一五九五)に関白豊臣秀次の命により編纂が開始され、同年の秀次の失脚・切腹を経て、慶長四年ころ完成をみた謡曲の註釈書「謡抄」である。このなかでは、《鵜飼》についてもいくつかの文言をとりあげ、註釈を付している。註釈は曲の全体におよぶが、ここでは特に本稿の論旨に関わるところを抜粋して示すことにする。⁽³²⁾

〔史料5〕

鵜飼

安房アハきよすみ 安房にあるべし

イサハ 生沢、又ハ伊沢トモ書也、甲斐国ニアリ

殺生 イキタル者ヲクロス義也

(中略)

禁断 停止ノ義也

(中略)

一石一字ヲ書付 石一ツニ、法華ノ一字ツ、書付ル義也、清水ノ經書堂モ如レ

此也、東坡五卷ニ石経院ト云モ、如レ此類也

いささか拍子抜けするほど簡素な説明であるが、曲全体につけられた註釈を通して、石和における「鵜飼伝説」の存在や、石和遠妙寺の名は確認できない。⁽³³⁾ このことは、何を意味するのか。

「謡抄」の編纂にあたっては、当時一流の知識人による編纂チームが結成され、

的にはさまざまな虚構や誇張から構成されているとした。こうした各種の謡曲のあり方と、世阿弥の「作能」についての考え方もふまえれば、《鶺鴒》は石和とその周辺の地名のみを、おそらくさほどの思惑なしに劇中に用い、鶺鴒のようすについては京都近郊など各地で行われていた鶺鴒を参考にするなどして取り入れた「作能」であるとみるべきではなからうか。⁽²⁷⁾

二 「鶺鴒伝説」の形成

《鶺鴒》成立以前には石和における鶺鴒の存在を確認することはできなかった。当然、石和における「鶺鴒伝説」も、《鶺鴒》以前には存在しなかったということになる。では、石和において「鶺鴒伝説」が形成されるのはいつごろのことであろうか。

ここで「鶺鴒伝説」の内容について確認したい。現在、さまざまなバリエーションをもって語られる「鶺鴒伝説」だが、その原型となったものは、石和遠妙寺の縁起である。ここでは慶応四年（明治元年、一八六八）に、石和遠妙寺が甲州寺社総轄役所に提出した「由緒明細帳」⁽²⁸⁾から、やや長文となるが、関連部分を引用しよう。
〔史料3〕

鶺鴒山遠妙寺由緒

一、元暦年中平家御没落之砌、平大納言時忠卿、当国伊沢の郷菊嶋といへる所へ左迷ひ給ひ、此卿常ニ殺生を好ミ、法城山観音寺といへる禅院之寺領ニ伊沢川の流水あり、殺生かたく禁断之処、毎夜忍びて鶺鴒を遣ひ、寺僧是を悪ミ、文治年中、此卿を水底ニ沈殺、其怨霊、凡九拾年来鶺鴒遣ひの形を顕し、郷民を悩し、衆人安居なりかたく、折柄文永六年、宗祖大菩薩（日蓮）此郷ニ至り、日も暮大雨なれハ、一夜の宿りを求めとも、里人ゆるすものなく、是非なく菊嶋の辺りに一夜を明し給ふ、折から鶺鴒漁翁乃亡霊現られ、教化し給へとも時至らず、空しく同十一年夏の頃、御弟子日朗・日向上人召連、道の辺りの辻堂ニ止り給ひ、

再び漁翁の亡霊ニ逢ひ給ひ、三日三夜之間経文読誦し、法華経一部八卷廿八品六万九千三百八十四文字を、一石二字ツ々書写し水底ニ沈め、教化し給へと衣冠正しき御姿ニ現し、法華経守護の御契約あつて空中に為上給ひしより悪霊の愁ひなく、当山ニ相伝り候一石一字書写し給ひし石七ツ之内、壹ツ其後打割しに、石中へ文字染入せし故、宿名伊沢を改め石和と唱、又郷名も法花経一部一石一字書写せし故を以、市部と改め候由、旧来申伝候、宗門開闢川施餓鬼之根本の霊場ニ御座候、道の辺りの辻堂、其俣鶺鴒寺と唱、其後慶長年中鶺鴒山遠妙寺と改め候、別に漁翁塚あり、其後漁翁堂再建之砌、吉田家江相願、願満鶺鴒天神の贈号有之、尤再度焼失故、諸書物等焼亡仕、年暦相分兼候（後略）これによれば、十九世紀後半に石和遠妙寺によって語られていた「鶺鴒伝説」とは、おおよそ以下のようなものである。

元暦年間（一一八四・五）に平家が没落した頃、平時忠は伊沢（石和）の菊嶋という場所にさまよっていた。時忠は殺生を好み、禅宗寺院の観音寺領であり、殺生禁断とされていた石和川で夜な夜な鶺鴒を行っていた。怒った観音寺の僧たちは、文治年間（一一八五〜九〇）に時忠を川の底に沈めて殺した。その後、時忠の怨霊が鶺鴒使いの姿となって現れ、およそ九十年ほど石和の人々を悩ませた。文永六年（一二六九）、石和にやってきた日蓮は、里人に宿を借りようとしたが許されず、やむなく菊嶋で夜を明かす。そのとき時忠の亡霊が現れ、日蓮はこれを教化したが果たせなかった。同十一年、弟子の日朗・日向を連れて石和を訪れた日蓮は、再び時忠の亡霊と遭遇したので、辻堂で三日三晩の読経を行い、法華経の経文を一石に一字ずつ書写して川に沈めて教化を行った。すると時忠の亡霊が衣冠を正した姿で現れ、法華経の力により、空中に上っていったから、悪霊の憂いがなくなった。

殺生禁断を破った鶺鴒の漁翁が殺害され、その亡霊を日蓮が救済する、という基本的なモチーフは《鶺鴒》と同じである。しかし異なる点も多い。まず漁翁を平時

シテ「総じてこの浦を阿漕が浦と申すは、伊勢大神宮ご降臨よりこのかた、ご膳調進の網を引く所なり、されば神のおん誓ひによるにや、海辺の鱗類この所に多く集まるによって、憂き世を渡るあたりの海士人、この所に漁りを望むといへども、神前の恐れあるにより、かたく戒めてこれを許さぬところに（後略）シテである漁翁（実は漁師の霊）が語るところによれば、阿漕ヶ浦は「ご膳調進の網を引く所」なので、神の救済を求めてであろうか、魚類が多く集まるという。そのため周辺の漁師たちはここで漁をしたいとは思いますが、それは「神前の恐れあるにより、かたく戒めてこれを許さぬ」というのである。実際に阿漕ヶ浦は伊勢神宮領安濃津御厨に属し、「御贄」が六・九・十一月に進上されることになっていた。¹⁶《鵜飼》と異なり、劇中での描かれ方と史料にみえる状況は矛盾していない。

では、《阿漕》からの類推で《鵜飼》も同様である、とみることは可能であろうか。成立年代も作者も不明な《阿漕》と、既に見たとおり、多少なりとも来歴の判明している《鵜飼》とを同列におき、その共通性について比較するのは、筆者にはためらわれる。《阿漕》が複式夢幻能としてほぼ完成された形態であることも踏まえるとその成立時期は《鵜飼》より大きく下るのではあるまいか。史料的な裏付けの有無を別にしても、《阿漕》で描かれている内容から《鵜飼》成立の背景を推測することは難しいということになる。

以上みてきたように、石和に伊勢神宮の御厨があったという事実からは、石和に鵜飼やその集団が存在したこと、および殺生禁断が行われていたことを推定することはできない。石和が御厨であったことと、そこが殺生禁断の地とされたことを結び付ける見解は、一見それらしくみえなくもないが、石和についていうならば、確証のない推論にすぎず、到底従うことはできない。石和においては、少なくとも世阿弥の改作を経た《鵜飼》が成立する十五世紀前半段階において、御厨に帰属するとされる鵜飼の活動も、《鵜飼》の典拠となるような事実や説話の存在も、ともに確認することができないのである。²⁰

これまでさまざまに語られてきた石和における鵜飼の存在は、すべては《鵜飼》が何かをもとにして創作されたものだという思い込みから導き出されたものといつてよいだろう。残されている史料から考えるに、佐成謙太郎氏が述べたように、「いづれも謡曲以後の付会説と思はれ、本曲の原拠と見るべきものは見当たらない」というほかない。²¹

もとより「なかったこと」の証明は困難である。しかしながら、現在提示されている根拠が崩れ、《鵜飼》の典拠となるような、石和における鵜飼の存在を肯定する要素が何一つなくなった以上、その存在を信じることはできない。

それでもなお、「記録には残っていない」とも、鵜飼を題材にした曲に、石和やその周辺の具体的な地名が選ばれたのには、何か背景や根拠があったはずだ」という反論もあろう。これについては、世阿弥が次男元能に与えた伝書「三道」の記述が参考になる。²²

〔史料2〕

又、作能とて、さらに本説もなき事を新作にして、名所・旧跡の縁に作なして、一座見風の曲感をなす事あり。是は、極めたる達人の才学の能なり²³

世阿弥はここで、能を作るときに、典拠となるような「本説」がまったくないようなことを新たに作り出し、名所や旧跡との関係をも仮構して、その場に集った観客の心を動かすような能を「作能」と呼んだ。さらにそれは「極めたる達人の才学」によるものであると非常に高く評価している。いかにもそれらしく、根拠があるように、さまざまな設定を仮構するのは、世阿弥の能作の一つのスタイルであった。²⁴

また、石井進氏は、北条時頼の廻国伝説に取材した《鉢木》、《藤栄》、《浦上》の三曲に登場する荘園名や人名を検討し、それらが固有名詞こそ実在のものを用いているが、その内実はまったく事実とはかけ離れたものであったことを指摘した。さらにこれらの謡曲は、弱小御家人の没落という社会的状況と、それに対する時頼の政策的対応というモチーフについては史実との対応関係が認められるものの、基本

の縁起であろう。もちろん当時鵜飼山遠妙寺の名があったわけではなく、また鵜飼の老人を平大納言時忠とする縁起まで成立していたとは思えないが、日蓮(二二三一〜八二二)の没後久しからずして、日蓮が鵜飼の老人の亡霊を濟度したという奇跡談が生れ、その場所といわれるところに鵜飼堂とか鵜飼寺とか呼ばれる小堂が建てられたこと、またその奇跡談が教線の拡大とともに流布せられて有名となり、榎並の左衛門五郎がそれを素材として謡曲「鵜飼」を書いたことなどは認められるであろう。⁷⁾

ここでは、「鵜飼伝説」そのものではないが、その祖型となるものが石和の地に存在し、それをもとに《鵜飼》が成立したとしている。文学や歴史学の専門家の間でも、《鵜飼》の成立には、それに先立って、石和を舞台とする何らかの事実や説話があったとする立場が有力である。⁸⁾

では、《鵜飼》の成立以前、石和にその典拠となるような事実や説話は存在したのだろうか。まずはこの点を検討し、《鵜飼》と「鵜飼伝説」との関係を明らかにする。そこから、石和遠妙寺の縁起として「鵜飼伝説」が形成される背景と、その後の変遷を探っていききたい。

一 《鵜飼》の典拠の有無 — 石和御厨と殺生禁断 —

《鵜飼》と石和における鵜飼との関係を考える手がかりとして、劇中に描かれた殺生禁断を取り上げる。《鵜飼》の前シテである鵜飼の老人が無惨に殺害されたのは、石和川に布かれた殺生禁断の法を破ったからであった。《鵜飼》における殺生禁断は、ドラマを作り出す鍵となるきわめて重要な「装置」といってよい。

この殺生禁断について、現在では、石和が御厨(伊勢神宮領)であったことと関連付ける見解が主流である。すなわち、石和には、鵜飼を行って鮎を伊勢神宮に進上する特権的鵜飼集団が存在し、彼らの権益を守るために殺生禁断が行われていたのだという。⁹⁾しかしながらこれは一般論からの推定にすぎず、《鵜飼》の舞台となっ

た中世の石和地域について具体的に検討された結果ではない。石和御厨と殺生禁断との関係については、改めて考察する必要がある。

すでにさまざまなかたちで指摘されている通り、鎌倉時代の石和に、伊勢外宮の御厨が置かれていたことは確かである。¹⁰⁾ただし、「諸国御厨御園帳」や「外宮神領目録」などによれば、この石和御厨から伊勢外宮に進上されていたものは、長日御幣紙三百六十帖であった。¹¹⁾同様に御幣紙を伊勢に進上することとされた御厨・御園としては、神宮膝下の伊勢国のものを除くと、下野国寒河御厨(栃木県小山市)、武蔵国大河土御厨(埼玉県北葛飾郡松伏町)、安房国東条御厨(千葉県鴨川市)、信濃国藤原御厨(長野県長野市)、遠江国美園御厨(静岡県浜北市)、三河国濱田御園(愛知県田原市)、越中国弘田御厨(富山県富山市)などが確認できる。¹²⁾

これらのうち、弘田御厨についての記述には、同じ進上品のなかに「鮭」があげられている。すなわち、「諸国御厨御園帳」では、こうした魚介類についても、進上の必要があればその品目が記されたとみられる。いっぽう、石和御厨については長日御幣紙以外には品目の記述がみられない。そのため、石和御厨から、長日御幣紙以外に鮎も進上されていたとは考えにくい。したがって、鮎を伊勢神宮に進上する特権的鵜飼集団なるものが石和御厨に存在したということはできず、この史料から石和御厨と鵜飼の関係を見出すことはできない。¹³⁾

御厨と殺生禁断を密接に関連付ける立場には、もう一つ根拠となりうるものがある。《鵜飼》と同じく、殺生禁断を破った漁師が殺され、供養を求める《阿漕》^{あこぎ}という曲の存在である。先行研究では、両者の関係から殺生禁断について検討したものはみられないが、《善知鳥》^{うしろと}とあわせて「三卑賤」とも呼ばれるこれら諸曲の類似性をもとに、《鵜飼》が作られたころの一般的な認識として、御厨と殺生禁断との関係を想定することも不可能ではない。

さて、その《阿漕》では、劇中に殺生禁断の理由が明示されている。

〔史料1〕¹⁶⁾

謡曲《鶺鴒》と「鶺鴒伝説」——近世石和遠妙寺縁起の形成と展開——

中野賢治

はじめに

謡曲《鶺鴒^{うかい}》には、山梨県立博物館にほど近い笛吹市石和町周辺の地名が登場する。また、《鶺鴒》とよく似た筋立ての説話が、同じ石和町に所在する遠妙寺の縁起として伝えられている。以下、本稿では便宜的にこの説話を「鶺鴒伝説」と呼ぶこととする。

さて《鶺鴒》は、夏を中心に各地の能舞台で盛んに上演されており、非常によく知られた人気曲といつてよいだろう。そのあらすじは以下の通りである。

安房清澄の僧（ワキ）が、日暮れに石和川にたどり着き、里の者（アイ）に宿を乞う。しかし「所の大法」を理由に断られ、代わりに里の者たちが寄り合つて建てたという川崎の御堂に泊まることになった。そこに鶺鴒使いの老人（前シテ）が現れ、御堂で休もうとして僧たちと出会う。僧は殺生を戒め、他の生業をするよう老人に勧める。そのやりとりのなか、従僧（ワキツレ）が二、三年前にその老人に出会つたと述べると、老人は自身がすでにこの世のものではないことを明かす。さらに老人は自らが石和川の殺生禁断を破り、そのために捕えられ、殺された経緯を語る。僧は懇ろに老人の菩提を弔う代わりに、その鶺鴒使いの業を見せるようお願い、老人はそれに応えて鶺鴒の様子を示し、暗闇の中に姿を消す（中入り）。後場では、僧と従僧が川瀬の石に法華経を一字ずつ書きつけて川に沈め、老人を弔う。すると地獄の鬼（後ジテ）が現れ、本来ならば地獄に堕ちるところであった老人を、僧と法華経の力によって極楽往生させ、

その力を称える。

法華経の功德を称える曲調や、法華宗の祖・日蓮を想起させる「安房清澄」出身のワキ僧など、全体的に法華宗賛美の色彩の強い曲である。この曲の成立にあたっては、『申樂談義』の記述などから、撰津猿樂の榎並の左衛門五郎が原曲を作り、そこに世阿弥が後場を付け加えるなどして改作した結果、現行のものに近いものになったとみられている^①。世阿弥の改作を経た《鶺鴒》の成立時期については、永享二年（一四三〇）成立の『申樂談義』に現行と同様の詞章を引用した記事がみえるため、先学の指摘する通り、下限が永享二年であることは動かしがたい^②。また、上限については、天野文雄氏が応永二十七、八年（一四二〇、二一）ころではないかと推定している^③。すなわち《鶺鴒》は、応永末年から永享初年までのおよそ十年ほどの間に完成したものであろうと考えられている。

この《鶺鴒》と非常に関わりが深いとされているのが、石和遠妙寺の縁起として伝わる「鶺鴒伝説」である。その内容などについては後で検討するが、鶺鴒山の山号を持つ石和遠妙寺は、《鶺鴒》の謡曲にまつわる場所として訪れる人が多い。《鶺鴒》と「鶺鴒伝説」との関係については、《鶺鴒》を扱った謡曲の諸註釈書においても、《鶺鴒》には各別の典拠なし、すなわち「鶺鴒伝説」などとの関係はみられないとする見解と^④、関係の強弱はあれ、両者の間になんらかのつながりを見出す立場とに分かれている。後者の主張は、註釈書以外にも紹介されており、たとえば以下のようなものである。

その（《鶺鴒》の、引用者註）素材となったものは恐らく鶺鴒山遠妙寺（前身）

- (2) (天正二年) 八月廿四日付武田勝頼書状(山梨県立博物館所蔵文書、資料番号…歴2008-000-000003、戦武二三三九、山5三〇七二)。
- (3) (天正二年) 八月朔日付武田勝頼書状写(東京大学史料編纂所所蔵「中村不能齋採集文書」九所収、戦武二三三四、山5一〇八八)。
- (4) (天正二年) 八月十二日付北条氏照書状(名古屋大学文学部所蔵文書、戦北一七二八)。
- (5) 丸島和洋『戦国大名の外交』(講談社選書メチエ、二〇一三年八月)。
- (6) 本資料の戦国大名外交という視点からの意義については、丸島和洋氏より御教示を得た。記して感謝申し上げる。
- (7) 大久保長安の石見守叙任は慶長八年十一月のことだが、文書での石見守の所見は同年七月から認められる(八王子市郷土資料館『大久保長安と八王子』展示図録、二〇一三年十月)。
- (8) 大久保長安の花押・印判の分類については、和泉清司編著『江戸幕府代官頭文書集成』(文献出版、一九九九年二月) 研究編「四、代官頭の花押と印判について」参照。
- (9) 柴裕之「原田種雄」(『戦国人名辞典』、吉川弘文館、二〇〇六年一月)。武蔵国内の知行に関する大久保長安・原田種雄の連署状の事例としては、前掲『江戸幕府代官頭文書集成』一八六〜一八八号文書が該当すると思われる。

(山梨県立博物館)

は大久保長安単独の発給文書といえようが、ここでは様式に従って名称を連署状とした。

年記は卯と記されるのみだが、武蔵国における知行宛行という内容から、天正十八年（一五九〇）の徳川氏の関東移封後のものである。また大久保長安が石見守に任じられ、仮名十兵衛から受領名を名乗るのが慶長八年（一六〇三）のことである。したがって卯年に大久保十兵衛の署名で武蔵国内の知行宛行として発給された本文書は、天正十九年（辛卯・一五九一）のものともみてよからう。

長安の花押は、和泉清司氏による分類ではI型（所見は天正十七年～慶長十二年）のもので、黒印はA型（天正十八年～慶長十七年）の印文「道」であり、本資料の年代とも矛盾しない。

徳川氏は関東移封後、伊奈忠次・彦坂元正・長谷川長綱・大久保長安の四名を代官頭として在地支配を行った。大久保長安はとくに武蔵西部の山之根地域を担当して、同地域における知行・寺領書出を発給している。原田種雄は徳川氏の五方国領有時代には、天正十七年の領国内の検地と、郷村への七ヶ条定書の発給に携わり、関東移封後には大久保長安と行動を共にして、長安との連署による知行書出等が散

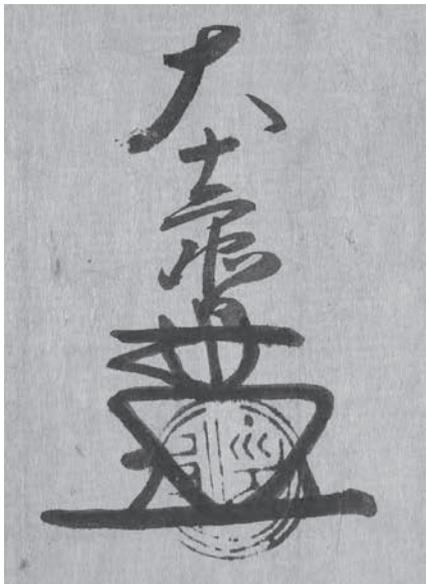


図2 大久保長安署判

見される。本資料も大久保長安・原田種雄のこうした政治動向の一環のものとして位置づけられよう。

周知のとおり、大久保長安はもと武田家臣であり、武田氏滅亡後に徳川氏に仕え、とくに関ヶ原合戦以降に急速に政治的地位を高めた人物である。その行動は全国に及ぶが、八王子においては武田旧臣を千人同心として配置するなど、甲斐との関わりも深い。本資料も大久保長安の八王子周辺における活動を裏付ける資料として貴重なものになるであろう。

おわりに

以上、甚だ簡単ではあるが、平成二十五年度に収集した資料のうち、これまで知られていなかった新出資料の紹介を行った。武田勝頼書状については、天正二年における武田・北条両氏の軍事動向を詳細に伝えるものであり、また両者の外交交渉についても新たな知見を提供するものとして貴重な資料である。徳川家奉行連署状は、武田遺臣である大久保長安の動向を物語る資料のひとつとして重要なものとなる。今後は武田氏に関する資料は勿論であるが、後者のような武田氏滅亡後に各地で活動した、武田遺臣の動向に関わる資料の調査・収集にも努めていきたいと思う。

なお今回紹介した資料は、当館の資料即日閲覧サービスの対象外である。閲覧を希望される場合には、事前のお問い合わせ・申請をお願いします。

註

(1) (天正二年)六月十一日付武田勝頼書状(内閣文庫「武州文書」四所収、『戦国遺文武田氏編』二二九五号、『山梨県史』資料編五、九一九号。以下、『戦国遺文武田氏編』は戦武、『戦国遺文後北条氏編』は戦北、『山梨県史資料編』は山十資料編巻数と略記して文書番号を付す。

て、北条氏の使者から説明を受けた勝頼が書状を認めたところ、綱秀から返信があり、厩橋での戦況が北条氏有利で推移していることを確認し、これを祝している。また勝頼自身は遠江に在陣中であつたことを伝えるとともに、綱秀に北条氏照への取り成しを依頼している。

年記はないが、北条氏による越後上杉氏方の厩橋城への攻撃と、武田氏による遠江への出陣が七〜八月のほぼ同時期に展開されているのは、天正二年（一五七四）に限られる。したがって本文書も、天正二年のものと比定することができよう。この年勝頼は、四月に遠江へ出陣し、五月十二日に高天神城（静岡県掛川市）を包圍、六月十一日に同城主小笠原氏助が降伏を申し出て間もなく開城させ、七月下旬には帰国している。^② 一方で勝頼は帰国直後の八月一日に、上野国衆小幡信真に対し、北条氏政の軍事行動に応じ、これを支援するために出陣するよう指示しており、上杉謙信の関東出兵に北条氏とともに備える体勢をとつた。勝頼は遠江からの帰国直後より、上野における上杉氏対策・北条氏支援の策を講じており、本資料の内容からも、上野の情勢を注視する勝頼の姿勢をうかがうことができよう。

本資料と同時期に北条氏から武田氏へ出された文書は、現在のところ確認されていない。ただし八月十二日付で北条氏照が会津の蘆名氏に発した書状に「当秋之動、由良信濃守依懇望候、去十五日出張、十余日在陣、大胡・厩橋領無所残成于墟、被納馬候、近日重而当口可為出張候」とあり、北条氏照らは七月中旬から上野に出陣して大胡・厩橋周辺を攻撃し、戦況は北条氏の優位に進んでいたことが知られる。^④ 武田氏に対してもほぼ同様の状況を報じていたものと思われ、勝頼はそのことを受けて「遂日貴国御本意候由、大慶候」と述べたのであろう。

書状の最後で、勝頼は近藤綱秀に北条氏照への取り成しを依頼している。つまり北条氏と武田氏との外交交渉において、北条氏方の交渉責任者（取次）を北条氏照が担当していたことになる。北条氏と武田氏との外交においては、武田信玄の時期には北条氏照が取次を担当していたことが知られていたものの、それが勝頼期まで

継続しているかは明らかではなかった。本資料によって、北条氏の武田氏への取次は、北条氏照が一貫して担当していたことが確実となった。^⑥

二 徳川家奉行人連署状（卯月十二月二日、中村新三郎あて…巻頭図版2）

分野別番号 歴 2014-000-000002

形 態 楮紙・豎紙・裏打

法量（本紙） 縦三〇・三 横四二・〇

（花押） 縦三・六 横五・三

（黒印） 外径二・五 内径二・三

（翻刻）

相渡申御知行事

一、式百石者 川口郷之内

右自当納可有御所務候、

御朱印重而相調可進之候

者也、仍如件、

卯 大十兵衛（花押・「道」黒印）
十二月二日

原佐左

中村新三郎殿

本資料は、徳川家の奉行人である大久保十兵衛長安と原田佐左衛門尉種雄が連名で、中村新三郎に対し武蔵国川口郷（東京都八王子市）において二百石の知行を行ふこと、家康の朱印状を追って発給することを伝えた文書である。連署の形式になっているが、原田種雄はこのとき不在としていたためか、書判や押印はない。事実上

新収集資料紹介 「武田勝頼書状」 「徳川家奉行人連署状」

海老沼 真治

はじめに

山梨県立博物館では「山梨の自然と人」を基本テーマに据え、山梨の歴史・文化を明らかにするうえで重要な資料の収集に努めている。とくに甲斐武田氏を中心とした甲斐国の武士に関わる資料については、重点的に収集する資料の一分野として、収集活動を進めているところである。

平成二十五年度には、武田氏・甲斐国の武士に関わる資料として「武田勝頼書状」「徳川家奉行人連署状」の二点を収集した。ともに『山梨県史』等でも紹介されていない新出資料であることから、その概略を紹介することとした。

一 武田勝頼書状（八月十七日付、近藤出羽守あて…巻頭図版1）

まず、本資料の基本的情報及び翻刻を掲げる。

分野別番号 歴-2014-000-000001

形態 楮紙・竪紙・掛軸装

法量（本紙） 縦二五・〇 横四一・二（cm、以下同じ）

（花押） 縦五・六 横四・八（図1）

（翻刻）

氏政・氏照向厩橋被及御

行之由候条、以使者申候き、因茲其方へも染一筆候処、態

回札珎重候、其表無相替儀、遂

日貴国御本意候由、大慶候、

仍遠州陣已来過半在陣

故無音、併相似等閑候、猶氏照へ宣

取成可為祝着候、恐々謹言、

八月十七日 勝頼（花押）

近藤出羽守殿

本資料は、武田勝頼が同盟国である相模北条氏の家臣近藤出羽守綱秀（北条氏照の重臣）に送った書状である。北条氏の厩橋（群馬県前橋市）への軍事行動の状況につい

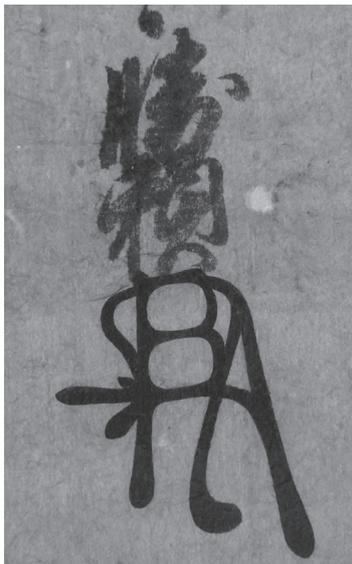


図1 武田勝頼署判

75	市河経助代着到状	1336	建武3年2月21日	七十二		巻九-10
76	市河経助軍忠状	1336	建武3年2月23日	七十五		巻九-12
77	市河助房代難波助元軍忠状	1336	建武3年1月17日	六十九		巻九-7
78	市河経助軍忠状	1336	建武3年11月	七十八	付箋の内容を記す。	巻十-2
79	市河経助軍忠状	1337	建武4年3月	八十六		巻十-10
80	市河経助軍忠状	1337	建武4年3月	八十七		巻十-11
81	市河助房代小見経胤軍忠状	1337	建武4年3月	九十	付箋の内容を記す。	巻十一-3
82	中野家氏軍忠状	1337	建武4年9月	九十三	付箋のうち「かう八郎殿はん」のみ記す。	巻十一-6
83	市河親宗軍忠状	1337	建武4年3月	八十八		巻十一-1
84	市河助房代小見経胤軍忠状	1337	建武4年3月	九十一		巻十一-4
85	市河助房代島田助朝軍忠状	1337	建武4年4月	九十二		巻十一-5

下巻

No.	文書名	西暦	和暦	ラベル	その他	現「本市」
1	市河倫房軍忠状	1340	暦応3年8月	九十四		巻十一-7
2	市河倫房軍忠状	1341	暦応4年6月	九十五	奥に「右二通十三号ニアリ」。	巻十一-8
3	市河助房自筆讓状	1343	康永2年3月22日	九十六		巻十一-9
4	市河助房自筆讓状	1343	康永2年5月26日	九十七	付箋の内容を記さず。	巻十一-10
5	市河倫房代同親房軍忠状	1343	康永2年12月	九十八		巻十一-11
6	市河経高軍忠状	1356	正平11年10月	一〇三		巻十二-4
7	市河経高軍忠状	1356	正平11年12月	一〇四		巻十二-5
8	足利尊氏御教書	1347	貞和3年4月21日	九十九	付箋の内容を記す。	巻十一-12
9	市河頼房代泰房軍忠状	1351	観応2年3月	一〇一		巻十二-2
10	市河経助軍忠状	1351	観応2年3月	一〇〇		巻十二-1
11	足利直義御教書	1351	観応2年6月2日	一〇二		巻十二-3
12	小笠原長基宛行状	1360	延文5年6月27日	一〇五	付箋の内容を記す。	巻十二-6
13	市河頼房難波基房軍忠状	1368	応安元年9月	一〇七		巻十二-8
14	足利氏満御教書	1368	応安元年閏6月23日	一〇六		巻十二-7
15	小笠原長基宛行状	1370	応安3年4月3日	一〇八	冒頭部のみ付箋の内容を記す。	巻十二-9
16	信濃守護使重義注進状	1373	応安6年6月	一〇九		巻十二-10
17	上杉朝房安堵状	1375	永和元年10月16日	一一〇		巻十二-11
18	上杉朝房安堵状	1375	永和元年10月26日	一一一	付箋の内容を記す。	巻十二-12

この間に、応永7年10月29日・小笠原長秀書下(山市)を書写し、抹消している。

19	某書状			149十一	冒頭に応永30年7月10日・足利義量御教書(No.52)の懸紙うわ書、付箋の内容を記す。「一四八の付箋」と書かれたラベルも貼る。	巻二-2
20	某宛行状	1397	元中14年7月5日	一二三		巻十三-12
21	斯波義種安堵状	1385	至徳2年2月12日	一一二		巻十三-1
22	斯波義種判物	1385	至徳2年7月18日	一一三	付箋の内容を記す。	巻十三-2
23	斯波義種感状	1386	(至徳3年)8月12日	一一五	年号の付箋を記す。	巻十三-4
24	足利氏満御教書	1387	至徳4年6月9日	一一六		巻十三-5
25	二宮氏泰奉書	1387	至徳4年6月12日	一一七	付箋の内容を記さず。	巻十三-6
26	斯波義種感状	1387	至徳4年6月25日	一一八	年号の付箋を記す。	巻十三-7
27	市河頼房軍忠状	1387	至徳4年9月	一一九		巻十三-8
28	二宮氏泰奉書	1387	嘉慶元年12月17日	一二一	付箋の内容を記さず。	巻十三-10
29	二宮氏泰奉行状	1388	嘉慶2年8月19日	一二二	付箋の内容を記す。	巻十三-11
30	二宮是随奉書	1397	応永4年7月2日	一二四	付箋の内容を記す。	巻十四-1
31	中野頼兼軍忠状	1399	応永6年12月27日	一二五		巻十四-2
32	市河興仙軍忠状	1400	応永7年4月21日	一二六		巻十四-3
33	小笠原長秀安堵状	1400	応永7年6月2日	一二八	奥に「小笠原長秀判」。	巻十四-5
34	小笠原長秀施行状	1400	応永7年6月3日	一二〇	付箋の内容を記す。	巻十四-7
35	小笠原古米入道打渡状	1400	応永7年6月3日	一二一	冒頭の付箋のみ記す。	巻十四-8
36	小笠原長秀施行状	1400	応永7年6月3日	一二九	付箋の内容を記さず。	巻十四-6
37	小笠原長秀宛行状	1400	応永7年5月27日	一二七	付箋の内容を記さず。	巻十四-4
38	小笠原古米入道打渡状	1400	応永7年6月3日	ラベル欠	付箋の内容を記す。	巻十四-9
39	赤沢秀国打渡状	1400	応永7年6月14日	一二三	付箋の内容を記す。	巻十四-10
40	赤沢秀国打渡状	1400	応永7年6月14日	一三三と同じ	下39と同一の文書。	巻十四-10
41	市河興仙軍忠状	1400	応永7年11月15日	一二六		巻十四-12
42	斯波義將下知状	1401	応永8年6月25日	一三九	付箋の内容を記さず。	巻十五-2
43	斯波義將安堵状	1401	応永8年6月25日	一三八		巻十五-1
44	足利義持御教書	1402	応永9年5月14日	一四〇		巻十五-3
45	細川慈忠遵行状	1402	応永9年9月17日	一四一	付箋の内容を記さず。	巻十五-4
46	伊勢道券打渡状	1402	応永9年9月18日	一四二		巻十五-5
47	足利義満安堵状	1403	応永10年7月2日	一四三		巻十五-6
48	細川慈忠遵行状	1404	応永11年11月20日	一四四		巻十五-7
49	市河氏貞軍忠状	1404	応永11年12月	一四五		巻十五-8

この間に、応永4年7月2日・二宮是随奉書を書写し、抹消している。

50	真見契状	1407	応永14年6月23日	一四六		巻十五-9
51	足利義持御教書	1415	応永22年7月19日	一四七		巻十五-10
52	足利義量御教書	1423	応永30年7月10日	一四八	付箋の内容を記さず。懸紙うわ書を記さず。	巻十五-11

「古状共写」に収録されなかった「本市」の文書

No.	文書名	西暦	和暦	現「本市」
1	北条義時消息	1221	(承久3年)6月6日	巻二-1
2	中野能成自筆讓状	1249	建長元年12月15日	巻三-3
3	中野仲能訴状案			巻四-2
4	中野仲能訴状案			巻五-3
5	足利直義感状	1336	建武3年12月29日	巻十-9
6	市河親宗軍忠状	1337	建武4年3月	巻十一-2
7	二宮氏泰書状	1386	(至徳3年)7月1日	巻十三-3
8	斯波義將感状	1387	(至徳4年)9月15日	巻十三-9
9	小笠原長秀奉書	1399	(応永6年)11月3日	巻十四-11
10	武田信玄定書	1569	(永祿12年)10月12日	巻十六

※「文書名」は、長野県立歴史館ホームページ「市河文書データベース」掲載の名称を示した。ただし一部訂正したものがある。
 ※「ラベル」は、文書写りに貼られているラベルに記載された漢数字等の内容である。
 ※「その他」では、文書原本に見える付箋・貼紙等の有無と、その他文書写以外に記された内容を示している。
 ※「現「本市」」では、現在の「本市」の構成(16巻146通)として、巻号を漢数字で、成巻の順序を算用数字で示した。

市河家文書「古状共写」所載文書一覧

上巻

No	文書名	西暦	和暦	ラベル	その他	現「本市」
1	某下文	1170	嘉応2年2月7日	一	端裏書の内容を一部記す。	巻一―1
2	木曾義仲下文	1180	治承4年11月13日	二	※系図に関する注記あり。	巻一―2
3	醍醐寺全成下文	1183	寿永2年12月7日	三	※系図に関する注記あり。	巻一―3
4	醍醐寺全成下文	1184	寿永3年3月6日	四	奥に「右四通第壹号」。	巻一―4
5	将軍家政所下文	1192	建久3年12月10日	六	端裏書の内容を記す。花押無。	巻一―5
6	鎌倉幕府下知状	1203	建仁3年9月23日	八	付箋の内容を記す。	巻一―7
7	北条時政安堵状	1203	建仁3年9月4日	七	付箋の内容を記す。	巻一―6
8	鎌倉幕府下知状	1204	建仁4年2月21日	九		巻一―8
9	鎌倉幕府下知状	1204	元久元年3月19日	十	付箋の内容を記す。奥に「右四通第二号」。	巻一―9
10	鎌倉幕府下知状	1224	貞応3年11月11日	十二	端裏書の内容を記す。	巻二―3
11	北条泰時副状	1224	(貞応3年) 11月13日	十三	年号の付箋を記す。	巻二―4
12	北条重時書状	1225	(嘉禄元年) 9月9日	十四	年号の付箋を記す。	巻二―5
13	北条重時施行状	1225	嘉禄元年9月9日	十五	端裏書の内容を記す。付箋の内容は記さず。	巻二―6
この間に、建武3年12月・市河経助着到状を書写し、抹消している。						
14	北条重時御教書	1225	嘉禄元年9月16日	十六	端裏書の内容を記す。奥に「右五通第三号」。	巻二―7
15	将軍家政所下文	1252	建長4年12月26日	二十	奥に「馬てう」。	巻三―4
16	将軍家政所下文	1252	建長4年12月28日	二十一		巻三―5
17	将軍家政所下文	1254	建長6年12月12日	二十二	奥に「右四通第四号」。	巻三―6
18	鎌倉幕府下知状	1265	文永2年閏4月18日	二十三	奥に「右第五号」。	巻四―1
19	将軍家政所下文	1265	文永2年5月25日	二十五		巻四―3
20	将軍家政所下文	1274	文永11年2月20日	二十七	裏書を記さず。	巻四―4
21	将軍家御教書	1274	文永11年6月15日	二十八	奥に「右第六号」。	巻四―5
22	鎌倉幕府下知状	1278	弘安元年9月7日	二十九	奥に「右一通第七号」。	巻五―1
23	鎌倉幕府下知状	1290	正応3年11月17日	三十	奥に「右一通第八号」。	巻五―2
この間に、元弘3年6月7日・市河助泰着到状を書写し、抹消している。						
24	鎌倉幕府下知状	1300	正安2年3月3日	三十二	付箋の内容を記さず。	巻六―1
25	鎌倉幕府下知状	1300	正安2年11月8日	三十三		巻六―2
26	鎌倉幕府下知状	1302	正安4年12月1日	三十四		巻六―3
27	志久見郷田在家目録注進状	1309	延慶2年卯月	三十六	付箋の内容を記す。	巻六―5
28	信濃国庁宣	1309	延慶2年4月	三十五	奥に「右五通第九号」。	巻六―4
29	市河盛房自筆讓状	1321	元亨元年10月24日	三十九	付箋の内容を記す。端裏書の内容を記さず。	巻六―8
30	尼寂阿讓状	1272	文永9年8月18日	二十六	付箋・端裏書の内容を記す。	巻六―9
31	市河盛房自筆置文	1321	元亨元年10月24日	三十七		巻六―6
32	市河盛房自筆讓状	1321	元亨元年10月24日	三十八	端裏書の内容を記さず。	巻六―7
33	信濃国雑掌則能申状	1324	元亨4年9月	四十	袖に「是ハ上書也 信濃国雑掌申状 元亨四七廿九」、奥に「右五通第十号」。	巻六―10
34	鎌倉幕府引付頭人奉書	1327	嘉暦2年10月8日	四十一		巻七―1
35	尼せんかう自筆讓状	1329	嘉暦4年6月23日	四十二	奥に「右式通第十一号」。	巻七―2
36	信濃国宣	1333	元弘3年8月6日	四十九		巻七―9
37	官宣旨案	1333	元弘3年7月25日	四十八	付箋の内容を記す。	巻七―8
38	市河助房申状	1333	元弘3年10月	五〇	裏書部分にラベル「五十一」を貼る。	巻七―10
39	北条重時御教書	1229	寛喜元年12月13日	十八	裏書のみ写される。	巻三―1
40	左衛門少尉兼致書状	1229	(寛喜元年) 11月28日	ラベル欠		巻三―2
41	中野家平着到状	1333	元弘3年5月8日	四十三		巻七―3
42	中野家平着到状	1333	元弘3年5月14日	四十四		巻七―4
43	市河経助着到状	1333	元弘3年6月7日	四十五		巻七―5
44	市河助房同経助着到状	1333	元弘3年6月29日	四十七		巻七―7
45	市河助泰着到状	1333	元弘3年6月7日	四十六	奥に「右八通第十二号」。	巻七―6
46	鎌倉幕府下知状	1332	正慶元年12月23日	五十二	付箋の内容を記す。	巻八―1
47	鎌倉幕府下知状	1332	正慶元年12月27日	五十三	奥に「右二通第十三号 此巻之内二但書二通アリ 但曆応三四ノ御書二通写ノ下ノ冊ニアリ」。	巻八―2
48	市河助房等着到状	1334	建武元年6月25日	五十五		巻八―4
49	市河助房等着到状	1334	建武元年8月	五十六		巻八―5
50	雑訴決断所牒	1334	建武元年6月16日	五十四	奥に「右三通十四号」。	巻八―3
51	市河経助軍忠状	1335	建武2年9月22日	六十六		巻九―4
52	市河経助等着到状	1335	建武2年5月16日	六十一		巻八―10
53	市河助房等着到状	1335	建武2年5月16日	六〇		巻八―9
54	市河助房同経助着到状	1335	建武2年6月	六十二	付箋の内容を記す。	巻八―11
55	市河助房等着到状	1335	建武2年3月	五十八		巻八―7
56	市河助房等着到状	1335	建武2年7月	六十三		巻九―1
57	平長胤繪旨副状	1335	建武2年2月5日	五十七		巻八―6
58	市河助房同経助着到状	1335	建武2年3月	五十九		巻八―8
59	市河親宗着到状	1335	建武2年11月28日	六十八		巻九―6
60	市河倫房同助保着到状	1335	建武2年10月	六十七		巻九―5
61	雑訴決断所牒	1335	建武2年8月14日	六十五		巻九―3
62	市河親宗軍忠状	1335	建武2年8月	六十四		巻九―2
63	市河経助着到状	1336	建武3年12月	八十四		巻十―7
64	市河親宗着到状	1336	建武3年12月	八十五		巻十―8
65	市河親宗着到状	1336	建武3年11月	八十一		巻十―4
66	市河親宗軍忠状	1336	建武3年11月	八十二		巻十―6
67	市河親宗着到状	1336	建武3年11月	八十		巻十―3
68	市河親宗軍忠状	1336	建武3年11月3日	七十九		巻十―5
69	市河経助軍忠状	1336	建武3年6月29日	七十六	付箋の内容を記す。	巻九―14
70	市河経助軍忠状	1336	建武3年2月23日	七十五	付箋の内容を記す。	巻九―11
71	市河経助軍忠状	1336	建武3年1月17日	七十	付箋の内容を記す。	巻九―8
72	市河経助軍忠状	1336	建武3年2月23日	七十四		巻九―13
73	市河経助同助泰軍忠状	1336	建武3年1月18日	七十一	付箋の内容を記す。	巻九―9
74	市河経助同助泰軍忠状	1336	建武3年6月29日	七十七		巻十―1

右之内壹本ハ改候系図

式本ハ下書也

ノ三拾八本

右古状之數

ノ百八拾四通

(9) なお註(8)の「目録」では、「一、寛喜 四通 同」とみえ、寛喜年号を有する四通の文書が一卷にまとめられていたことを示す。しかし、「本市」において寛喜とみられる文書は上39・40の二通だけであり、「目録」のこの巻の内容は不明である。それ以外は「写」の巻号記載とも概ね符合するものと思われる。

(10) 西川氏註(2) 論考。

(11) 山田邦明「上杉家中先祖由緒書とその成立」(『日本歴史』六七三、二〇〇四年六月)。

(12) 「山市」にある「藤原姓市川氏系図」に「助弘」の名が見える。「中野八郎」と称し、系図中で初めて「中野」の名字を名乗る人物とされる。延応二年(一二四〇)没とあり、系図中で初めて「市川」の名字を名乗る重房の曾祖父にあたる。

(13) ただしこのように推定する場合、「藤原姓市川氏系図」(十八世紀中期成立)に先行する市河氏の系図が存在していたことになる。註(8)の「目録」では、下書を含めて五本の系図が伝来していたことが記されており、「藤原姓市川氏系図」以外にも系図が存在していたことを示唆する。なお延宝五年段階における市河氏の系図については、現時点では不明であることを付記しておく。

(14) 西川氏註(2) 論考。

(15) 金子拓『記憶の歴史学 史料にみる戦国』(講談社選書メチエ、二〇一一年十二月)第六章では、秋田藩における岩屋家文書の取り扱いの経緯についての検討を通じて、「所持するいわれない文書を所持していれば、有無をいわず召しあげられ、本来所蔵すべき正統性をもっている者に返付された」(二五〇頁)と指摘している。

【付記】 本間美術館所蔵「市河文書」の写真図版掲載にあたり、本間美術館、長野県立歴史館のご高配を賜った。記して御礼申し上げる。

また本稿は、日本学術振興会科学研究費助成事業 学術研究助成基金助成金若手研究B「戦国大名家臣の関係史料収集と近世的展開に関する基礎的研究」(研究課題番号…26770237)による成果の一部である。

できない内容であったといえよう。そこで再度系図等を調査した結果「助弘」と「資弘」は同一人物であることが確認できたため、上2の注記を誤記として抹消したものとと思われる。

金子拓氏の研究によれば、秋田藩において藩士らの家伝文書の調査を行った際、所持の正統性が認められない場合には、文書が没収されるという事例があったとい^④う。近世の武士にとつて、家伝文書を所持することの正統性は、家の由緒にも関わる重要な問題と意識されていたのであろう。米沢藩において文書が没収されるという事例が存在したかは未確認であるが、少なくとも「写」の注記からは、米沢藩士市河氏において、文書を所持することの正統性は、不可欠のものだという意識をうかがうことができよう。

おわりに

以上「写」の内容を紹介するとともに、作成の経緯やそこから読み取れる近世市河氏の文書所持に対する意識等について検討した。第一に、書写された文書はすべて現在の「本市」に含まれるものであり、文書の書写にあたっては、改行や料紙の欠損部分にも配慮するなど、比較的原本に忠実に書写していたという姿勢をうかがうことができた。したがって「写」に収録された文書写は、中世の史料としても原本に次ぐ史料価値を有するものと評価できよう。また巻号の表記については、近世における「市河家文書」の存在形態をうかがうことができる貴重な情報といえるが、必ずしも当時の状態が正確に記されていない可能性がある点は、注意を要すると思われる。

第二に、「写」が作成されたのとはほぼ同時期に、書写した文書に見える「助(資)弘」という人物が系図に存在するか否かを検証し、その注記を加えたが、この内容が後年に問題となり、再度の調査を経て現在の注記の形に修正されたものと考えられる。この経緯については推測を重ねた感があり、なお慎重な検討が必要ではある

が、市河氏が文書を所持することの正統性を強く意識した事例の一つとなる可能性があるであろう。

このような文書・由緒に関する調査を行いながら、近世を通じて市河氏が正統に所持してきた「市河家文書」は、近代に入り過半を手放さざるを得ない状況となった。第一節でみたように、「写」が作成された段階では、既に「市河家文書」のなかで「本市」に相当するまとまりができていたとみられ、そのことが所有者変更という文書保存上の危機においても、大きな散逸を免れる要因になったのではないか。そうであれば、近世に「写」が作成されたことは、単に文書の写を残す以上の意義があったということができよう。

註

- (1) 「山市」の紹介とその意義については、西川広平「山梨県立博物館所蔵「市河家文書」について」(『山梨県立博物館研究紀要』四、二〇一〇年三月)を参照。
- (2) 西川広平「米沢藩士市河家による系図作成」(『山梨県立博物館研究紀要』五、二〇一一年三月)。
- (3) 信濃史料編纂会編『信濃史料叢書』第五卷(一九一四年)所収「市河文書」(本稿では、復刻版の『信濃史料叢書(下)』(歴史図書社、一九六九年十一月)を使用)の文書番号では、元弘三年十月の市河助房申状を五〇番とし、その裏書を「國宣」という名称で五一番として収録している。「写」の当該文書(上38)においても、同様の番号ラベルが付けられている。
- (4) 現在の「本市」の内容については、井原今朝男「市河文書の全巻複製と書誌学的研究」(『長野県立歴史館研究紀要』四、一九九八年三月)による。また長野県立歴史館ホームページ内の「市河文書データベース」に掲載されている一覧表や写真等も活用させていただいた。

URL : http://www.npmhnet/archives/komonjo_sub.php?n=190&l=1

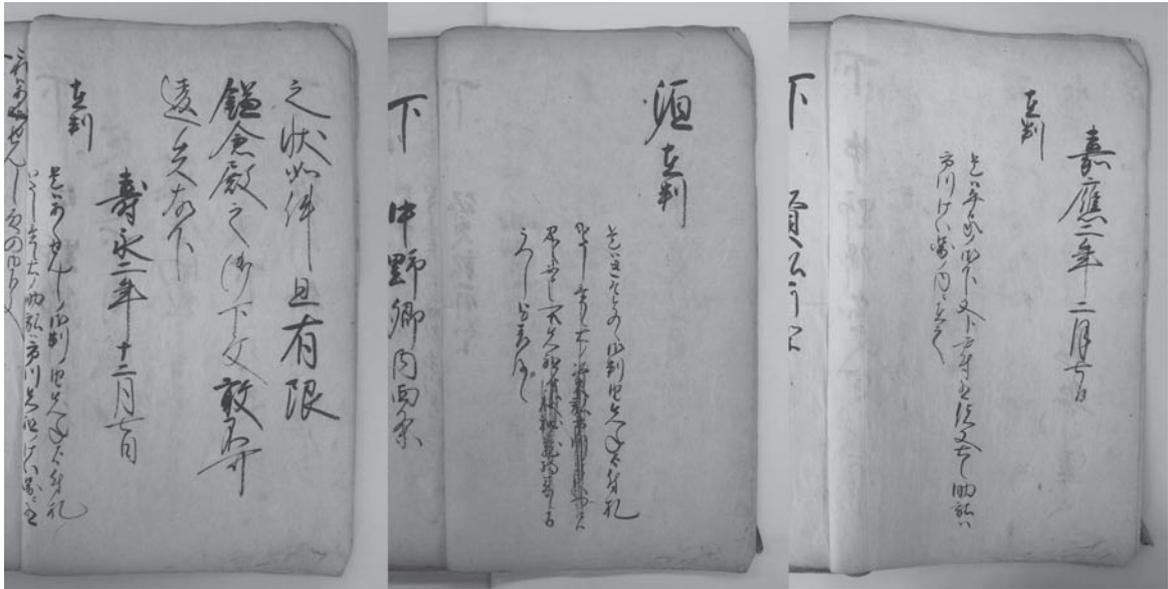


図4

上3注記

上2注記

上1注記

危険なことではあるが、あえて想像すれば、注記として先にあったのは上2・3であり、その後を上1を記すとともに、上2の内容のうち、「資弘」の名は系図には無いと記した部分を誤記と判断し、墨線で抹消したのではなからうか。

これらの注記の内容から、以下のことが推定できる。

上2・3の注記は同時期のものと思われる、文書に見える「助(資)弘」について、市河氏の系図に存在しているか否かを調査し、その結果を書きこんだものである。この段階では上2の「資弘」と上3の「助弘」は同一人物とみなされず、「助弘」は系図中に存在していたものの、「資弘」の名は無かったため、正反対の内容が注記されることになった。そして「資弘」の名がある上2の文書原本は、「秘蔵」されるという状態になっていた。

しかしその後、上1の注記を書きこむ段階で再度系図類を調査したところ、「助弘」と「資弘」は同一人物であると認められたため、上2の「資弘」は系図にはいないとする記述を抹消したものと考えられる。この段階で文書原本の「秘蔵」という処置も解除されたのだらう。

このように、「写」に見える「助(資)弘」についての三つの注記は、先ず上2・3を記し、その後を上1を記すという二つの段階があり、その都度系図を参照して考証を加えたという状況を推測することができる。

そして先祖についての考証を行う契機となったのは、「写」を作成し、藩士が由緒書を提出した延宝五年が一つの段階とならう。そしてもう一つの段階は、直近では「山市」に伝わる「藤原姓市川氏系図」が作成され、この系図作成の契機となる藩主上杉家の家史編纂が命じられた、十八世紀半ば頃ということになるだらう。¹³⁾

「藤原姓市川氏系図」では、鎌倉中期の市河重房を中野氏の一族として扱うことで、中野氏から市河氏に所領が譲渡されていることや、市河氏が中野氏関係の文書を所持していることを正統化しようという意図があったという。¹⁴⁾ そうした意識のもとで「写」を参照した場合、系図に存在しない人物の文書だとした上2の注記は、看過

載の一致も認められる。上45元弘三年の市河助泰着到状を書写した後に「右九通第十二号」とあり、「九」を墨線で抹消した隣に「八」を書き、この巻子が八通の文書で成巻されているものとしている。しかしここで「右」の対象となっているのは、上36から45までの九通（裏書の上39を数えない場合）である。

この部分を「目録」で見ると「一、元弘 九通 同」とあり、やはり「九」を訂正して「八」としており、「写」と同様の書き方となっている。

「九」から「八」へ訂正した要因として考えられるのは、「写」において九通のなかに含まれている上39北条重時御教書裏書と上40左衛門少尉兼致書状の存在である。この二通を別々に数えれば十通になるが、一つの文書とみなしていたとみれば九通となる。他の八通はすべて元弘の年号を有しているが、これら文書には年号の記載がなく、現在では寛喜元年に比定されるものである（上39は書写されなかった本文に年記あり）。そのため「写」で号数を記入した人物は、当初は九通と数えたものの、後に年号のない文書の存在をあえて捨象し、元弘年号の文書八通だけをカウントして訂正し、「目録」にも同様の訂正を加えたものと考えておきたい。

三 「古状共写」と市河氏の系図・系譜編纂

第一節でみたとおり、「写」は延宝五年までに制作されたものである。西川氏は、「写」の作成は同年より始まる米沢藩主上杉家の家史編纂と関連するものと指摘された。さらにこの年は、山田邦明氏が明らかにしたとおり、米沢藩士の由緒書が作成された年でもある。山田氏が紹介した由緒書によると、藩士が当時所持していた古文書にも言及したことがあることから、由緒書の作成を機に、家伝文書の調査等を行ったとしても不思議ではない。この時期の市河氏由緒書は未確認であるが、おそらくは藩内でのこのような動向の中で「写」が作成されたのであろう。

こうした経緯があったためか、「写」の中には市河氏の先祖・由緒に関わる情報も僅かながら存在する。上1〜3の奥にみられる注記である。

（上1・図4右）

是ハ平家ノ御下文ト書付有、偕又右之助弘ハ市川けい図ノ内ニ在之、

（上2・同中）

是ハきそとの、御判由、先年付札

いたし置候、右ノ資弘市川けい図ニ

見ハ不申候共、先祖ハ致秘蔵持来候間、

うつしを差存候、

（上3・同左）

是ハあくせんしノ御判ノ由、先年付札

いたし置候、右ノ助弘ハ市川先祖ノけい図ニ有

これら三点の注記は、現在の「本市」の付箋等には見られないもので、「写」にだけ記された情報と思われる。また上1と上2とで、筆跡は明らかに異なっていることがわかる。上3の筆跡は上2に近く、文言も共通するものが多い。

内容はいずれも、文書に見える「助（資）弘」という人物について言及したものである。上1・3では、ともに「助弘」は市河氏の系図中に存在する人物であることが記されている。一方、上2では、墨線で抹消された部分を見ると、「資弘」は系図には存在せず、この文書は「秘蔵」していたことが記されており、前者とは正反対の内容となっている。写真4を見てもわかるとおり、とくに「資弘市川けいづ二ハ」と「致秘蔵持来」の部分は幾重にも墨線を引き、この記録を抹消しようとする様子がうかがわれる。

次に筆跡・内容の異なる二種の注記について、どちらが先に記されたものか、明確に判断することは難しい。ただし上1では所々で筆のかすれが見られるのに対し、上2・3ではかすれがほとんどないが、上2途中の二行を抹消するために引いた墨線には、筆のかすれている様子が明瞭に見受けられる。この点だけで判断するのは

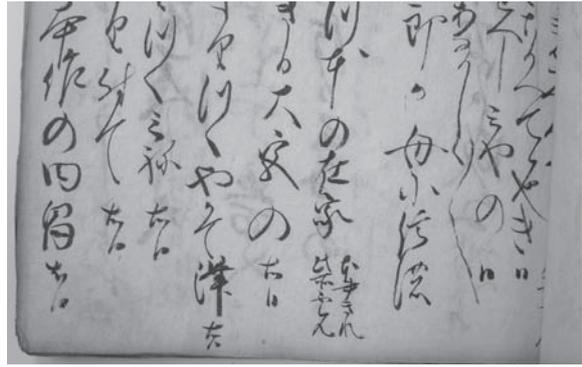


図2 上32市河盛房自筆譲状写のうち、料紙欠損についての表記

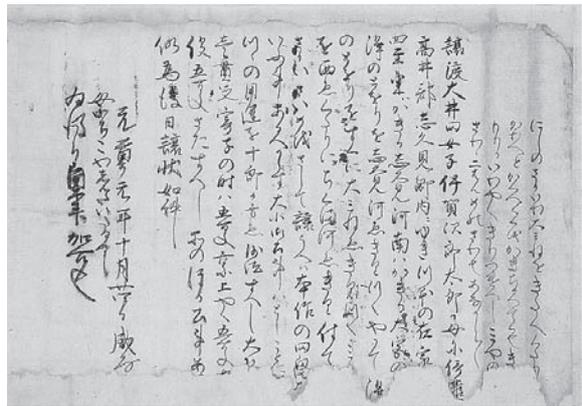


図3 市河盛房自筆譲状 原本
(本間美術館所蔵、長野県立歴史館写真提供)

して文字が判読できない部分については、「本書きれ此所不見」などと記されており、原本の状態にも配慮するという姿勢を明確にうかがうことができる(図2)。こうした原本の欠損は、図3に見えるように現在の「本市」に見える欠損と共通しており、料紙自体は現在の「本市」の状態が、延宝五年段階から大きく変化していないと想定することができよう。

また書写にあたっては、原本にあった付箋や端裏書等を写しているものも多く、付箋等についても多くは延宝五年の時点で既に付されていたものであることがわかる。このことは現在の「本市」にみえる付箋が、中世に遡るものと推定する先行研究の見解とも矛盾しない。⁶⁾

(2)「写」にみられる号数の記載

上巻の中ほどまでの文書写には、たとえば上4醍醐寺全成下文を書写した最後に、

文書写とは異なる筆で「右四通第壹号」と書され、上4以前の四通が何らかの形でまとめて保管されていたことをうかがわせる。以下同様に上50奥の「第十四号」まで注記されるが、その後の文書については、下巻まで含め号数の記載は見られない。これらの号数は、そこに含まれる文書が卷子としてまとめられていたことを示すものである。「本市」は戦前の段階ですでに卷子装となっていたことが知られており、その内容は「写」と一致するとみられる巻号もある。

また「山市」にある「古状之総目録」(以下「目録」と略記)には、米沢藩士市河氏が所持していた中世文書の概要が示されている。⁸⁾ 文書の年号ごとに員数を「壹通」などと書した下に「壹本」といった形で卷子の数を記している。「目録」の成立年代は未詳ながら、近世において市河氏の中世文書一八四通が、年号別三十三巻に成巻されていた状況をうかがうことができる。ここでは、嘉応・治承・寿永年号の文書が一本の卷子に仕立てられており、先にみた上4にある「右四通第壹号」と符合するものといえよう。

「写」に書かれた十四号までの卷子は、すべて「目録」の内容と符合するものとみられ、それ以降の文書についても注記はなされていないものの、「目録」の内容と同じような形で成巻されていたのであろう。

ただし、「写」の号数記載が「目録」の内容と完全に一致しているわけではない。例えば上23正応三年の鎌倉幕府下知状では、この文書一通を書写した後に「右四通第八号」と記している。「目録」でこれに該当するとみられるのは、「一、正応 三
(原本)通 同」であり、一通の違いがある。この齟齬の要因は定かではないが、「写」の時点で一通を紛失していたか、または現在の「本市」で正応三年の文書の後に入っている「中野仲能訴状案」(「写」未収録文書一覽No.4)が、「目録」における正応の二通目に該当する可能性がある。後者であるとすれば、この訴状案は「写」には収められておらず、書写した一通だけをとりあげて記したものと想定されよう。

このように「写」と「目録」の若干の違いがうかがわれる一方、奇妙に思える記

上巻では嘉応二年（一一七〇）から建武四年（一二三七）までの文書八五通を、下巻では暦応三年（一二三四〇）から応永三十年（一二四二三）までの文書五二通（ただし一通は同じ文書を重複して書写しているため実際は五一通分）を、それぞれ概ね年代順に書写しており、合計で二三七通（二三六通分）の文書写りが収められている。また書写された文書の一点ごとに、表紙のものと同様のラベルが付され、漢数字が記されている。数字は一から整然と昇順で記されてはならず、欠番もある。文書一点ごとに付されたラベルの番号は、おそらく大正期の『信濃史料叢書』所収の「市河文書」の文書番号を参照して記されたものと思われる。³⁾

本資料の制作者に関する情報は確認できない。ただし両冊とも、第一丁の表裏には、書写した文書の年代を列記し、その冒頭には「延宝五年迄」と書し、以降延宝五年（一六七七）から当該文書の年代までの年数を記している。このことから、「写」は延宝五年までに当時の市河氏において作成されたものと考えられる。なお下巻冒頭には応永に続けて、弘治・永祿・天正の年号が書かれているが、写された文書は応永三十年までである。

「写」で書写された文書を、収録された順序で配列し、あわせて現存する原文書との関係を、後掲の一覧表に示した（以下、「写」に収録された文書を示す際には、巻の上下に一覧表の番号を付す）。この表からは、月日のばらつきはあるものの、概ね文書の年代に従って収録されていることが読み取れよう。このことは上47正慶元年（一一三三二）の鎌倉幕府下知状を書写した後の注記に「右二通第十三号此巻之内二但書二通アリ但暦応三四ノ御書二通写ノ下ノ冊ニアリ」とあることからもうかがえる。この文書を含む巻にはもう二通の文書があったが、暦応三・四年（一二四〇・四一）のものであるため、暦応以降の文書を対象とした下巻に収めたという（下1・2）。「写」作者の、文書を年代順に収めようとする意識を示すものといえよう。

ただし上39北条重時御教書は裏書のみを記しており、本文は書写していない。ま

た下19年未詳某書状の冒頭に、下52足利義量御教書に附属するべき懸紙うわ書が書写されているなど、若干の混乱は認められる。ただし下19については、現状では承久三年（一二二二）の北条義時消息（「写」未収録文書一覧No.1）の後に表装されているが、内容から応永七年（一二四〇）頃のものと推定されている。「写」では下18永和元年（一二七五）の上杉朝房安堵状の後に書写され、その後下20元中十四年（一二九九）の某宛行状が書写される。下19は年次・差出者未詳（ただし暦応以降のもの）と判断していたのであろう。また下20は南朝年号に加え差出者未詳であることから、文書の位置付けがはっきりしないものとして、ひとまずこの位置にまとめられたと考えておきたい。

二 書写の特徴

本節では一覧表の内容に基づきながら、「写」における書写のあり方や、収録された文書の配列等についての特徴を検討する。

(1) 書写された文書と書写のあり方

まず指摘できることは、書写された文書はすべて「本市」の文書であり、「山市」⁴⁾他の「市河家文書」は存在せず、いわゆる新出文書も存在しない点である。⁵⁾このことは、近世の市河氏が所持していた文書群において、延宝五年の時点で既に現在の「本市」に相当する文書のまとまりが形成されていた可能性を示唆するものといえよう。ただし「本市」のすべてが書写されているわけではなく、一覧表に示したとおり十通の文書が書写から漏れているため、現在のまとまりが完全に出来上がっていたとまでは言いきれないが、その原形となるものはあったのだろう。なお、収録に漏れた十通の文書については、共通する性格を見出すことはできないが、そのうち三通が中野氏関係のものである点は留意されよう。

次に書写の形態に着目すると、文書原本にかなり忠実に写していたとみられ、ほとんどの文書写で改行などの字配りが一致している。また、原本の料紙が一部欠損

市河家文書「古状共写」について

はじめに

山梨県立博物館で収蔵する市河家文書（以下「山市」）は、甲斐国出身と伝わり、中世には信濃国高井郡志久見郷などを領した武家である市河氏（市川とも、以下史料上の表記を除き市河で統一）に伝えられた古文書群である。その概要は西川広平氏が紹介したように、現在本間美術館が所蔵する重要文化財「市河文書」（以下「本市」）ほかと一体のものであり、中世における地方武士の活動をうかがい知ることが出来る重要な資料である。^①そして「本市」には鎌倉～室町期の文書が集中しているのに対し、「山市」では室町～戦国期の文書に加え、江戸時代以降の米沢藩士時代の文書も数多く残されており、市河氏の近世以降の展開まで見通すことができる資料として貴重な情報を有している。

「山市」を用いた近世米沢藩士市河氏についての研究としては、前掲のように西川氏が資料の紹介を行ったほか、「山市」に含まれる市河氏の系図を紹介・分析するとともに、当家における由緒の調査・編纂の経緯を考察している。^②ただし「山市」が当館の収蔵に帰してまだ日が浅いため、研究に十分活用されてはいないという現状である。

本稿で紹介する「古状共写」は、米沢藩士市河氏が所持していた古文書を百通以上にわたり書写したもので、近世における市河家文書（以下この文書群を「市河家文書」とする）の存在形態をうかがうことができる資料である。本資料については、すでに西川氏が系図の編纂過程との関わりの中で言及しているが、内容の詳細な説

明には及んでいなかった。

そこで本稿では、この「古状共写」（以下「写」と略記）の内容を紹介し、現在各所に伝わる市河家文書との関係を把握するとともに、本資料が作成された背景などについても検討することとしたい。

一 「古状共写」の概要

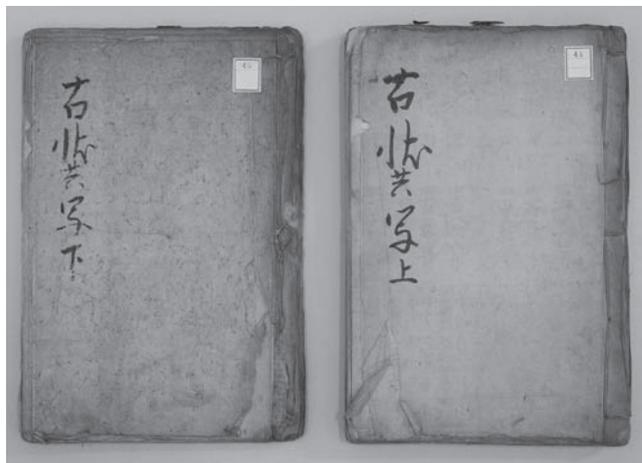


図1 古状共写 上下巻 表紙

本資料は上下二冊からなり、形態は上下とも縦帳である。法量は上が縦三三・一×横二二・一センチメートル、紙数は一〇一丁（表紙を除く）、下が縦三三・〇×横二二・四センチメートル、紙数は五二丁（同上）である。表紙には本紙と同質の紙が使われ、「古状共写上」「古状共写下」と墨書される（図1）。また表紙には当館収蔵以前に付されたラベルがあり、それぞれ算用数字で「44」「45」の印字がある。

海老沼 真治

年（一五二八）、遠江国豊田郡（静岡県西部）の源長家ほかが富士山の神号である浅間大菩薩に奉納したとの銘文がある鰐口が伝来することから、西方から富士山に來訪した道者が通行したことが考えられるが、大嵐で若彦路と分岐して山頂をめざす経路が不明である。

その他、御中道や鳴沢道の青木ヶ原樹海内の経路確認、また市川大門（市川三郷町）を中心に広がった大我講が、忍野八海（忍野村）ほかに参詣するため通行したと推測される本栖湖と富士川流域とを結ぶ巡礼路の変遷の確認、さらに図1に表現されていない忍草（忍野村）・山中方面からの巡礼路の存在の確認などが課題としてあげられる。

これらの課題への対応として、今後、文献・考古・民俗等、学際的な関係資料の収集が、継続的に必要である。

おわりに

以上、富士山保全推進課が行った、「巡礼路の特定」に関する方針・内容とその成果・課題についてまとめた。本文で触れてきたように、この成果は、これまで約三十年間に渡り、山梨県内で実施されてきた調査・研究の蓄積があったからこそ達成できたといえる。絶え間ない調査・研究の必要性を改めて認識するとともに、今後は、静岡県における調査・研究との連携、および山梨県立博物館を中心に実施している富士山総合学術調査研究の成果を反映しつつ、さらに内容の充実を図る所存である。

ところで、世界遺産「富士山」に関係する調査・研究については、平成二十五年（二〇一三）の世界遺産登録までは、個別の構成資産・構成要素を対象としたものが中心であったが、現在は、イコモス勧告をふまえて「巡礼路の特定」による構成資産・構成要素の相互関係の解明が求められている。今後は、これまでの成果をふまえて、巡礼路をとおして各地に伝わった富士山の信仰文化の広がり明らかにす

ることが期待される。世界遺産「富士山」に関する調査・研究の対象は、いわば点から線、そして面へと展開していくことであろう。

本報告は、筆者が担当した富士山保全推進課による「巡礼路の特定」に関する作業の中間報告であるため、考察が不十分な点も存在する。さらなる内容の充実のために、関係各位には、ますますの御指導・御協力をお願い申し上げる。

【註】

- (1) 『山梨県歴史の道調査報告書』一〜一九（山梨県教育委員会、一九八四〜一九九一年）。
- (2) 『富士山道しるべ』を歩く（富士吉田市歴史民俗博物館、二〇〇一年）、『富士八海をめぐる』（富士吉田市教育委員会、二〇〇三年）。
- (3) 図1は、平成二十六年（二〇一四）十二月、保全状況報告書の骨子となる各種戦略案の一つとして取りまとめられた「下方斜面における巡礼路の特定」の中で添付した図を基としており、今後の調査・研究の進展を反映して、内容の充実を図る予定である。
- (4) 『富士山 山梨県富士山総合学術調査研究報告書』（山梨県教育委員会、二〇一二年）。
- (5) 『修訂駿河国新風土記』下巻（国書刊行会、一九七五年）「川口」項。
- (6) 前掲註（4）報告書。
- (7) 『山梨県歴史の道調査報告書』一八 鎌倉道（山梨県教育委員会、一九八八年）。
- (8) 前掲註（5）参照。
- (9) この石造物は、『山梨県歴史の道調査報告書』八 若彦路（山梨県教育委員会、一九八六年）において所在が確認されている。
- (10) 『都留市史』資料編 都留郡村絵図・村明細帳集（都留市、一九八八年）四三号、『国絵図・郡絵図・村絵図―富士図との交流―』（富士吉田市歴史民俗博物館、二〇〇四年）二七号。
- (11) 『国絵図・郡絵図・村絵図―富士図との交流―』（富士吉田市歴史民俗博物館、二〇〇四年）二八号。
- (12) 『富士山―江戸・東京と練馬の富士―』（練馬区立石神井公園ふるさと文化館、二〇一三年）四二頁。
- (13) 前掲註（11）参照。
- (14) 大日本地誌大系『甲斐国志』第二巻（雄山閣、一九九八年）山川部第一六上「富士山」項。前掲註（4）に掲載されている堀内亨「富士北面の登山道」において、「ケイアウ道」は古文書に記載された「京安道」に該当することが考察されている。

（山梨県知事政策局 富士山保全推進課・山梨県立博物館）



図2 大田和地区の石造物（正面・左側面・右側面）



図3 鳴沢地区の石造物

文化三年（一八〇六）の成沢（鳴沢）村絵図（都留市蔵）を見ると、A地点は「上井出道」と記された若彦路に、鳴沢の集落方面から南（富士山方面）に向かう道が合流する付近に該当すると判断され、その先（南側）には「入会馬草場」があった。また、年不詳の成沢村絵図（個人蔵）^⑪には、この道が「山道」と記されており、「駿河海道」と記された若彦路と交差している。したがって、図2の石造物にある「人穴道」は若彦路、また「山道」は富士山腹にあった鳴沢の入会地に向かう道であったと推測される。

なお、東京都練馬区に残されている江戸時代後期の富士講の道中日記（武内家文

書）^⑫によると、当地の富士講の道者は、甲州道中経由で上吉田の御師住宅に到着し、船津胎内や北口本宮富士浅間神社に参詣した後、吉田口登山道を登り、馬返し・鈴原社（一合目）・富士御室浅間神社本宮（二合目）・御中道の小御嶽神社（五合目）・烏帽子岩（七合五勺）を経て八合目の岩室に宿泊、そして翌朝に山頂で御来光を拝んだという。なお、上吉田に下山した後は、人穴や白糸の滝に参詣し、東海道経由で帰路についている。

図2の石造物が上吉田の住人による造立であることから判断すると、上吉田から人穴・白糸の滝に参詣する経路として、若彦路が使用されたことがうかがわれる。

次に、鳴沢集落内の鳴沢道沿いにある図1のB地点には、図3の石造物が所在することを確認したが、この石造物の正面には、「右精進、左駿河」と刻まれている。

再び、年不詳の成沢村絵図（個人蔵）^⑬を見ると、B地点は、鳴沢道と「蛇野萱野立」に向かう道が分岐する位置に該当すると考えられるが、石造物の銘文から判断すると、精進に向かう鳴沢道に対して、「蛇野萱野立」に向かう道は、駿河国に向かう道（若彦路）に接続していたことが推測される。

（2）作業の課題

この一方、図1では、いくつかの巡礼路を、現段階において特定および推定が可能な経路として記載している。

このうち、「ケイアウ道」「京安道」と呼ばれる古道は、小御嶽から山頂の釈迦ヶ嶽（現白山嶽）に至る登山道であったが、山腹に吹きつける西風の影響が厳しく、一九世紀初頭には、通行する人はほとんど存在しなかったことが伝わっている。^⑭

この道の名称は、九世紀の甲斐国八代郡に生まれ、山門（比叡山延暦寺）で修行した後、大野寺（福光園寺、笛吹市）を建立し、さらに修験の一霊場であった走湯山（静岡県熱海市）に東明寺を建立した僧侶賢安によることが推測され、「ケイアウ道」は、富士山に登拝をする修験者が通行した巡礼路であったと考えられる。

また、若彦路と一部が重なる富士道者道は、沿道の大嵐にある蓮華寺に、享祿元

流するルートになったと伝わる。⁵⁾

③谷村路(富士道)

甲州道中の大月宿から分岐し、谷村(都留市)を経由して上吉田に至る巡礼路。十六世紀以降、御師集落としての上吉田の発展とともに利用されたが、特に、元龜三年(一五七二)に上吉田が雪代の被害を受けて現在地に移転するにともない、その基軸をなす道として整備されたと考えられる。

④御中道

吉田口登山道六合五勺を起点に山腹を一周する巡礼路。沿道には、宝永山・大沢・小御嶽が所在し、十八世紀以降、富士講の流行によって利用されたと考えられる。

⑤胎内道(越後道)

吉田口登山道の中ノ茶屋から吉田胎内、船津胎内に至る巡礼路。上吉田から直接胎内に向かう道も胎内道と呼ばれた。十七・十八世紀の富士講の指導者たちが船津胎内を発見したと伝わり、それ以降、富士講の人々が「胎内くぐり」の修行を行うために利用した。⁶⁾ また、富士御室浅間神社神主の小佐野越後守が勝山(富士河口湖町)の里宮から吉田口二合目の本宮に向かう道(越後道)として利用した。

⑥鎌倉街道(御坂路)

甲府盆地と御厨地域(静岡県東部)とを結んだ古代以来の主要道。古代東海道また中世の鎌倉街道として整備されたが、十五・十六世紀以降、富士山への道者が往來する巡礼路としても利用された。上吉田から忍野八海に向かう道や、山中湖東岸から三国峠(山中湖村・神奈川県山北町)經由で竹之下(小山町)に向かう道も「鎌倉道」と呼ばれた。⁷⁾

⑦若彦路(富士道者道・神野路・人穴道・上井出道)

河口湖西岸から船津口登山道、吉田口登山道へ向かう巡礼路。主に御坂山地を越えて甲府盆地から来訪した道者のほか、鳴沢道を経て本栖・精進方面、また神野路を経て人穴(静岡県富士宮市)方面から来訪した道者が利用したと考えられる。

⑧鳴沢道

本栖・精進から青木ヶ原樹海を横断し、鳴沢(成沢)を経由して上吉田へ向かう巡礼路。十六世紀後半から十八世紀前半にかけて、鳴沢に口留番所が設置され、富士山に参詣する道者の通行を管理した。

⑨中道往還

甲府盆地と東海道吉原宿(富士市)とを結んだ古代以来の主要道。沿道に設置された本栖の関所を警備した渡辺囚獄佑は、十六世紀末まで御師を務めており、道者たちは本栖から「足機山」(足和田山、富士河口湖町)をめぐる大嵐に出た後、北口の正面の道を利用して富士山頂に向かったと伝わる。⁸⁾

本図は、前述したように、富士講最盛期の十九世紀中頃における巡礼路の経路を、特定可能な区間・推定可能な区間・未確認の区間の三分類で表したものであるが、これまで個別に紹介されてきた各経路が、富士山の構成資産を結ぶ巡礼路として、初めて一つの図に表現されたことが、本図の最大の成果であると考ええる。

また、本図を参照すると、富士山の巡礼路が、単純な一本の経路ではなく、山中・山麓の各霊場間を結ぶ、重層的に張り巡らされた複数の参詣路の集合体であったことを、視覚的に理解することができる。

今後、これらの成果を情報提供戦略に反映することによって、単に巡礼路の位置だけではなく、その重層的な特徴を紹介することが、信仰の多様性という世界遺産「富士山」の顕著な普遍的価値への理解を深めることに寄与するだろう。

ところで、本図に記載された巡礼路のうち、今回、富士山保全推進課が独自に現地を確認したのが、若彦路および鳴沢道のそれぞれ一部区間である。

このうち、若彦路については、大田和周辺の経路を特定するため、現地を巡見したところ、図1のA地点において図2の石造物を確認した。この石造物の正面には「文化十三丙子年 念仏百万遍供養 上吉田村前田多兵衛立」、また、向かって右側面には「右人穴」、左側面には「山道」と刻まれている。⁹⁾

流するルートになったと伝わる。⁵⁾

③谷村路(富士道)

甲州道中の大月宿から分岐し、谷村(都留市)を経由して上吉田に至る巡礼路。十六世紀以降、御師集落としての上吉田の発展とともに利用されたが、特に、元龜三年(一五七二)に上吉田が雪代の被害を受けて現在地に移転するにともない、その基軸をなす道として整備されたと考えられる。

④御中道

吉田口登山道六合五勺を起点に山腹を一周する巡礼路。沿道には、宝永山・大沢・小御嶽が所在し、十八世紀以降、富士講の流行によって利用されたと考えられる。

⑤胎内道(越後道)

吉田口登山道の中ノ茶屋から吉田胎内、船津胎内に至る巡礼路。上吉田から直接胎内に向かう道も胎内道と呼ばれた。十七・十八世紀の富士講の指導者たちが船津胎内を発見したと伝わり、それ以降、富士講の人々が「胎内くぐり」の修行を行うために利用した。⁶⁾ また、富士御室浅間神社神主の小佐野越後守が勝山(富士河口湖町)の里宮から吉田口二合目の本宮に向かう道(越後道)として利用した。

⑥鎌倉街道(御坂路)

甲府盆地と御厨地域(静岡県東部)とを結んだ古代以来の主要道。古代東海道また中世の鎌倉街道として整備されたが、十五・十六世紀以降、富士山への道者が往來する巡礼路としても利用された。上吉田から忍野八海に向かう道や、山中湖東岸から三国峠(山中湖村・神奈川県山北町)經由で竹之下(小山町)に向かう道も「鎌倉道」と呼ばれた。⁷⁾

⑦若彦路(富士道者道・神野路・人穴道・上井出道)

河口湖西岸から船津口登山道、吉田口登山道へ向かう巡礼路。主に御坂山地を越えて甲府盆地から来訪した道者のほか、鳴沢道を経て本栖・精進方面、また神野路を経て人穴(静岡県富士宮市)方面から来訪した道者が利用したと考えられる。

⑧鳴沢道

本栖・精進から青木ヶ原樹海を横断し、鳴沢(成沢)を経由して上吉田へ向かう巡礼路。十六世紀後半から十八世紀前半にかけて、鳴沢に口留番所が設置され、富士山に参詣する道者の通行を管理した。

⑨中道往還

甲府盆地と東海道吉原宿(富士市)とを結んだ古代以来の主要道。沿道に設置された本栖の関所を警備した渡辺囚獄佑は、十六世紀末まで御師を務めており、道者たちは本栖から「足機山」(足和田山、富士河口湖町)をめぐる大嵐に出た後、北口の正面の道を利用して富士山頂に向かったと伝わる。⁸⁾

本図は、前述したように、富士講最盛期の十九世紀中頃における巡礼路の経路を、特定可能な区間・推定可能な区間・未確認の区間の三分類で表したものであるが、これまで個別に紹介されてきた各経路が、富士山の構成資産を結ぶ巡礼路として、初めて一つの図に表現されたことが、本図の最大の成果であると考ええる。

また、本図を参照すると、富士山の巡礼路が、単純な一本の経路ではなく、山中・山麓の各霊場間を結ぶ、重層的に張り巡らされた複数の参詣路の集合体であったことを、視覚的に理解することができる。

今後、これらの成果を情報提供戦略に反映することによって、単に巡礼路の位置だけではなく、その重層的な特徴を紹介することが、信仰の多様性という世界遺産「富士山」の顕著な普遍的価値への理解を深めることに寄与するだろう。

ところで、本図に記載された巡礼路のうち、今回、富士山保全推進課が独自に現地を確認したのが、若彦路および鳴沢道のそれぞれ一部区間である。

このうち、若彦路については、大田和周辺の経路を特定するため、現地を巡見したところ、図1のA地点において図2の石造物を確認した。この石造物の正面には「文化十三丙子年 念仏百万遍供養 上吉田村前田多兵衛立」、また、向かって右側面には「右人穴」、左側面には「山道」と刻まれている。⁹⁾



図1 19世紀中頃の巡礼路経路図（イメージ） 画像提供：株式会社ブラック研究所

ら同二十三年度(二〇一一)にかけて四年間にわたり、山梨県富士山総合学術調査研究(第一期)が実施された。その成果は、平成二十四年(二〇一二)三月、山梨県教育委員会によって『富士山 山梨県富士山総合学術調査研究報告書』として刊行された。また、山梨県埋蔵文化財センターが、中ノ茶屋・馬返し・一合目周辺や、二合目の富士御室浅間神社周辺を対象に発掘調査を行い、近世に使用された登山道の旧道の発見等の成果を得たほか、山梨県立博物館が、船津口登山道の山麓の起点となる御師集落であった河口を対象に、古文書および民俗調査を実施した(いずれも表1を参照)。

(2) 「巡礼路の特定」に関する調査・研究

平成二十五年(二〇一三)六月、富士山の世界遺産登録決定の後、山梨県ほか「巡礼路の特定」に向けた対応を求められたことは、前述したとおりである。

このため、山梨県は、平成二十四年度(二〇一二)から同二十七年(二〇一五)にかけて実施する山梨県富士山総合学術調査研究(第二期)の中で、巡礼路に関する調査・研究を重点的に行うこととし、平成二十六年(二〇一四)十二月までに、御坂峠・船津口登山道・若彦路(富士道者道)を対象に調査を実施している。この成果報告書は、将来、事務局である山梨県立博物館によって刊行される予定である。この一方、保全状況報告書の作成を担当している富士山保全推進課においても、同報告書に収録する「下方斜面における巡礼路の特定」をまとめるための作業を実施してきた。この方針は前述したとおりであるが、富士講が最盛期を迎えた江戸時代末期の十九世紀中頃における、巡礼路とすべき道の選択やその経路の把握は、過去に実施された調査・研究の成果を集約し、それらを、①経路の特定ができていない区間、②経路の推定ができていない区間、③道の存在は判明するが経路の特定・推定ができていない区間の三分類で表すこととした。

また、過去の調査・研究が不実施もしくは不明確である巡礼路については、山梨県富士山総合学術調査研究における最新の調査・研究情報を随時反映させた。

さらに、富士山保全推進課独自で、①『甲斐国志』や『修訂駿河国新風土記』などの近世の地誌、②森嶋家文書(都留市蔵)などに含まれる近世の村絵図、③明治二十一年(一八八八)、同四十三年(一九一〇)に陸地測量部が測量した五万分の一地形図、④現地の石造物をそれぞれ確認・調査し、これまでの成果の補足を試みた。富士山保全推進課が行った、これらの作業による具体的な成果と課題については、章を改めて説明する。

三 「巡礼路の特定」の成果と課題

(1) 作業の成果

富士山保全推進課では、「巡礼路の特定」について、平成二十六年(二〇一四)十二月までに第一章で触れた方針に基づき、第二章で説明した作業を行った。そして、この成果の一部として、「十九世紀中頃の巡礼路(図一)」を静岡県とともにまとめた^③。本図に反映された経路のうち、富士山保全推進課が担当した山梨県域の主な巡礼路は、次のとおりである。

① 吉田口登山道

北口本宮富士浅間神社を起点に山頂をめざした巡礼路。既に十五・十六世紀には、登拝を目的とした道者たちによって利用され、鈴原大日堂(富士吉田市)・富士御室浅間神社本宮(富士河口湖町)・中宮(富士吉田市)など、沿道の各所に信仰の霊場が整備された^④。十八世紀以降、江戸を中心にして関東地方南部に広がった富士講の人々が利用した。

② 船津口登山道

河口から河口湖の湖畔または湖上を通り、船津胎内を経て山頂をめざした巡礼路。主に鎌倉街道(御坂路)等を通って富士山をめざした甲信越地方や関東地方北部の人々が利用し、かつては「北口ノ正面」を登頂するルートであったが廃絶され、十九世紀までには、船津胎内から小御嶽に至り御中道を経由して吉田口登山道に合

二 山梨県域の調査方法

(1) 過去に実施された調査・研究

山梨県域における、富士山の山中および山麓の構成資産を結ぶ巡礼路を対象とした調査・研究は、過去に複数回実施され、それぞれ報告書にまとめられた。その状況を巡礼路ごとにまとめたものが、表1である。

【表1】山梨県域を対象とした、富士山の巡礼路に関する過去の調査・研究報告書

番号	名称	書名等
1	吉田口登山道	○山梨県教育委員会『富士山 山梨県富士山総合学術調査研究報告書』(二〇一三)に項目あり ○山梨県埋蔵文化財センター『国指定史跡富士山復旧事業(吉田口登山道)報告書―中ノ茶屋馬返し・二合目(鈴原社)地点―』(二〇一三) ○富士吉田市歴史民俗博物館『富士山吉田口登山道関連遺跡』(二〇〇一、二〇〇三) ○富士吉田市歴史民俗博物館『富士山の神仏―吉田口登山道の彫像―』(二〇〇八)に沿道の小屋等に祀られていた神仏の彫像について記載
2	船津口登山道	○山梨県立博物館『河口集落の歴史民俗的研究』(二〇一四)
3	谷村路(富士道)	○山梨県教育委員会『山梨県歴史の道調査報告書』一一 谷村路(一九八七)
4	御中道	○山梨県教育委員会『富士山 山梨県富士山総合学術調査研究報告書』(二〇一三)に項目あり
5	胎内道(越後道)	○山梨県教育委員会『富士山 山梨県富士山総合学術調査研究報告書』(二〇一三)
6	鎌倉街道(御坂路)	○山梨県教育委員会『山梨県歴史の道調査報告書』六 鎌倉街道(御坂路)(一九八五)
7	若彦路(富士道者道・神野道・人穴道・上井出道)	○山梨県教育委員会『山梨県歴史の道調査報告書』八 若彦路(一九八六)
8	鳴沢道	○調査報告書なし
9	中道往還	○山梨県教育委員会『山梨県歴史の道調査報告書』三 中道往還(一九八四) ○富士宮市教育委員会『史蹟人穴』(一九九八)

巡礼路の調査・研究の端緒となったのが、一九八〇年代から一九九〇年代にかけて山梨県教育委員会が実施した、『山梨県歴史の道調査報告書』¹⁾の刊行である。これは、主に近世に利用されていた山梨県域を通過する各街道を対象に、古文書・地誌・絵図といった文献資料に加え、石造物等の現地調査をふまえて、その街道の成立時期や用途、通行の状況、経路などを考察した成果である。

本調査・研究は、対象を富士山の巡礼路に限定したものではないが、甲州道中の大月宿(大月市)から谷村(都留市)を経て上吉田(富士吉田市)に至り吉田口登山道につながる谷村路(富士道)や、甲州道中の石和宿(笛吹市)から御坂峠を越え川口(河口、富士河口湖町)に至り上吉田・山中(山中湖村)・籠坂峠方面および船津口登山道に接続する鎌倉街道(御坂路)、さらに河口湖西岸を通過し大嵐(富士河口湖町)・大田和(鳴沢村)を経て駿河国(静岡県)に向かう若彦路、また甲府から右左口・古閑(以上甲府市)・精進・本栖(以上富士河口湖町)を経て駿河国に向かう中道往還など、富士山信仰に関係する街道が調査の対象に加えられた。これらの報告書にデータが掲載された石造物等は、調査後約二十年間の歳月の経過を受け、既に失われている場合もある。したがって、本調査・研究の成果は、「巡礼路の特定」に関する調査・研究において、その基盤をなすものとして大いに参考となる。

その後、二〇〇〇年代になると、富士吉田市歴史民俗博物館が、吉田口登山道の沿道に所在する遺跡の発掘調査報告書を刊行するとともに、明治初頭の神仏分離まで富士山中に祀られていた彫像をテーマとした企画展を開催した。さらに、万延元年(一八六〇)に刊行された『富士山道しるべ』をもとにして、甲州道中・谷村路(富士道)・吉田口登山道や、富士講の霊場である内八海を結ぶ巡礼路を紹介する調査を実施した。²⁾

そして、二〇〇〇年代末頃になると、富士山の世界遺産登録をめざして、その基盤となる調査・研究の蓄積が重視されるようになり、平成二十年度(二〇〇八)か

的地として選択した各霊場を訪れるために、複数の道が使用される複雑な経路の集合体であったということである。いわば、山中・山麓の各地に分布する霊場間を結ぶ複数の参詣路が、重層的に広がりながら存続してきたといえよう。

したがって、登山道を含めた「巡礼路の特定」を行う作業では、巡礼路の位置や変遷過程だけではなく、各時代の信仰形態に応じて重層的に形成された構成資産・構成要素間の歴史的な関係性を示すことが、多様な構成資産・構成要素間のつながりを明らかにする上で必要であると考えている。そこで、「巡礼路の特定」では、各巡礼路の位置や変遷の過程に加えて、各時代の信仰形態に応じて形成された構成資産間の歴史的な関係性を集約し、これらの結果を調査・研究の成果として示すこととした。

このような方針をふまえてまとめた、保全状況報告書に掲載する「下方斜面における巡礼路の特定に関する調査・研究の成果」の内容構成は、次のとおりである。

- 1 構成資産の歴史的つながりと巡礼路の変遷
 - (1) 噴火と遙拝（九世紀頃）
 - (2) 修験と登拝（十二世紀）
 - (3) 信仰の大衆化と巡拝（十四世紀）
 - (4) 登山の多様化（十九世紀中頃）
- 2 各巡礼路の概説
 - (1) 大宮・村山口登山道
 - (2) 須山口登山道
 - (3) 須走口登山道
 - (4) 吉田口登山道
 - (5) 船津口登山道
 - (6) 御中道

(7) 胎内道（越後道）

(8) 鎌倉街道（御坂路）

(9) 若彦路（富士道者道・神野路・人穴道・上井出道）

(10) 鳴沢道

(11) 中道往還

(12) 御神幸道（富士山本宮浅間大社）山宮浅間神社）

(13) 三保松原ルート

3 各巡礼路に関する研究状況と今後の研究計画

巡礼路概念図

十九世紀中頃の巡礼路経路図

このうち、1は、富士山信仰の歴史を、その内容・形態に応じて四段階に区分した上で、構成資産間の歴史的なつながり等をわかりやすく紹介することを意図し、それぞれの段階ごとにチャート図を用いて、構成資産間の関係性や当時の代表的な巡礼路を紹介している。続いて2は、山梨・静岡両県に広がる富士山参詣の各巡礼路の状況を、十三か所の経路ごとに概説している。なお、巡礼路の名称は、原則として既刊の報告書等に記載されたものを使用した。そして最後に3は、過去に実施されてきた各巡礼路ごとの調査・研究の成果をまとめた上で、来訪者の主な出身地までを含んだ広域的な「巡礼路概念図」、および富士山の山中・山麓における巡礼路の位置を示した「十九世紀中頃の巡礼路経路図」を作成した。

以上に関する具体的な内容については、最終的に平成二十七年（二〇一五）にまとめられる保全状況報告書を参照いただきたい。本報告では、この内容がどのような調査や作業を経てまとめられたのかを、山梨県における事例をもとに説明する。

世界遺産富士山「巡礼路の特定」に関する作業報告

西川 広平

はじめに

平成二十五年（二〇一三）六月二十二日、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）世界遺産委員会において、富士山の世界文化遺産登録が決定した。

登録に際して、ユネスコの諮問機関であるイコモス（国際記念物遺跡会議）から示された勧告では、情報提供戦略や危機管理戦略などと並んで、かつて富士山信仰に利用された山麓の巡礼路の多くが廃絶している現状において、二十五か所の構成資産間のつながりが認識され、また容易に理解されるように管理、紹介されることの必要性が指摘されており、構成資産・構成要素を結ぶ「下方斜面における巡礼路の特定」を行い、その内容を報告することが求められた。

こうしたイコモス勧告をふまえ、山梨県は、文化庁や静岡県とともに、平成二十八年（二〇一六）二月一日までに保全状況報告書をまとめ、ユネスコ世界遺産センターに提出することが責務となっている。「下方斜面における巡礼路の特定」についても、この保全状況報告書にその成果を反映するため、調整を進めている。

筆者は、山梨県知事政策局富士山保全推進課の担当者として、「下方斜面における巡礼路の特定」に関する方針の検討や実際の執筆に携わった。この作業は、平成二十六年（二〇一四）十二月現在、保全状況報告書の骨子となる他の各種戦略案とともに取りまとめられた段階であるが、これまでに開催された富士山の保全推進に関わる各協議会等において、その内容に高い関心が示されている。また、今後の調査・研究の進展をふまえた内容の更なる充実化を図るためにも、この間の作業内容

について広く説明する必要があると認識している。

そこで、この度、イコモス勧告が指摘する「下方斜面における巡礼路」に留まらず、山麓の各浅間神社から山頂に至る登山道をも含んだ、広義の「巡礼路の特定」（以下、同様の意味で使用する場合）には「巡礼路の特定」という）を目標とした富士山保全推進課による作業の状況をまとめることとした。

なお、本報告は、筆者が直接担当した山梨県域の状況を対象として、担当者の立場で執筆したものであり、保全状況報告書および山梨県立博物館が中心となって進めている富士山総合学術調査研究の成果そのものの集約ではないことを断っておく。

一 「巡礼路の特定」の方針と概要

まず、何故「下方斜面における巡礼路の特定」が、イコモス勧告で求められたのかを再確認しておきたい。同勧告を見直すと、「下方斜面における巡礼路の特定」は、単に富士山周辺に広がる信仰の道の経路を明確化することが目的のではなく、これを手段の一つとして、構成資産・構成要素相互の関係を明示することにより、それぞれの構成資産・構成要素が有している個別の歴史に留まらず、それらが結び付き、つながることによって生み出された世界遺産「富士山」の信仰および芸術の歴史の全体像を示すことが求められていると解釈される。

この際、注意しておきたいことは、構成資産・構成要素間を結ぶ、いわゆる巡礼路は、ヨーロッパ諸国に見られるような、各地に点在するキリスト教の霊場等を順番にたどるための一本に集約された経路ではなく、当該地域への来訪者が、その目

山梨県立博物館研究紀要 第9集

発行日 2015(平成27)年3月25日
編集・発行 山梨県立博物館
〒406-0801
笛吹市御坂町成田1501-1
TEL 055(261)2631
印刷 株式会社 島田プロセス



Bulletin of the Yamanashi Prefectural Museum

vol. 9 2015

Jomon ware containing wild soybean seeds (<i>Glycine max</i> subsp. <i>soja</i>) in the middle Jomon period.	NAKAYAMA Seiji SANO Takashi	1
Niitsu family's ancestral portraits: focusing on the works of TSUKIOKA Yoshitoshi.	MATSUDA Misako	(39) 32
The relation between Noh "Ukai" and the Tale of Ukai: The making and development of the origin story of Onmyouji in Isawa in the early modern period.	NAKONO Kenji	(23) 48
Introduction of the new collection: Letter from TAKEDA Katsuyori and Document by the magistrate of Tokugawa.	EBINUMA Shinji	(19) 52
"Kojo tomo Utsushi" (Copy of old documents) from the Ichikawa Family Documents.	EBINUMA Shinji	(9) 62
Report on the operation to trace the pilgrim routes in World heritage FUJISAN.	NISHIKAWA Kouhei	(1) 70